「経営事項審査結果データの活用と海外における建設企業評価手法に関する調査」報告書

平成24年2月

「経営事項審査制度の利用のあり方検討委員会」

― 目　　次 ―

はじめに

委員名簿

第１章　経営事項審査制度の概要
1.1　経営事項審査とは ····· 3
1.2　経営事項審査と競争参加資格審査 ····· 3
1.3　経営事項審査の審査項目について ····· 4

第２章　経営事項審査の結果利用の現状（民間発注者）
2.1　アンケート調査の概要 ····· 17
2.2　アンケート調査結果（単純集計） ····· 22
2.3　アンケート集計結果（クロス集計） ····· 59
2.4　ヒアリング調査結果 ····· 84

第３章　アジア諸国における建設企業評価の状況
3.1　シンガポールにおける建設企業評価の現状と手法 ····· 89
3.2　韓国における建設企業評価の現状と手法 ····· 95
3.3　ベトナムにおける建設企業評価の現状と手法 ····· 103
3.4　まとめ ····· 106

第４章　本委員会のまとめと提言
本委員会のまとめと提言 ····· 111

― 参 考 資 料 ―

【参考資料】 ····· 113
1. 経営事項審査制度（改正の変遷）
2. アンケート調査票
3. アンケート集計結果（単純集計）
4. 平成 11 年実施「民間工事における建設業者選定基準等の実態調査」の概要

はじめに

経営事項審査制度は、建設業法(昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号(第 4 章の 2、「建設業者の経営に関する事項の審査」))第 27 条の 23 に基づき、国、都道府県、市町村等の公的主体が発注する公共事業を請け負う建設業者の経営に関する客観的事項審査として実施されてきた。

この審査制度により提出された各建設企業の経営事項に関するデータは、公共事業を施工する受注者としての経営状況の適正化を判断するための資料であるが、データ数は 10 数万におよび、建設企業の経営力、技術力、社会的貢献度等の多面的、総合的データでもある。このため、このデータに、建設技術者や基幹的技能工における、資格、経歴、工事実績等も十分に適正に評価反映させ、国内の民間工事においても活用されることが期待されるものである。

一般財団法人建設業情報管理センターでは、平成 10 年 12 月から国土交通省の指導により経営事項審査の結果をホームページで公表しているが、相当数のアクセスがあり、その状況から公共工事の発注機関のみならず建設企業、金融機関、あるいは公益的な民間企業等が幅広く利用しているのではないかと推察、類推している。

そこで、一般財団法人建設業情報管理センター及び財団法人建設業技術者センターは、有識者による「経営事項審査制度の利用のあり方検討委員会」を設置し、本制度の広範かつ適正な利用の促進を図るという観点から、経営事項審査結果データの利用状況について調査し、その現状と課題を把握することにより、今後の活用方法の検討を行うこととした。また、海外における建設企業の評価手法に関する現状調査も併せて行った。

経営事項審査結果データの利用状況の把握と活用拡大に向けた課題の分析を行うため、民間の建築発注者に対してアンケート調査やヒアリング調査を実施した。また、海外調査についてはヒアリング等で情報収集を行い、報告書をまとめた。

第 1 章では、経営事項審査制度の概要と現行制度（平成 22 年改正）の審査項目・指標について、解説を行っている。第 2 章では、今回実施したアンケート調査結果について、単純集計及びクロス集計を行い、建設企業の選定方法や経営事項審査結果データの利用等について、様々な切り口から分析を行っている。第 3 章では、海外、特にアジア地域で、建設企業の評価において経営事項審査制度と同様または類似の手法を有しているのか、現状について調査を行っている。

なお、今回の調査の目的は、公共工事の入札制度を目的とした経営事項審査制度そのものを議論するのではない点は、留意する必要がある。

経営事項審査制度の利用のあり方検討委員会　委員名簿

大橋　　弘	東京大学大学院経済学研究科准教授（座長）
井村　　登	公認会計士・税理士
押田　　彰	社団法人全国建設業協会専務理事
野村　敬明	社団法人全国建設業協会常務理事
丹上　　健	財団法人建設業振興基金理事
細村　国夫	社団法人日本建設業連合会顧問
大竹　重幸	財団法人建設業技術者センター常務理事
西　　弘志	財団法人建設業技術者センター管理部管理課長
斎藤　芳久	一般財団法人建設業情報管理センター専務理事
山元　光次郎	一般財団法人建設業情報管理センター事務局長 兼企画業務部長
小川　栄一	一般財団法人建設業情報管理センター企画業務部次長
山口　悦弘	財団法人建設経済研究所研究理事

（敬称略）

第１章

経営事項審査制度の概要

1. 経営事項審査制度の概要

1.1　経営事項審査とは

「経営事項審査」とは、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事（以下「公共工事」という。）を発注者から直接請け負おうとする建設業者が必ず受けなければならない審査である。

建設業法には、「公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない（第 27 条の 23 第 1 項）」と規定されている。

また、この審査は、経営状況、経営規模、技術的能力、その他の客観的事項について、数値による評価をすることにより行うもの（第 27 条の 23 第 2 項）とされており、審査項目及び基準については、中央建設業審議会の意見を聴いて国土交通大臣が定める（第 27 条の 23 第 3 項）とされている。

1.2　経営事項審査と競争参加資格審査

国や地方公共団体などの公共発注機関は、あらかじめ入札参加に必要な資格基準を定め、定期的に競争入札参加資格審査を行っている。この資格審査では、建設企業の客観的事項の審査結果と、主観的事項の審査結果を総合的に勘案して等級別登録（格付）を行い、有資格者名簿を作成している。この資格審査のうち、客観的事項の審査にあたるものが経営事項審査であり、その評価結果が総合評定値である（図表 1）。

図表 1　公共工事の競争参加資格審査の概要

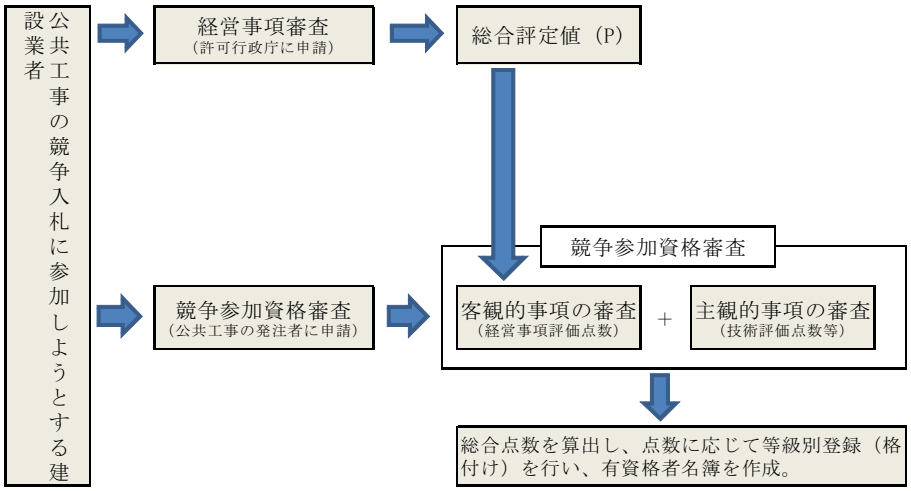

1.3　経営事項審査の審査項目について

経営事項審査の審査項目は、経営規模（X）、経営状況（Y）、技術的能力（Z）、その他の事項（W）の 4 つに大きく分けられる。それぞれの審査項目について評点を求め、これらに一定のウエイト付けを行い総合評定値（P）を算出する。

（1）　経営規模（X）

経営規模は、工事種類別年間平均完成工事高（X1）と自己資本額及び利益額（X2）によって評価する。

①工事種類別年間平均完成工事高（X1）

工事種類別年間平均完成工事高の評点は、許可をうけた業種ごとに平均完成工事高を算出し、その数値を評点テーブル（図表 2）に当てはめて算出する。

②自己資本額及び平均利益額（X2）

自己資本額は、負債純資産合計から負債合計を差し引いた「純資産合計」のことをいい、平均利益額は、審査対象事業年度と前年度における営業利益額と減価償却実施額の合計の平均のことをいう。

自己資本及び平均利益額（X2）の評点は、自己資本額、平均利益額のそれぞれを評点テーブル（図表 3、4）に当てはめ、その平均を取ることで算出する。

図表２　X1 の評点テーブル（一部抜粋）

許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高		評点
1,000億円以上		2,309
800億円以上	1,000億円未満	114×（年間平均完成工事高）÷20,000,000 + 1,739
600億円以上	800億円未満	101×（年間平均完成工事高）÷20,000,000 + 1,791
500億円以上	600億円未満	88×（年間平均完成工事高）÷10,000,000 + 1,566
400億円以上	500億円未満	89×（年間平均完成工事高）÷10,000,000 + 1,561
300億円以上	400億円未満	89×（年間平均完成工事高）÷10,000,000 + 1,561
250億円以上	300億円未満	75×（年間平均完成工事高）÷5,000,000 + 1,378
200億円以上	250億円未満	76×（年間平均完成工事高）÷5,000,000 + 1,373
150億円以上	200億円未満	76×（年間平均完成工事高）÷5,000,000 + 1,373
120億円以上	150億円未満	64×（年間平均完成工事高）÷3,000,000 + 1,281

図表３　自己資本額の評点テーブル（一部抜粋）

自己資本の額又は平均自己資本の額		評点
3,000億円以上		2,114
2,500億円以上	3,000億円未満	63×（自己資本額）÷50,000,000 + 1,736
2,000億円以上	2,500億円未満	73×（自己資本額）÷50,000,000 + 1,686
1,500億円以上	2,000億円未満	91×（自己資本額）÷50,000,000 + 1,614
1,200億円以上	1,500億円未満	66×（自己資本額）÷30,000,000 + 1,557
1,000億円以上	1,200億円未満	53×（自己資本額）÷20,000,000 + 1,503
800億円以上	1,000億円未満	61×（自己資本額）÷20,000,000 + 1,463
600億円以上	800億円未満	75×（自己資本額）÷20,000,000 + 1,407
500億円以上	600億円未満	46×（自己資本額）÷10,000,000 + 1,356
400億円以上	500億円未満	53×（自己資本額）÷10,000,000 + 1,321

図表４　平均利益額の評点テーブル（一部抜粋）

平均利益額	評点
300億円以上	2,447
250億円以上　300億円未満	134×（平均利益額）÷5,000,000 + 1,643
200億円以上　250億円未満	151×（平均利益額）÷5,000,000 + 1,558
150億円以上　200億円未満	175×（平均利益額）÷5,000,000 + 1,462
120億円以上　150億円未満	123×（平均利益額）÷3,000,000 + 1,372
100億円以上　120億円未満	93×（平均利益額）÷2,000,000 + 1,306
80億円以上　100億円未満	104×（平均利益額）÷2,000,000 + 1,251
60億円以上　80億円未満	122×（平均利益額）÷2,000,000 + 1,179
50億円以上　60億円未満	70×（平均利益額）÷1,000,000 + 1,125
40億円以上　50億円未満	79×（平均利益額）÷1,000,000 + 1,080

(2)　経営状況（Y）

経営状況は、企業実態を的確に反映させるため、企業の「負債抵抗力」、「収益性・効率性」、「財務健全性」及び「絶対的力量」を見る８つの指標によって評価する。

各指標の計算式と意味は以下の通りである。また、一般財団法人建設業情報管理センターが刊行した「建設業の経営分析（平成 21 年度）」から、各指標の平均値[1]を参考として掲載する。

①純支払利息比率（%）

（計算式）

$$\text{純支払利息比率} = \frac{\text{支払利息} - \text{受取利息配当金}}{\text{売上高}} \times 100$$

（上限値：5.1%　　下限値：-0.3%）

（意　味）

1 平均値は単純平均（加算平均）により算出。ただし、算式分母がゼロ以下のデータは算出対象から除外している。また、トリム平均を行いデータ全体の上下の一定割合の値を異常値として算出対象から除外している。

財務面における金融収支（支払利息と受取利息配当金の差）の売上高に対する割合をみるための比率で、支払利息から受取利息等配当金を引いているので、この数値が低いほど好ましくなる。平成 21 年度の純支払利息比率（平均値）は 0.69%となっている。

②負債回転期間（月）

（計算式）

$$\text{負債回転期間} = \frac{\text{流動負債} + \text{固定負債}}{\text{売上高} \div 12}$$

（上限値：18.0ヶ月　下限値：0.9ヶ月）

（意　味）

負債総額が売上高（月商）に対してどの程度かをみるための比率で、回転率が保有する資産等の売上高への貢献度（活動性）をみる指標であるのに対し、回転期間はその資産（または負債）が1回転するまでに必要な月数をあらわしている。本比率は、月商に対する負債残高であるから、この数値が低いほど負債が少なく、好ましくなる。平成21年度の負債回転期間（平均値）は7.05ヶ月となっている。

③総資本売上総利益率（%）

（計算式）

$$\text{総資本売上総利益率} = \frac{\text{売上総利益}}{\text{総資本（2期平均）}} \times 100$$

（上限値：63.6%　下限値：6.5%）

（意　味）

投下された総資本を使用してどれだけの売上総利益を上げたかをみるための比率である。経営事項審査では、2期平均の総資本が3,000万円以下であった場合には、3,000万円として計算される。平成21年度の総資本売上総利益率（平均値）は34.32%となっている。

④売上高経常利益率（%）

（計算式）

$$\text{売上高経常利益率} = \frac{\text{経常利益}}{\text{売上高}} \times 100$$

（上限値：5.1%　下限値：-8.5%）

（意　味）

売上高に対してどれだけの経常利益を上げたかをみるための比率である。経常利益

は、企業の営業活動に加え、毎期経常的に発生する財務活動を加味したもので、この比率が高いほど収益性が高い。平成21年度の売上高経常利益率（平均値）は-2.22%となっている。

⑤自己資本対固定資産比率（%）

（計算式）

$$\text{自己資本対固定資産比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{固定資産}} \times 100$$

（上限値：350.0%　下限値：-76.5%）

（意　味）

固定資産への投資が借入金などの他人資本でなく、自己資本でどの程度、賄われているかをみるための比率である。一般的には、固定資産を自己資本で割る固定比率が用いられるが、経営事項審査では、計算の都合上、逆数を用いている。

この数値が高いほど健全性が高い。ただし、過度に高い場合には、企業の成長に必要な投資が行われていない可能性も考えられ、高すぎる場合の解釈には慎重な検討が必要である。平成21年度の自己資本対固定資産比率（平均値）は144.80%となっている。

⑥自己資本比率（%）

（計算式）

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$$

（上限値：68.5%　下限値：-68.6%）

（意　味）

総資本に対して自己資本の占める割合、つまり資本蓄積の度合いを見るための比率で、数値は高いほど好ましくなる。平成 21 年度の自己資本比率（平均値）は 21.15%となっている。

⑦営業キャッシュフロー（億円）

（計算式）

$$\text{営業キャッシュフロー} = \frac{\text{営業キャッシュフロー}}{\text{1億円}} \text{(2期平均)}$$

（上限値：15.0億円　下限値：-10.0億円）

（意　味）

企業が営業活動によりどの程度の資金を獲得したかをみるための比率で、1億円単位で表している。数値は高いほど好ましい。平成21年度の営業キャッシュフロー（平均値）は0.035億円となっている。

⑧利益剰余金（億円）

（計算式）

$$\text{利益剰余金} = \frac{\text{利益剰余金}}{\text{1億円}}$$

（上限値：100.0億円　下限値：-3.0億円）

（意　味）

利益剰余金は、過去の利益の蓄積のことで、1億円単位で表している。平成21年度の利益剰余金（平均値）は0.662億円となっている。

以上の 8 指標の計算結果を次の計算式に当てはめ、経営状況点数（A）を算出する。

経営状況点数(A)　＝　－0.4650　×　①純支払利息比率
－0.0508　×　②負債回転期間
＋0.0264　×　③総資本売上総利益率
＋0.0277　×　④売上高経常利益率
＋0.0011　×　⑤自己資本対固定資産比率
＋0.0089　×　⑥自己資本比率
＋0.0818　×　⑦営業キャッシュフロー
＋0.0172　×　⑧利益剰余金
＋0.1906

そして、経営状況点数（A）を次の計算式に当てはめ、経営状況の評点（Y）を算出する。

経営状況の評点（Y）　＝　167.3　×　（A）　＋　583
（最高点は 1,595 点、最低点は 0 点）

(3)　技術力（Z）

技術力の評点は、業種別技術職員数の点数（Z1）と工事種類別年間平均元請完成工事高の点数（Z2）によって評価する。

①技術職員数（Z1）

技術職員数の評点は申請業種毎に技術職員数値を算出し、評点テーブル（図表 5）に当てはめて算出する。

この技術職員数値は、1 級監理受講者（1 級技術者であり監理技術者資格証の交付を受けている者）を 6 点、1 級技術者（1 級監理受講者以外）を 5 点、登録基幹技能者講習を修了した基幹技能者[2]を 3 点、2 級技術者を 2 点、その他の技術者を 1 点として計算する。

②元請完成工事高（Z2）

元請完成工事高の評点は、公共工事の元請人として求められるマネジメント能力を的確に評価する観点から、元請としてマネジメントした工事の積み重ねを量的に評価しようというもので、工事種類別の年間平均元請完成工事高（民間工事も含む）が対象となる。業種毎に直前 2 年間または 3 年間の平均元請完成工事高を評点テーブル（図表 6）に当てはめて点数を算出する。

以上の Z1 と Z2 を 4 対 1 の割合で合算し、技術力の評点（Z）を算出する。

技術力の評点（Z）＝（Z1）× 4/5 ＋（Z2）×1/5

[2] 基幹技能者は、熟達した作業能力と豊富な知識を持つとともに、現場をまとめ、効率的に作業を進めるためのマネジメント能力に優れた技能者で、専門工事業団体の資格認定を受けた者。

図表 5　Z1 の評点テーブル（一部抜粋）

技術職員数値		評点
15,500以上		2,335
11,930以上	15,500未満	62×（技術職員数値）÷3,570 + 2,065
9,180以上	11,930未満	63×（技術職員数値）÷2,750 + 1,998
7,060以上	9,180未満	62×（技術職員数値）÷2,120 + 1,939
5,430以上	7,060未満	62×（技術職員数値）÷1,630 + 1,876
4,180以上	5,430未満	63×（技術職員数値）÷1,250 + 1,808
3,210以上	4,180未満	63×（技術職員数値）÷970 + 1,747
2,470以上	3,210未満	62×（技術職員数値）÷740 + 1,686
1,900以上	2,470未満	62×（技術職員数値）÷570 + 1,624
1,460以上	1,900未満	63×（技術職員数値）÷440 + 1,558

図表 6　Z2 の評点テーブル（一部抜粋）

許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高		評点
1,000億円以上		2,865
800億円以上	1,000億円未満	119×（年間平均元請完成工事高）÷20,000,000 + 2,270
600億円以上	800億円未満	145×（年間平均元請完成工事高）÷20,000,000 + 2,166
500億円以上	600億円未満	87×（年間平均元請完成工事高）÷10,000,000 + 2,079
400億円以上	500億円未満	104×（年間平均元請完成工事高）÷10,000,000 + 1,994
300億円以上	400億円未満	126×（年間平均元請完成工事高）÷10,000,000 + 1,906
250億円以上	300億円未満	76×（年間平均元請完成工事高）÷5,000,000 + 1,828
200億円以上	250億円未満	90×（年間平均元請完成工事高）÷5,000,000 + 1,758
150億円以上	200億円未満	110×（年間平均元請完成工事高）÷5,000,000 + 1,678
120億円以上	150億円未満	81×（年間平均元請完成工事高）÷3,000,000 + 1,603

(4)　その他の審査項目（社会性等）（W）

その他の審査項目（社会性等）は、労働福祉の状況、建設業の営業継続状況、防災協定締結の有無等の８項目によって評価する。

①労働福祉の状況

以下の 5 つの事項を対象に、法律上の義務履行に係る事項（a,b）は義務不履行の場合に減点評価し、その他の事項（c,d,e）は制度に加入・対応している場合に加点評価する。

a:雇用保険への未加入（-30 点）
b:健康保険及び厚生年金保険への未加入（-30 点）
c:建設業退職金共済制度への加入（+15 点）
d:退職一時金制度あるいは企業年金制度の導入（+15 点）
e:法定外労働災害補償制度への加入（+15 点）

②建設業の営業継続の状況

建設業の許可又は登録を受けてからの年数と、民事再生法または会社更生法の適用の有無で評価する。

a:営業年数　（0 点～+60 点）
b:民事再生法または会社更生法の適用有り　（-60 点）

③防災協定締結の有無

審査基準日において、建設業者もしくは建設業者が加入する団体が、国、独立行政法人若しくは地方自治体との間で災害時の防災活動などについて定めた協定を締結している場合に評価（+15 点）する。

④法令遵守の状況

審査期間内に国土交通省または都道府県から営業停止処分や指示処分を受けたことがあると減点評価される。

a:営業の全部（一部）停止処分　（-30 点）
b:指示処分　（-15 点）

⑤建設業の経理状況

経理の信頼性向上に取り組む建設業者に対して加点評価される。監査の受審状況と公認会計士等の数が評価対象となる。ここでいう公認会計士等とは、公認会計士、会計士補、税理士及び 1 級登録経理試験合格者のことである。

（監査の受審状況）
a:会計監査人の設置あり（+20 点）
b:会計参与の設置あり　（+10 点）
c:経理事務責任者が一定の確認項目にもとづいて自主監査を行っている（+2 点）
（公認会計士等の数）
a:公認会計士等の数＝公認会計士等の数×1＋2 級登録経理試験合格者の数×0.4

⑥研究開発の状況

審査対象事業年度と前年度の研究開発費の平均額を評点テーブルに当てはめ、0 点～+25 点の加点評価を行う。評価対象は会計監査法人設置会社に限定している。

⑦建設機械の保有状況

地域防災への備えとして、災害応急復旧時に使われる建設機械の保有状況を評価する。審査基準日から 1 年 7 カ月以上の契約期間がまだ残っているリース契約も対象となり、1 台につき 1 点が加算され、上限は 15 点となっている。

⑧国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

以前は多くの都道府県、市町村で主観点として評価されていたが、受発注者双方の事務負担の軽減を目的として客観的事項として経営事項審査に追加されている。加点される種類と点数は次のとおり。

a:ISO9001 号 及び 14001 号の登録	（+10 点）
b:ISO9001 号の登録	（+5 点）
c:ISO14001 号の登録	（+5 点）

以上の①～⑧の合計点に 10×190/200 を掛け合わせて、その他の審査項目の評点（W）を算出する。

その他の審査項目の評点（W） ＝（①＋②＋③＋④＋⑤+⑥＋⑦＋⑧）×10×190/200

（1）～（4）で算出した X1、X2、Y、Z、W を次の式に当てはめ、総合評定値（P）を算出する。

総合評定値（P） ＝ 0.25X1＋0.15X2＋0.20Y＋0.25Z＋0.15W

第２章

経営事項審査の結果利用の現状
（民間発注者）

2. 経営事項審査の結果利用の現状（民間発注者）

2.1　アンケート調査の概要

（１）調査目的

経営事項審査制度は、建設業法第 27 条の 23 に基づき、国、都道府県、市町村等の公的主体が発注する公共事業を請け負う建設業者の経営に関する客観的事項審査として実施されてきた。この審査制度により提出された各建設企業の経営事項に関するデータは、公共事業を施工する受注者としての経営状況の適正化を判断するための資料であるが、データ数は 10 数万に及び、建設企業の経営力、技術力、社会的貢献度等を示す多面的、総合的データでもある。

この経営事項審査の結果は、公共工事入札参加希望者選定手続きの透明性の一層の向上による公正さの確保、企業情報の開示や相互監視による虚偽申請の抑止力の活用といった観点から、平成 10 年 12 月から（財）建設業情報管理センター（以下、「ＣＩＩＣ」という。）のホームページ（http://www.ciic.or.jp/）にて公表されるようになった。

本調査は、経営事項審査の結果が一般に公表されるようになってから 10 年以上が経過した現在、民間発注者において、どの程度の利用が見られ、また企業選定の一助となっているのか等の現状を調査し、課題を把握することにより、利用範囲のさらなる拡大のための施策の方向性を探ることを目的に実施したものである。なお、分析には、平成 11 年を対象に実施した「民間工事における建設業者選定基準等の実態調査」（調査主体：建設省　建設経済局（現　国土交通省　土地・建設産業局）、調査機関：財団法人　建設経済研究所、以下「平成 11 年調査」という）の結果を併せて活用し、前回調査から 10 年以上が経過し、どのような変化が起きたかの比較も行う。

（２）調査対象

民間発注者（営利法人、ディベロッパー、個人 等）、マンション管理組合関係団体のうち、以下の基準にて抽出した計 1,906 件を調査対象とした。

①建設専門紙（建設通信新聞）の民間工事情報より、2008～2010 年の 3 年間において延床面積 400 ㎡以上の建設工事(建築)の建築確認申請 及び 標識設置を行った発注者から 1,886 件を抽出

②全国マンション管理組合連合会に加盟する 19 団体及びマンション管理センター

（３）調査項目

①基本情報：組織情報
②建設企業の選定：発注形態、選定基準、利用情報、希望情報
③経営事項審査：認知度、活用有無、活用項目、活用意向

（４）調査方法

調査対象 1,906 者に調査票を送付し、郵送にて回収した。

（５）調査実施期間

平成 23 年 9 月 21 日～平成 23 年 10 月 21 日

（６）回収状況

調査票を配布した先と回答者数、回収率等は図表 2-1 の通りである。

図表 2-1　調査票配布企業数と回答企業数

発送件数	1,906
回収件数	191
回収率	10%

（７）アンケート調査結果の概要

Ⅰ）建設企業の選定について

今回の調査と平成 11 年調査から建設企業選定における状況を比較した。建設企業選定については、「特命」のみとした回答者が減少し、「競争見積り」または「特命と競争見積りを併用」するとした回答者が増加している。

また、企業選定にあたっては、設計と施工を別々に選定する傾向が強くなっている。このような状況から、建設企業を選定するにあたり、価格重視と新しい取引先を求める傾向があると考えられる。発注候補となる企業については、様々な関係者からの紹介が 4 割弱を占めているが、選定する際には、自者以外の者を利用せず、自主的に判断する傾向が見られる。

選定時の判断基準は、「価格の安さ」、「施工の技術力」、「安全対策」、「アフターケア」等様々な要素が考慮されている。選定時の入手情報については、「財務内容」、「施工の技術力」、「営業年数・沿革」、「企業の評判」等が主要なものとなっている。

１）企業選定時の入手情報

①財務内容

財務内容の入手方法については、「決算報告書」が最も多く、次いで「信用調査会社の調査結果」、「経営事項審査の結果」となっている。また、「決算報告書」を入手している回答者の約 5 割がそれ以外の情報も入手しており、その 4 割弱が「経営事項審査の結果」を活用しているとの回答を得た。

ヒアリングを行った公益民間企業や保険会社からは、経営事項審査の結果を補完資料として利用しているとの回答を得た。

②施工の技術力

「施工の技術力」は、「従来からの取引実績」や「施工実績」を重要とする回答者が多かった。

２）企業選定時の情報の入手先

建設企業を選定する上での情報の入手先は、「信用調査会社の調査結果」が最も多く、「建設企業のウェブサイトや営業案内書類」、「決算報告書」、「経営者との面談」、「経営事項審査の結果」の順になっている。

Ⅱ）経営事項審査について

１）経営事項審査制度の認知度と利用状況

経営事項審査制度については、今回の調査において約 5 割が「知っている」と回答している。平成 11 年調査では、「知っている」とした回答者は 4 割弱であったことから、「知っている」とする回答者の比率は上昇したことになる。しかし、「知っている」としながら、経営事項審査の結果が公表されていることを知らない回答者が 2 割弱存在する。また、公表を知っていた回答者で、「利用していない」とする回答者は 4 割弱存在している。

経営事項審査の結果を利用しているとした回答者は、複数の建設企業を「同じ尺度で評価」できることや、「経営状況、技術力などが点数化されていてわかりやすい」こと等を利用の理由として挙げている割合が高い。

利用項目は、「総合評定値」、「経営状況分析」、「技術力（技術者の人数）」、「工事種類別年間平均元請完成工事高」等が多くなっている。

２）利用満足度

経営事項審査の結果の利用者に、その満足度を調査したところ、9 割強の回答者が「満足」、「やや満足」と回答している。要望事項としては、「特になし」が最も多く、次いで、「経営事項審査の結果の表示方法の改善」、「ＣＩＩＣのウェブサイト内容の充実」が挙げられている。また、「不満」とする回答者においても、同様の項目の要望が出されている。

経営事項審査制度を知らない回答者について、「経営規模等評価結果通知書　総合評定値通知書（サンプル）」をみた上で、回答してもらったところ、その 5 割強が「利用したい」と答えている。利用希望項目は、「総合評定値」、「経営状況分析」、「技術力（技術者の人数）」等を挙げている。

なお、「利用したことがない」、「今後利用してみたいとは思わない」とした回答者は、その理由について、5 割強が「現状の建設企業の選定方法で満足している」と回答した。

また、利用については、「評価点の平均値」や「判断基準」等の情報提供があれば、利用しやすいとの意見もある。

Ⅲ）クロス集計について

１）資本金別

規模別にデータの比較を行うと、経営事項審査の結果に対する、認知度、入手方法、利用目的等に相違がみられる。

大規模発注者は、経営事項審査の結果の公表を認識し、企業選定時に活用する傾向にある。なお、経営事項審査の結果は、ＣＩＩＣのウェブサイトから直接入手しているとする回答者が７割弱となっている。

利用目的としては、大規模発注者は複数企業を「同じ尺度で評価できる」ために活用し、小規模発注者は「経営状況、技術力などが点数化されていてわかりやすい」ために活用している割合が大きい。

２）経営事項審査の結果を利用している・利用していない

経営事項審査の結果を利用している発注者の特徴は、建設企業の選定方法として「特命」が比較的少なく、「競争見積り」または「特命と競争見積りを併用」する場合が多い。また、企業の能力（技術力・安全対策・アフターケア）、知名度、健全度（規模・財務内容・不正行為・評判・社会貢献）等多くの分野の指標を重要視する傾向にある。入手できれば企業選定の判断材料にしたと思われる情報については、「工事の事故歴」や「企業評判」等が多く挙げられている。

３）経営事項審査の結果を今後利用してみたい・利用してみたいとは思わない

経営事項審査の結果を今後利用してみたいとする発注者は、利用してみたいとは思わない発注者に比べて、「複数の企業による競争見積り」を行う割合が高い。これらの発注者は、企業選定時に、経営事項審査の結果に示される項目を重要と考える傾向があり、経営事項審査の結果は企業選定の一助となるものと考えられる。

2.2　アンケート調査結果（単純集計）

（１）属性について

回答者の属性は、図表 2-2、2-3、2-4、2-5、2-6、2-7 及び 2-8 の通りである。

図表 2-2　本社所在地について（問 1）

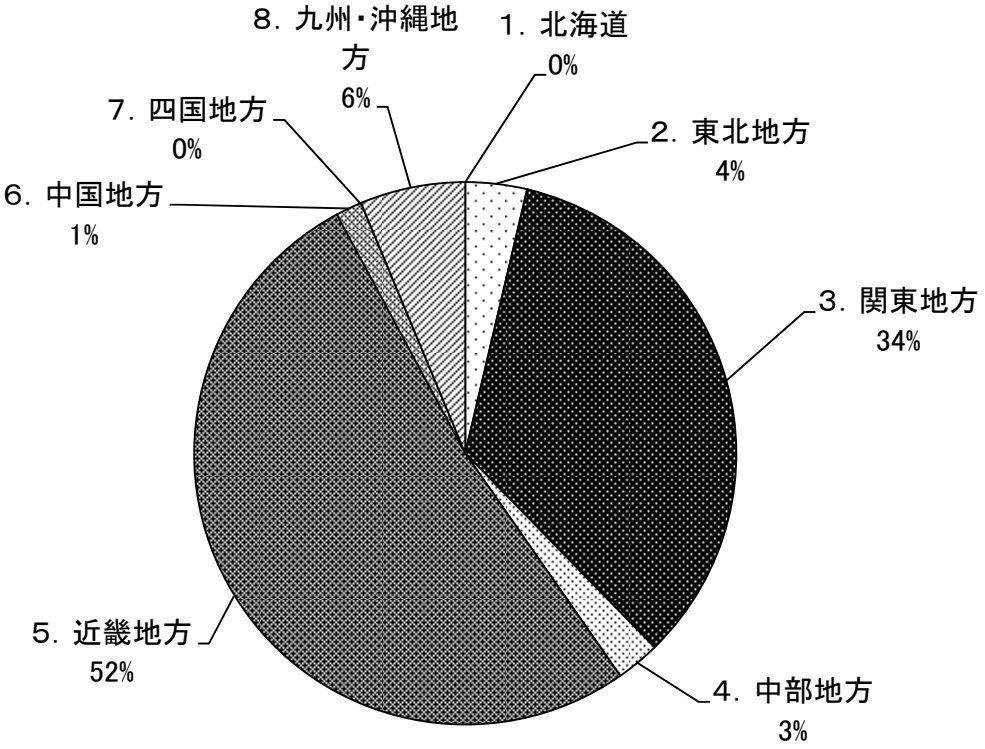

図表 2-3　業種について（問 2）

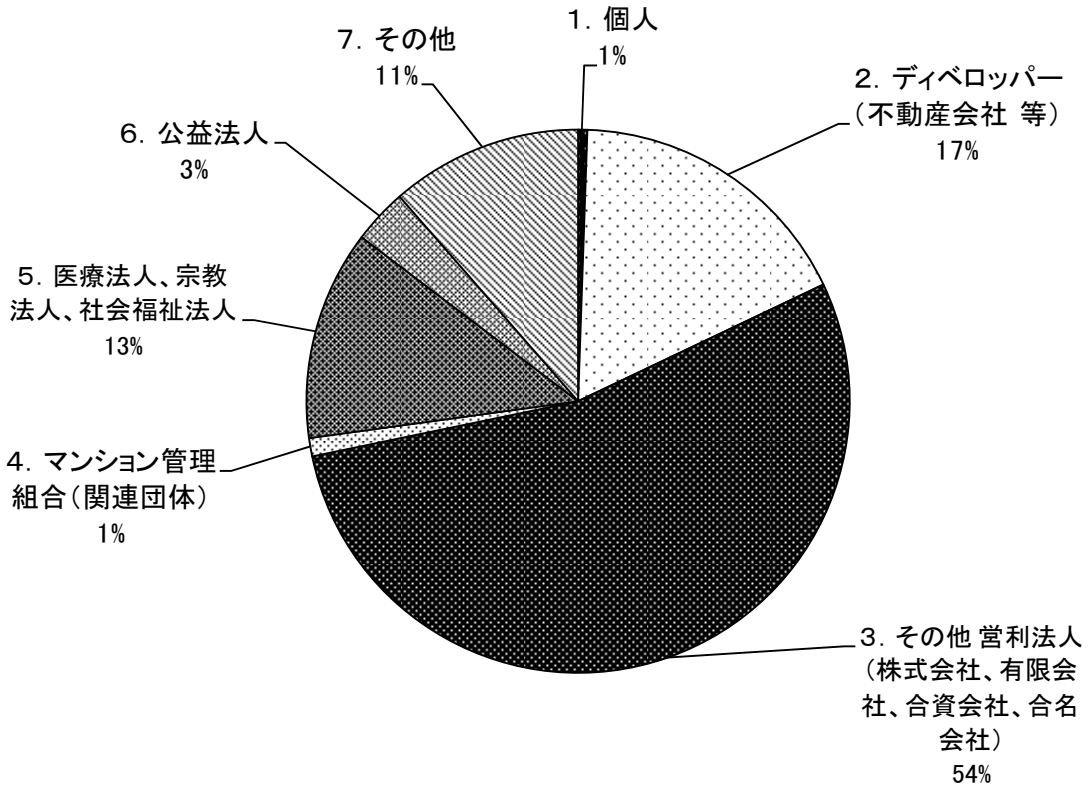

図表 2-4　資本金額について（問 3）

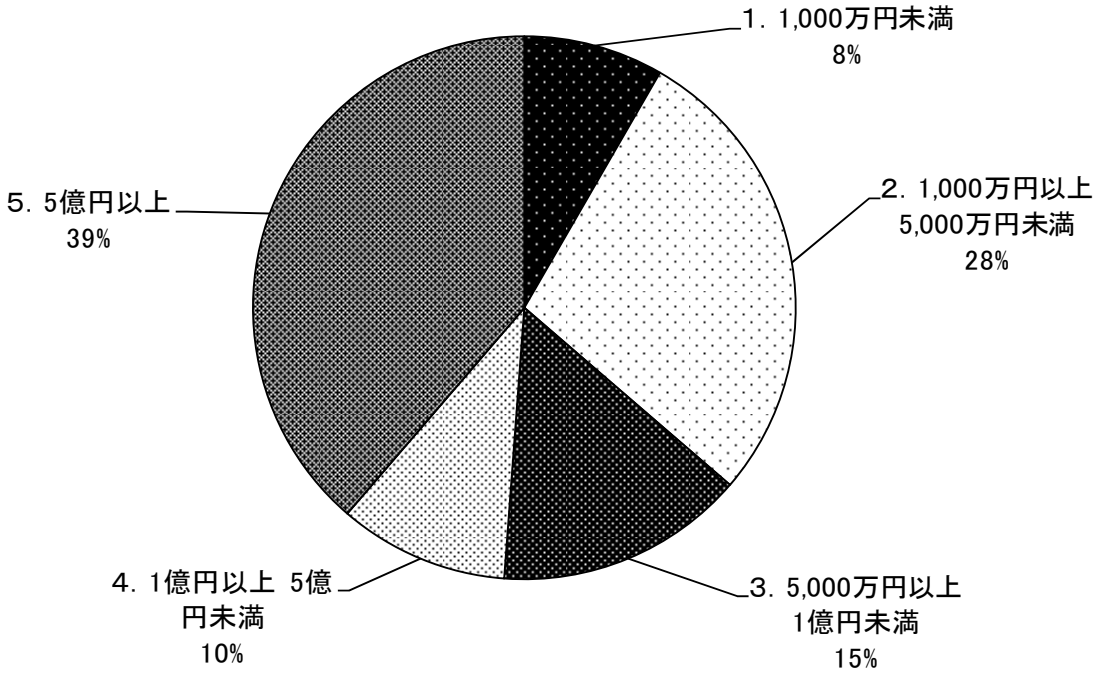

図表 2-5　平成 22 年度の単体売上高について（問 4）

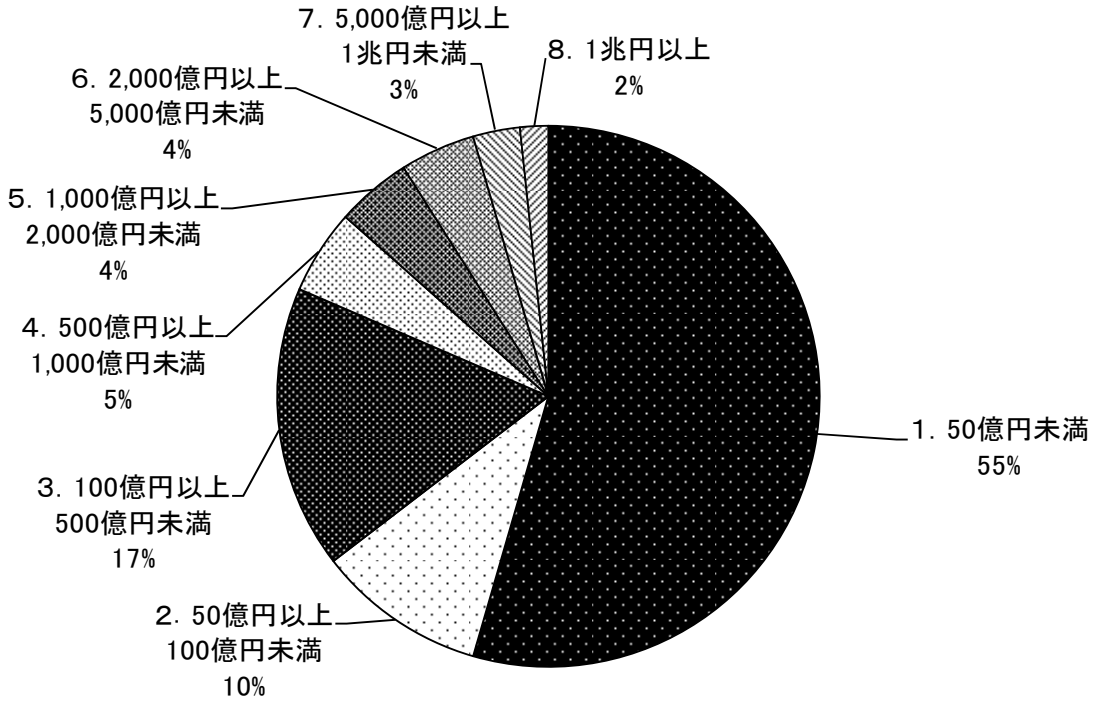

図表 2-6　単体の従業員数について（問 5）

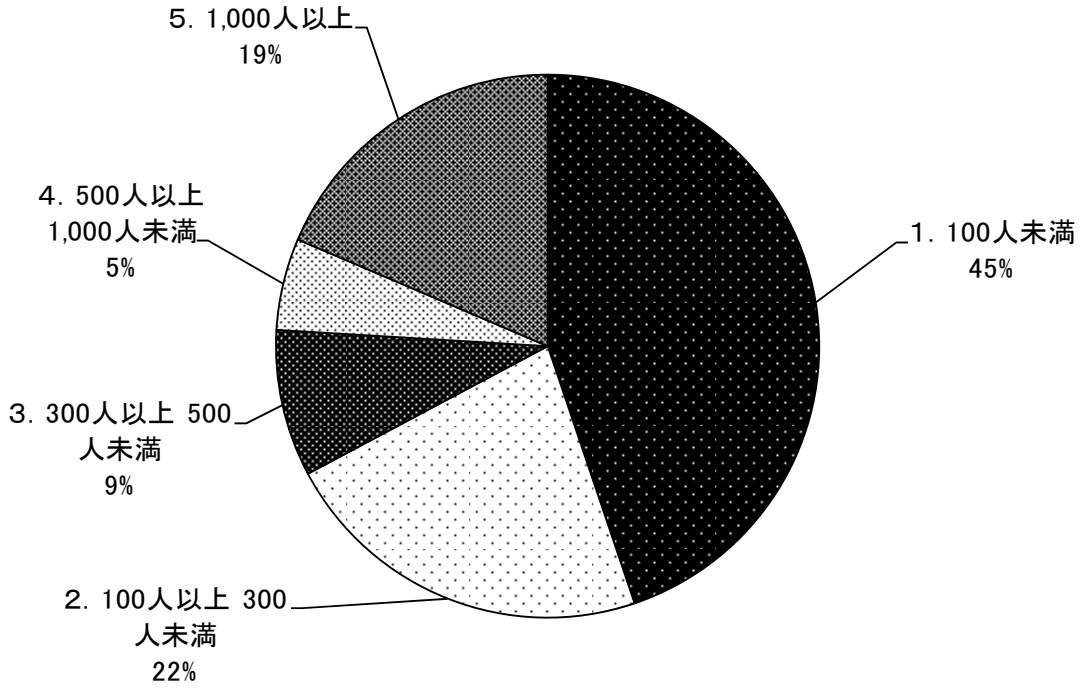

図表 2-7　建設工事の発注件数について（問 6）

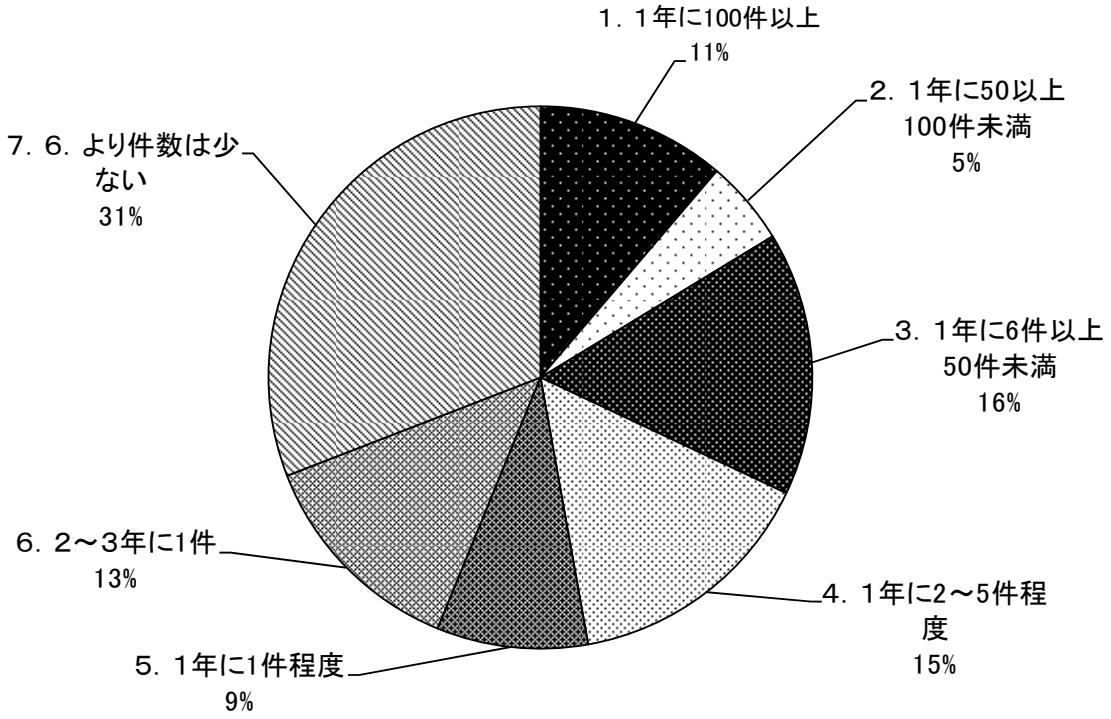

図表 2-8　平成 22 年度の建設工事の全体発注金額について（問 7）

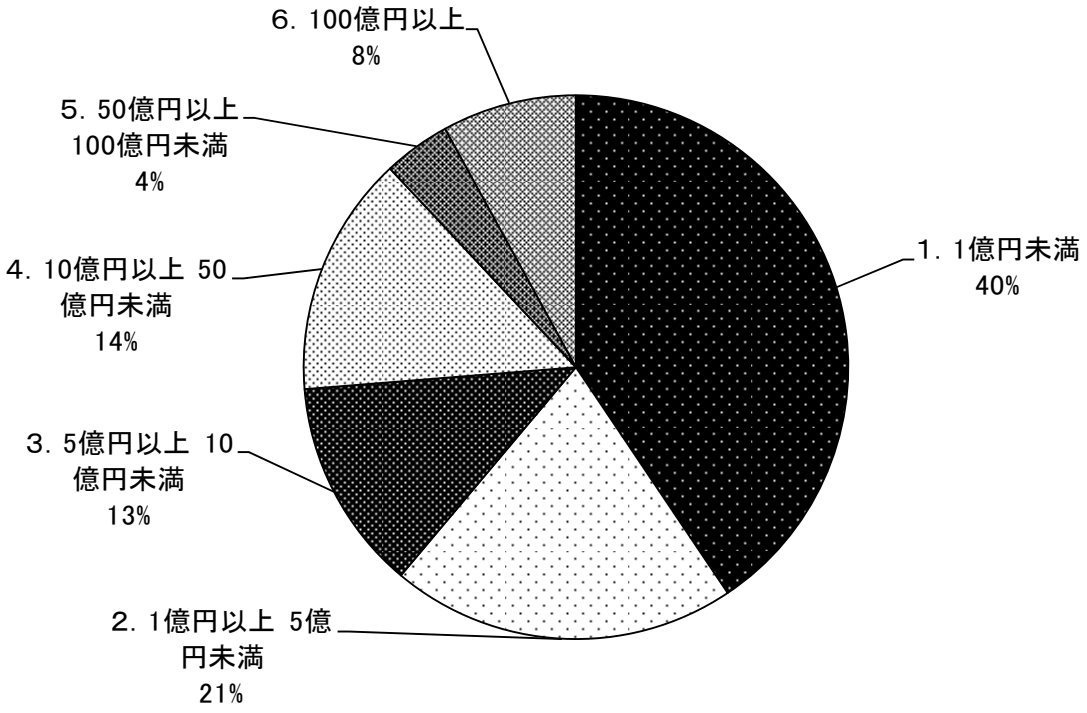

（２）建設企業の選定について

問 8：建設企業の選定方法について（平成 11 年調査時との比較）

- 特命での発注比率が低下している。

平成 11 年調査では、特命（1 社のみと内容協議）と複数の企業による競争見積（入札方式を含む）を採用するとした回答者がほぼ同数、という結果であった。

しかし今回調査では、複数の企業による競争見積を採用している回答者は 5 割弱と大きな変化は見られないものの、特命で発注を行う回答者は 1 割強、建設工事案件の内容や規模に応じ特命と競争見積を使い分ける回答者が 4 割弱となった。特命の比率が大きく減少し、競争入札を利用する機会が増加しているものと考えられる。

これは、この 10 年間の経済情勢の悪化により、発注者の建設コストに対する意識がより強くなってきた（競争見積方式の採用により、コストを下げる）ことの表れであると考えられる。

図表 2-9　建設企業の選定方法について（問 8）

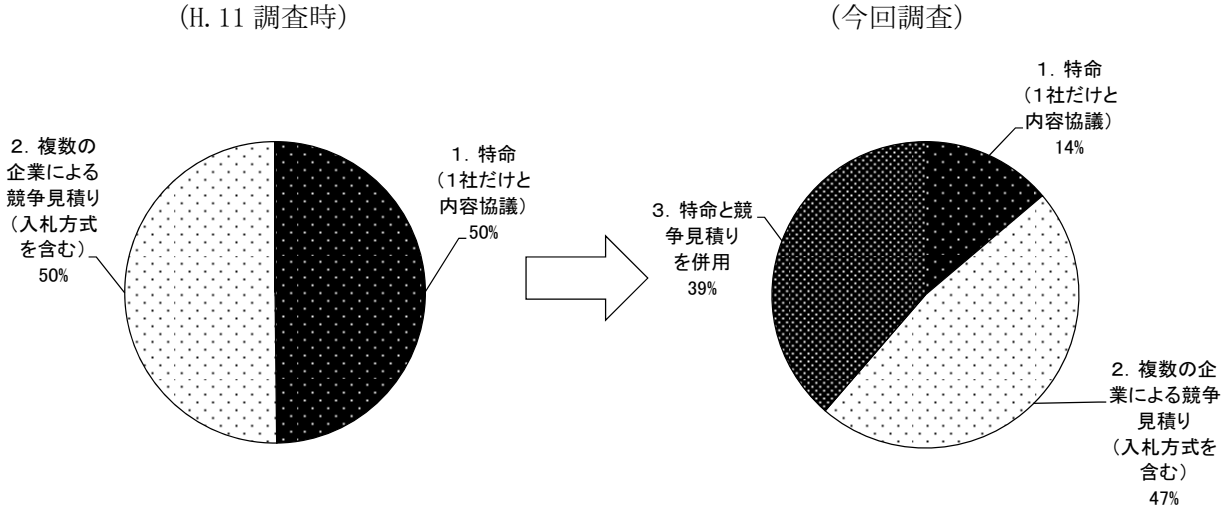

問 9：発注形態について（平成 11 年調査時との比較）

> ➢ 設計と施工の分離発注比率が高まっている。
> ⇒ 分離発注により、建設コストを圧縮しようという発注者の意向がみられる。

平成 11 年調査では、設計・施工を一括発注する回答者（5 割弱）と別々の企業に発注するとした回答者（5 割強）がほぼ半々であったが、今回調査では、設計・施工を一括発注するとした回答者の比率が減少し（3 割強）、設計と施工を別々の企業に発注するとした回答者の比率が高まった（7 割弱）。

これは、発注者が設計・施工を分離して発注することで建設コストの圧縮を企図していること、及びステークホルダーへの説明責任を果たす（建設会社を選定する際の透明性を高める）必要があること、が背景にあるものと考えられる。

図表 2-10　発注形態について（問 9）

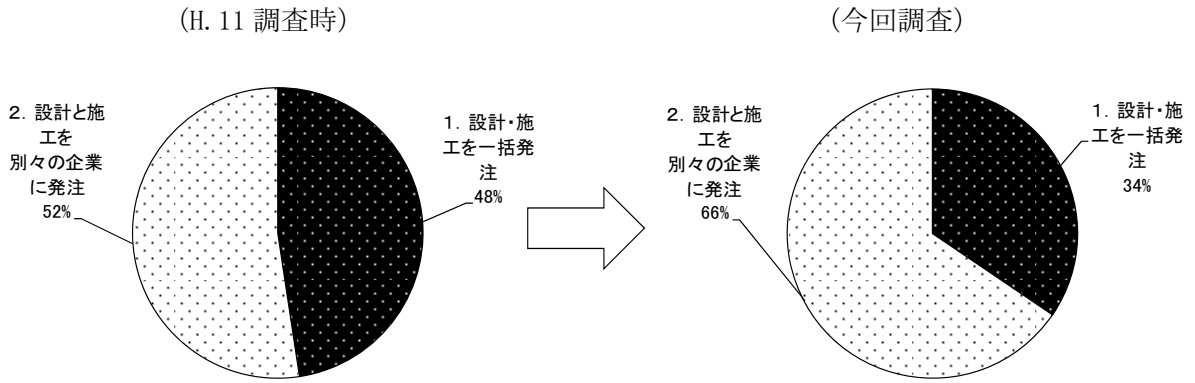

問 10：建設企業選定において、自ら主体的に取り組んでいるか（平成 11 年調査時との比較）

> ➢ 自ら主体的に取り組んで、建設企業の選定を行う比率が高まっている。
> ⇒ 景気悪化に伴うコスト意識の表れと考えられる。

平成 11 年調査では、建設企業を選定する際に、自者以外の者（金融機関、不動産会社、設計事務所、マンション管理会社等）に任せていると回答した回答者が 2 割弱であったが、今回調査では、自ら主体的に取り組んでいると回答した回答者が増加し、自者以外の者に任せていると回答した回答者は 1 割弱へと減少した。

これは、問 9 の発注形態についてのアンケート結果と同様、自者で建設企業を選定することにより、建設コストの削減へ積極的に関与するという態度の表れ、及び自ら主体的に取り組むことで建設企業選定の透明性を高めステークホルダーへの説明責任を果たすこと、が主な要因と考えられる。

図表 2-11　建設企業選定への取組み（問 10）

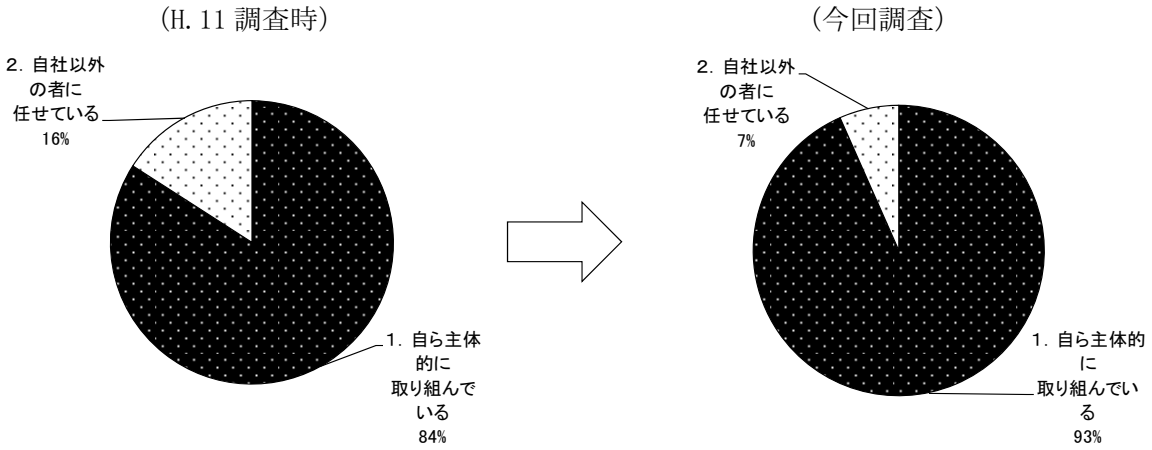

問 11：工事を担当する建設企業をどのようにして知ったか

- 過去の工事発注実績や取引先であるためとの回答が 4 割弱。
- 設計事務所や金融機関等、各所からの紹介によるとの回答が 4 割弱。

過去に工事を発注したことがある（3 割強）、商売上の取引先である（1 割弱）等、工事案件が発生する前からのつながりで、という回答が 4 割弱であった。

一方で、工事を担当する建設企業を知った経緯として、各所からの紹介が 4 割弱を占めた。その中でも、設計事務所からの紹介と金融機関からの紹介がそれぞれ 1 割であり、設計と施工を別々に発注した場合はその設計会社から信頼できる建設企業を紹介してもらう、自者が取引のある金融機関から信頼できる建設企業の情報を提供してもらう、という方法が取られている。

図表 2-12　工事を担当する建設企業をどのようにして知ったか（問 11）

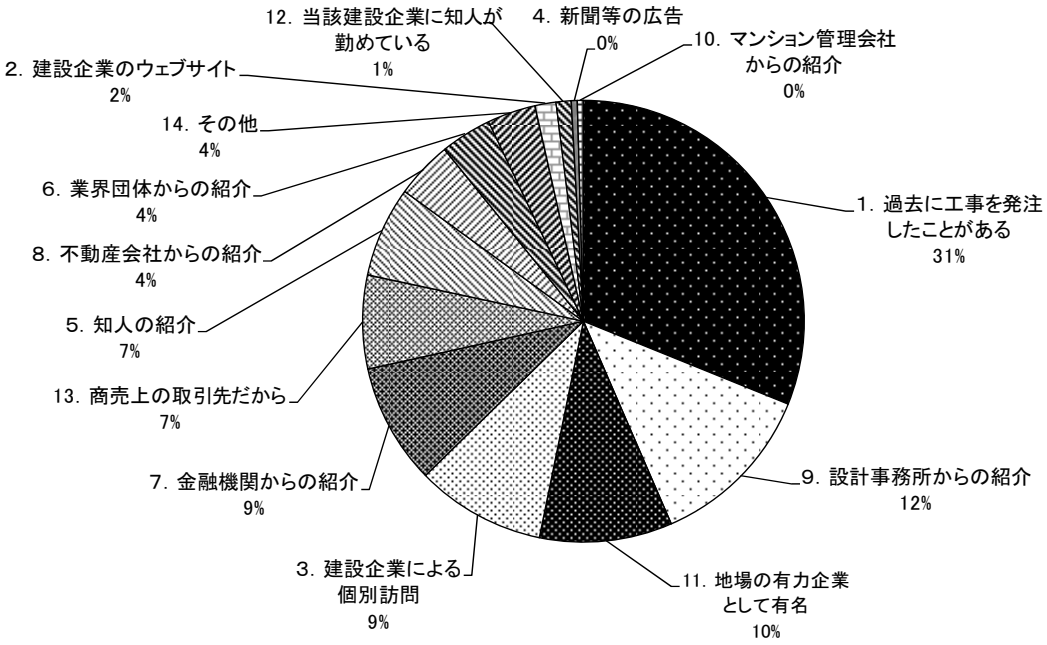

問 12：建設企業を選定する上で重要視していること

- 価格の安さ、技術力、アフターケアを重要視する傾向が強い。
- 特命比率の減少に伴い、各所からの紹介はあまり重要視されない傾向。

価格の安さや技術力のみならず、アフターケアが非常に重要視されている。一方で、各所（金融機関・不動産会社・設計事務所・マンション管理会社）からの紹介はあまり重要視されていない。これは、問 11 で 4 割弱が各所からの紹介で建設企業の情報を得るものの、実際の企業選定時には、紹介を受けたからという点ではなく、より実利（価格が安い、技術力がある、アフターケアがしっかりしている）を志向しているからであると考えられる。

図表 2-13　建設企業を選定する上で重要視していること（問 12）

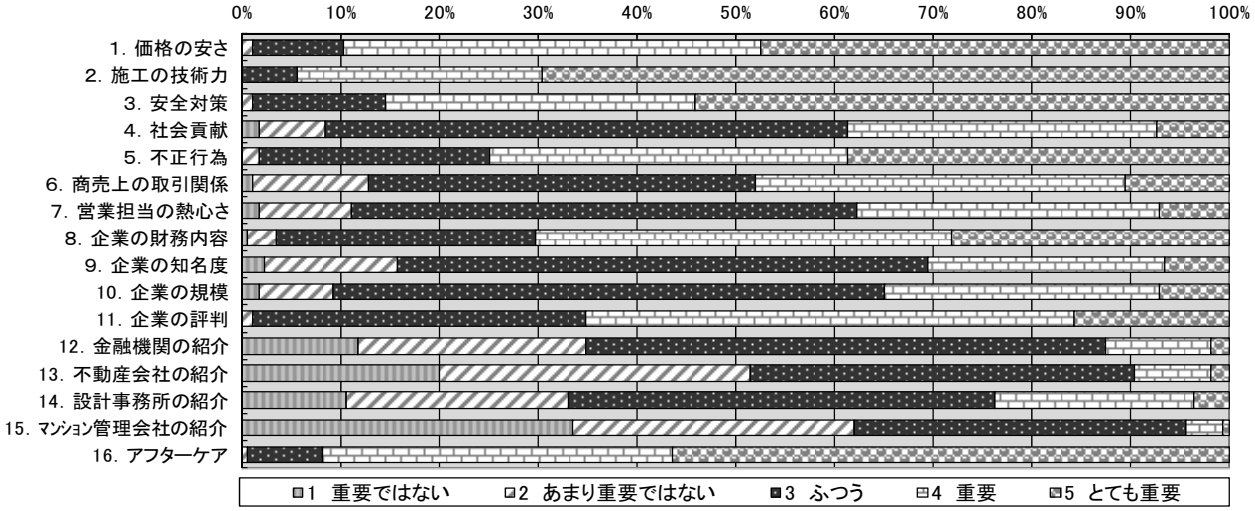

図表 2-14　4. 重要と 5. とても重要の全体に占める割合（問 12）

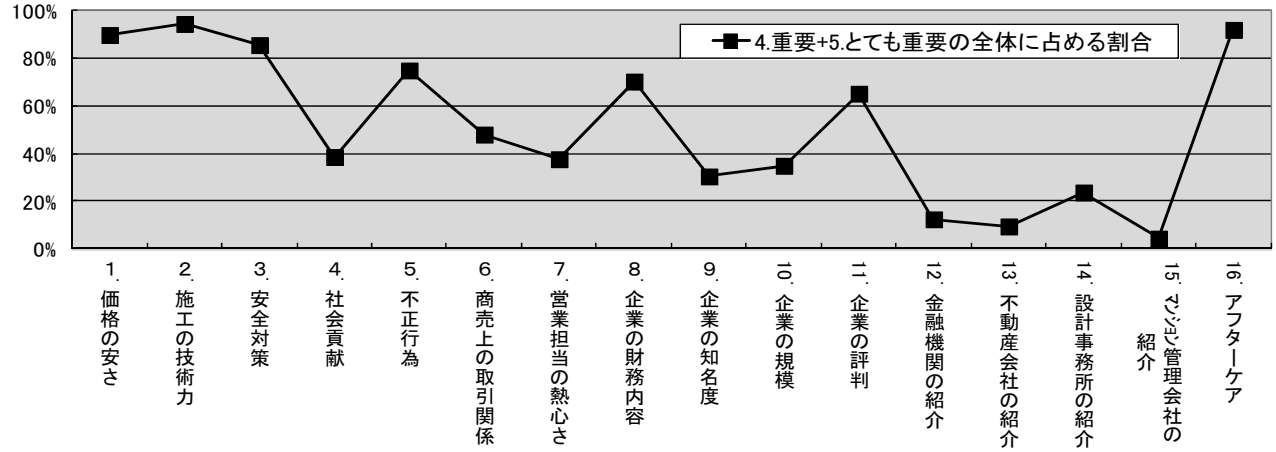

問 13：建設企業を選定する上で、どのような情報を入手したか（複数回答）

- 財務内容が最も多く、施工の技術力、営業年数・沿革、企業の評判の順となっている。

入手されている情報は、財務内容が最も多く、続いて、施工の技術力、営業年数・沿革、企業の評判の順となっている。

図表 2-15　入手した情報の種類（問 13）

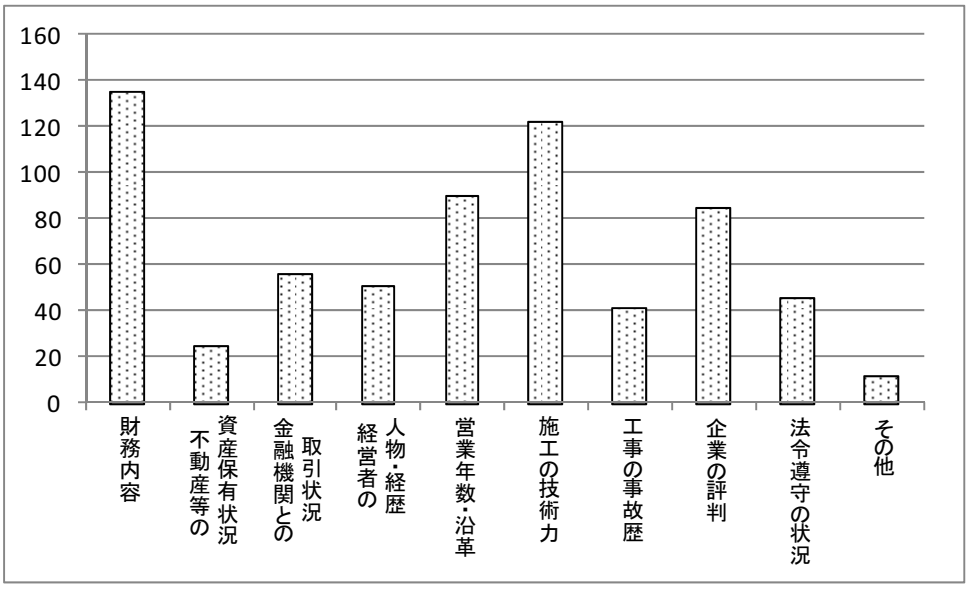

（有効回答数 663 件）

問 13：建設企業を選定する上で、どのような情報源を利用したか（複数回答）

- 信用調査会社の調査結果が最も多く、続いて、建設企業のウェブサイトや営業案内書類、決算報告書、経営者等との面談の順となっている。

掲載される情報の種類が多い信用調査会社の調査結果の利用度が高い。その他、建設企業のウェブサイトや営業案内書類、決算報告書の利用率も高いが、経営者等と直接話をして情報を得ている、との回答も多かった。

図表 2-16　情報の入手方法（問 13）

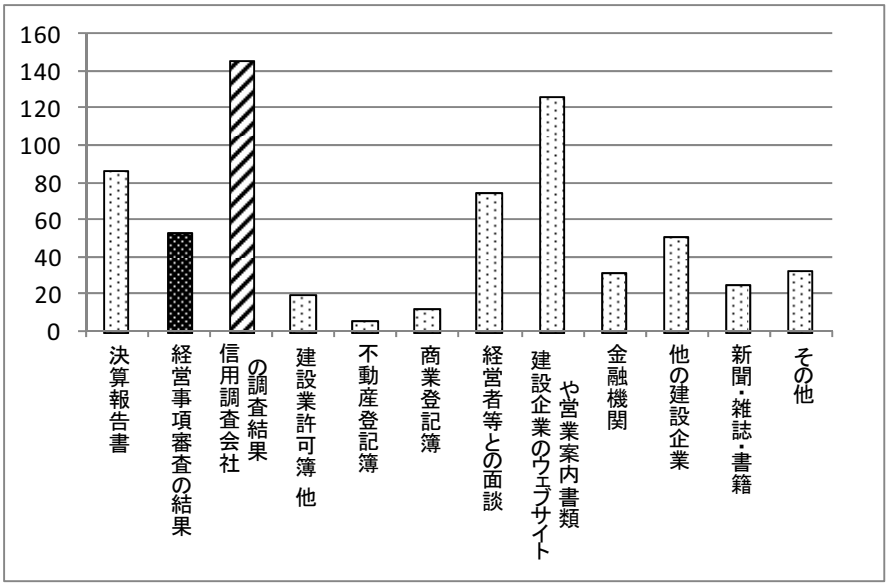

（有効回答数 663 件）

問 13：財務内容をどのように入手したか

- 決算報告書が最も多く、続いて、信用調査会社の調査結果、経営事項審査の結果の順となっている。

財務内容を入手する方法として、最も多かったのは、決算報告書であり、回答者の割合は 48%であった。

また、信用調査会社の調査結果から入手すると回答した回答者の割合は 24%、経営事項審査の結果から入手すると回答した回答者の割合は 15%であった。

図表 2-17　財務内容の入手方法（問 13）

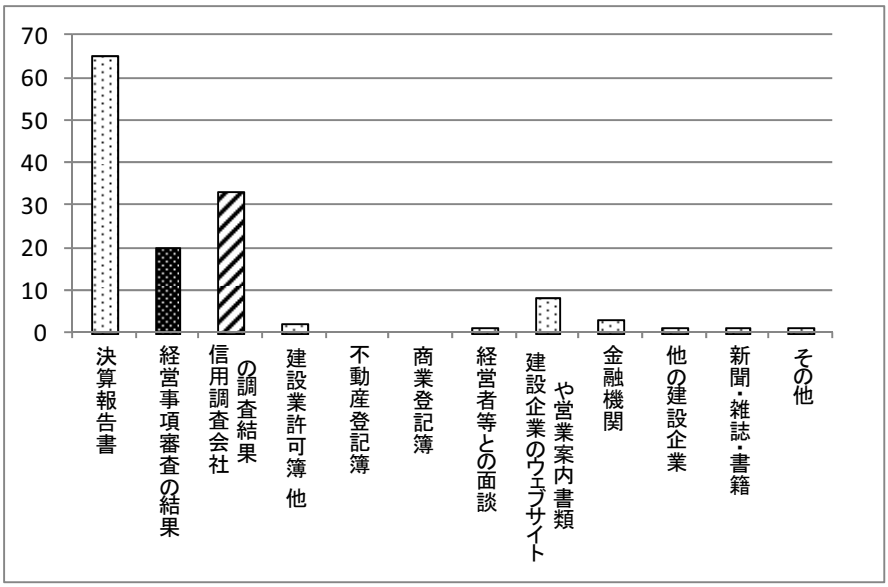

（有効回答数 135 件）

問 13：財務内容の入手方法について、決算報告書と併せて入手した情報の入手方法

- 財務内容を、決算報告書から入手すると回答した回答者の約 50%は、決算報告書以外の情報も入手している。

決算報告書から情報を入手した場合で、決算報告書のみを情報の入手方法とした回答者は約 5 割となっており、残り 5 割は、それ以外の情報も併せて入手している。

決算報告書以外の情報も併せて入手しているとした回答者のうち、経営事項審査の結果を利用しているとした回答者は4割弱、信用調査会社の調査結果も利用しているとした回答者も4割弱であった。

図表 2－18　財務内容の入手方法（問 13）
（決算報告書と併せて入手した情報の入手方法）

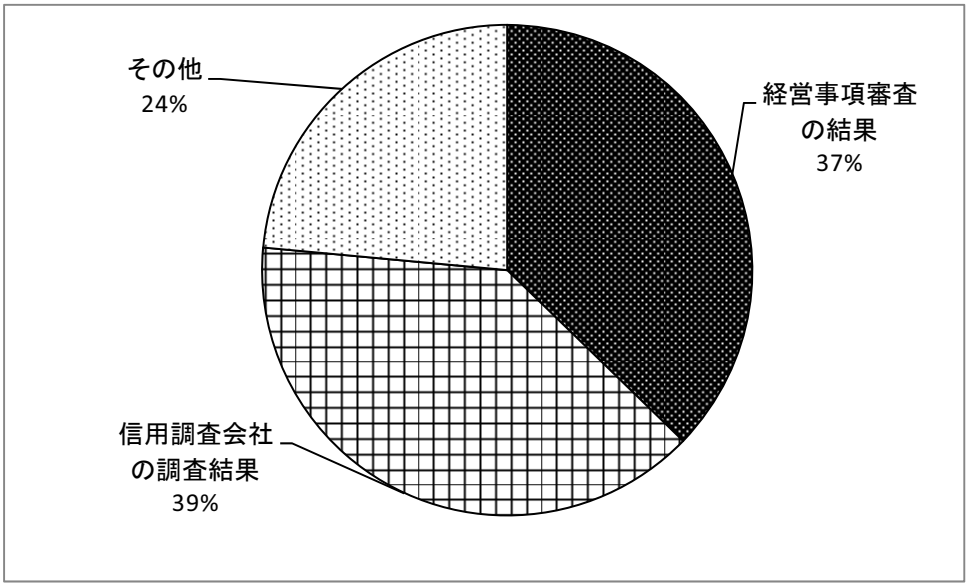

（有効回答数＝３３）

問 13：金融機関との取引状況に関する情報をどのように入手したか

- 信用調査会社の調査結果が最も多く、金融機関、決算報告書の順となっている。

金融機関との取引状況を入手する方法として、最も多かったのは、信用調査会社の調査結果であった。信用調査会社の調査結果から入手するとした回答者は、全体の 39%となっている。

また、金融機関から入手するとした回答者の割合は 25%、決算報告書から入手するとした回答者の割合は 16%であった。

信用調査会社の調査結果以外から入手するとした回答者においても、そのほとんどが、信用調査会社の調査結果からも併せて情報を入手している。

図表 2-19　金融機関との取引状況の入手方法

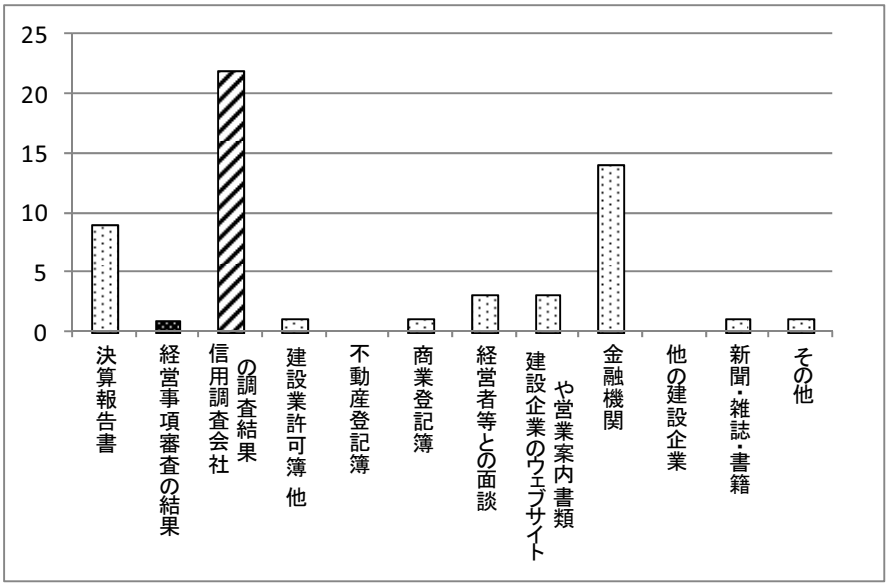

（有効回答数＝５６）

問 13：営業年数・沿革に関する情報をどのように入手したか

- 建設企業のウェブサイトや営業案内書類が最も多く、信用調査会社の調査結果、経営者等との面談の順となっている。

営業年数・沿革を入手する方法として、最も多かったのは、建設企業のウェブサイトや営業案内書類であった。建設企業のウェブサイトや営業案内書類から入手するとした回答者は、全体の 40%となっている。

また、信用調査会社の調査結果から入手するとした回答者の割合は 18%、経営者等との面談から入手するとした回答者の割合は 11%であった。

図表 2－20　営業年数・沿革の入手方法

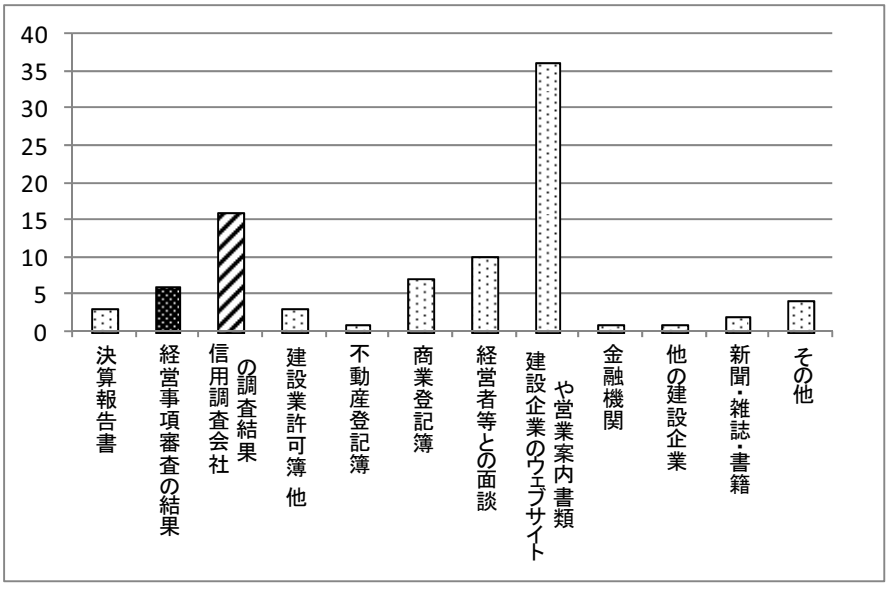

（有効回答数＝９０）

問 13：施工の技術力に関する情報をどのように入手したか

- 建設企業のウェブサイトや営業案内書類が最も多く、続いて経営事項審査の結果、他の建設企業から入手の順となっている。

施工の技術力についての情報を入手する方法として、最も多かったのは、建設企業のウェブサイトや営業案内書類であった。建設企業のウェブサイトや営業案内書類から入手するとした回答者は、全体の 31%となっている。

また、経営事項審査の結果から入手するとした回答者の割合は 15%、他の建設企業から入手するとした回答者の割合は 14%であった。

図表 2－21　施工の技術力の入手方法

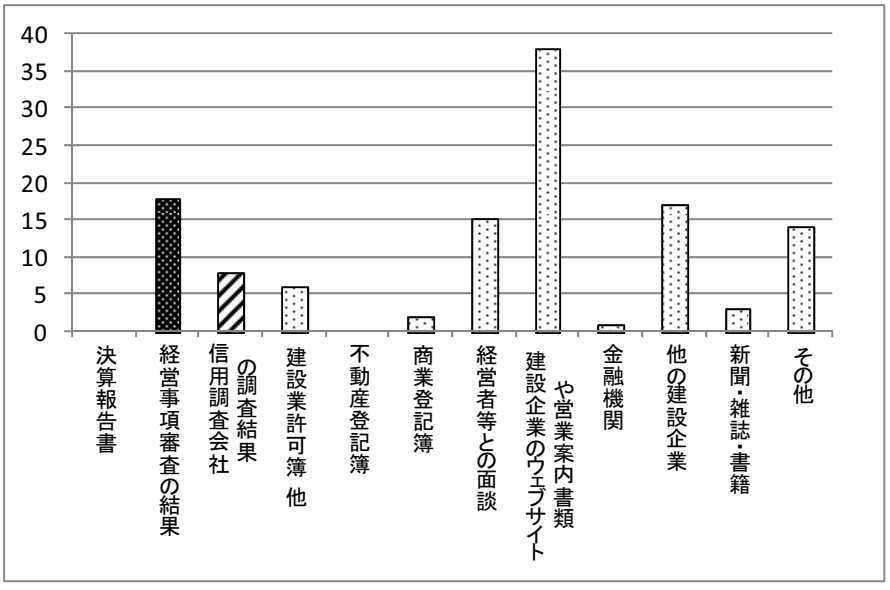

（有効回答数＝１２２）

問 13：工事の事故歴に関する情報をどのように入手したか

- 信用調査会社の調査結果が最も多く、他の建設企業が続いている。
- 経営事項審査の結果、建設業許可簿他、建設企業のウェブサイトや営業案内書類、新聞・雑誌・書籍から入手するとの回答も多かった。

工事の事故歴についての情報を入手する方法として、最も多かったのは、信用調査会社の調査結果であった。信用調査会社の調査結果から入手するとした回答者は、全体の 32%となっている。

また、他の建設企業から入手するとした回答者の割合は 12%、経営事項審査の結果、建設業許可簿他、建設企業のウェブサイトや営業案内書類、新聞・雑誌・書籍から入手するとした回答者の割合は、それぞれ 10%であった。

図表 2－22　工事の事故歴の入手方法

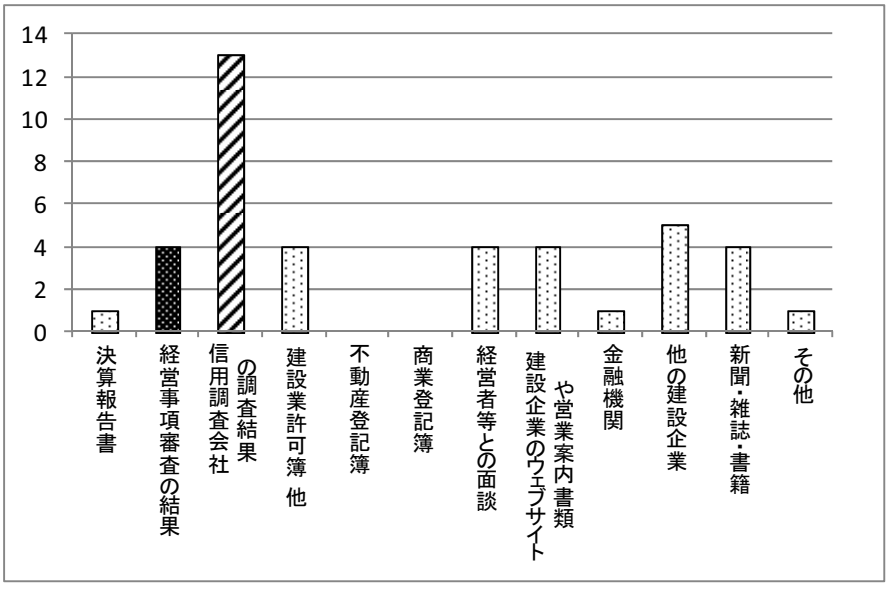

（有効回答数＝４１）

問 13：法令遵守の状況に関する情報をどのように入手したか

- 信用調査会社の調査結果が最も多く、建設企業ウェブサイトや営業案内書類が続く。
- 経営事項審査の結果から入手と回答した回答者が 1 割弱。

法令遵守の状況についての情報を入手する方法として、最も多かったのは、信用調査会社の調査結果であった。信用調査会社の調査結果から入手するとした回答者は、全体の 28%となっている。

建設企業のウェブサイトや営業案内書類から入手するとした回答者の割合が 26%、経営者等との面談で入手するとした回答者の割合が 13%、経営事項審査の結果、他の建設企業、新聞・雑誌・書籍から入手するとした回答者の割合は、それぞれ 9%であった。

図表 2－23　法令遵守の状況の入手方法

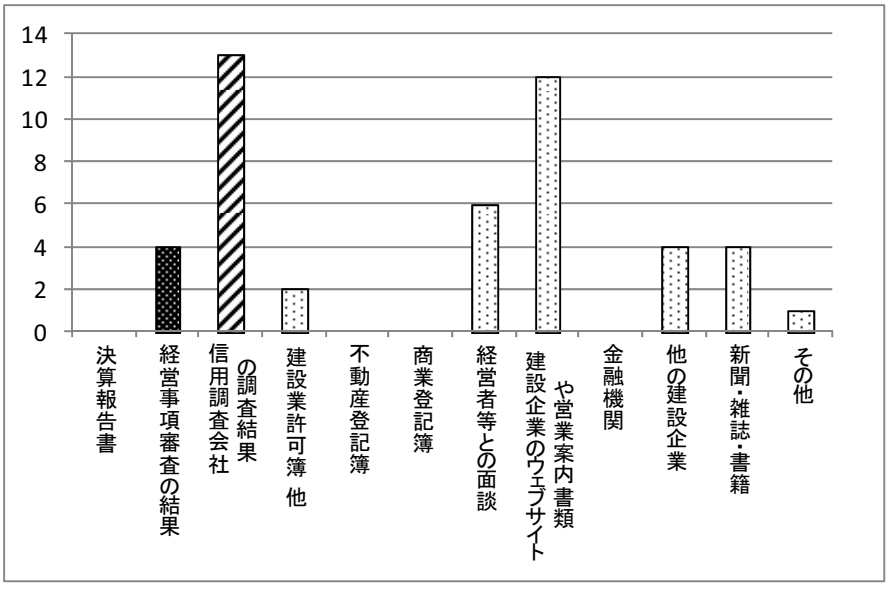

（有効回答数＝４６）

問 14：建設企業を選定する上で、入手できなかったが、入手できれば判断材料としたと思われる情報

- 事故歴、法令遵守の状況、評判及び技術力等を希望する傾向にある。

工事の事故歴(2 割強)、法令遵守の状況(1 割強)、企業の評判(1 割強)、技術力(1 割強)等に関する情報の入手を希望している。

図表 2-24　建設企業を選定する上で、入手できなかったが、入手できれば判断材料としたと思われる情報（問 14）

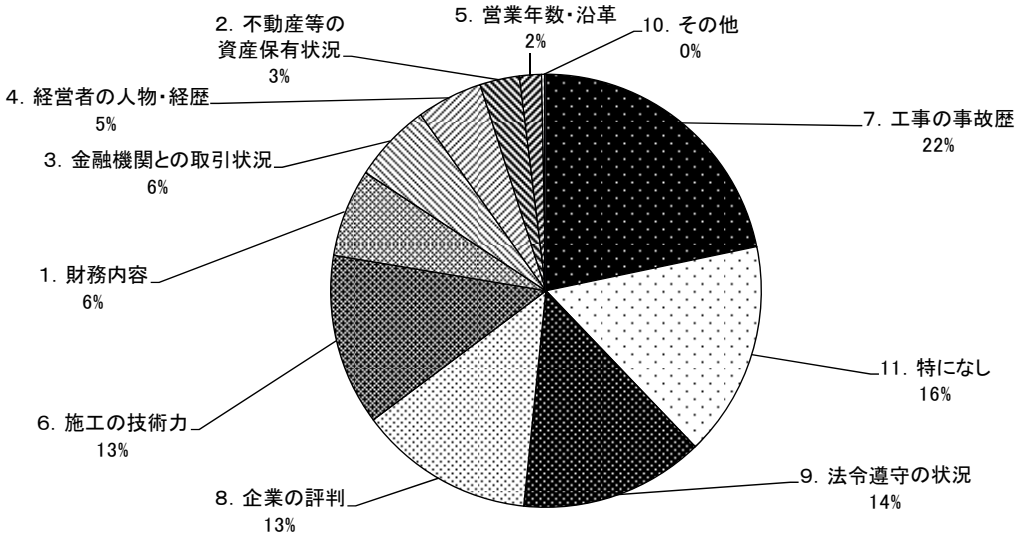

問 15：建設企業の技術力を評価する際、何を参考としているか

- 従来からの取引実績及び施工実績が 7 割弱。
- 技術者の資格や数、事故歴等を評価基準とする層も一定数存在。

建設企業の技術力を評価する際、3 割強が従来からの取引実績を参考としている。これは、取引の積み重ねにより発注先である建設企業の実力を熟知できるためと考えられる。

また、施工実績を参考としている回答者も 3 割強存在している。尚、ここでいう施工実績は、その企業が手掛けた代表的な工事のことであり、完工高ではない。

図表 2-25　建設企業の技術力を評価する際の参考（問 15）

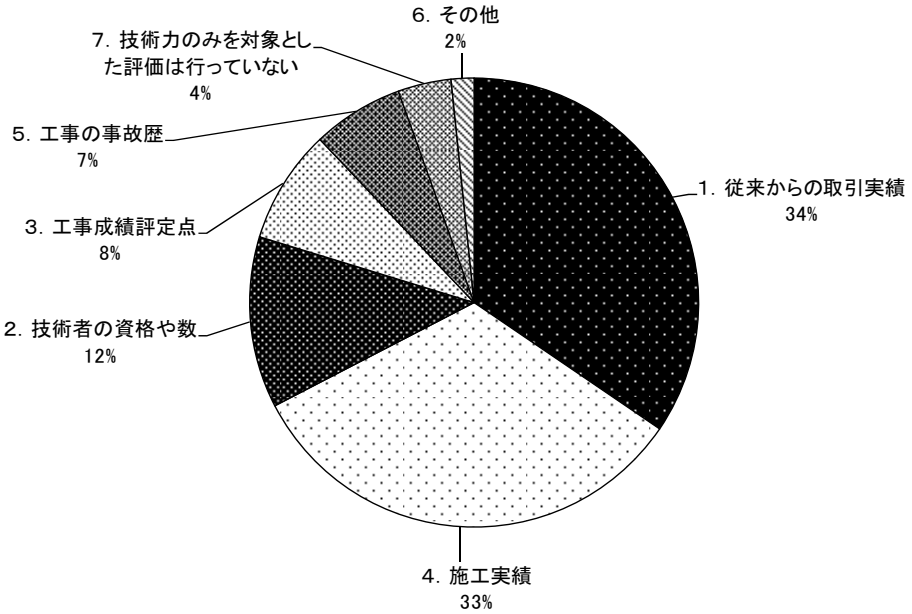

問 16：現在の建設企業の選定方法について、苦労していること

- 施工後のアフターケアの質を、発注時に評価できるか。
- 専門ではないので、自分で選定し難い。

主な回答として、工事完了引渡後のアフターケアについて発注時に評価した上で選定できるか、及びそもそも工事に関して専門知識を持っていないため、自らの選定では本当に正しく選定できているのか不安である、というものがあった。

アフターケアについては、問 12（図表 2-13、2-14）にみられるように、発注者が建設企業を選定する上で最も重要視している要素の一つであり、何らかの指標があれば企業の選定をしやすくなる、と考えている発注者が多い。

また、発注者は、一般的に建設工事についてあまり熟知していないのが通常であり、建設企業の選定には、専門的知識を備えた第三者の意見を必要とするケースが多い。

それ以外の主な意見は以下の通りである。

・大手ゼネコンは安心できるが価格が高く、中小ゼネコンは価格が安いが財務内容に不安があり、どちらに仕事を任せられるか判断に苦労する。

・施工能力が高く、かつ価格も安い会社の選定が難しい。

・地方では、マンションの大規模修繕工事を一括で手掛けられる規模の会社についての情報が不足している。

・VE（バリューエンジニアリング）、コストダウン提案や技術提案があった場合、その妥当性を評価することが困難である。

・各企業の実績評価等を調査することで、その企業の概要は把握できるが、現場技術者等、個人の資質に負う部分の評価が分からない。特に、零細企業については、個人の資質のウエイトが大きい。

（３）経営事項審査について

問 17：経営事項審査制度を知っているか

- 知っていると回答した回答者の比率が上がっている。

平成 11 年調査時は、経営事項審査制度を知っている回答者が 4 割弱であったが、今回調査では、5 割弱が知っている、と回答しており、知っている回答者の比率が上がっている。

図表 2-26　経営事項審査制度を知っているか（問 17）

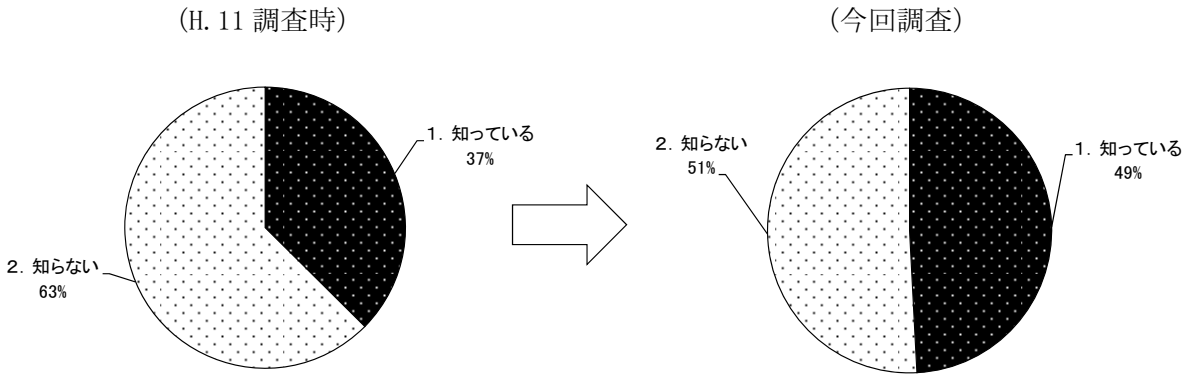

【回答対象】経営事項審査制度を「知っている」回答者

問 18：経営事項審査の結果が公表されていることを知っているか

- 経営事項審査制度の存在は知っているが、公表されていることを知らない層が 2 割弱。

経営事項審査制度を知っている回答者のうち、ほとんどの回答者は結果が公表されていることを知っているが、2 割弱は公表されていることを知らない。

図表 2-27　経営事項審査の結果が公表されていることを知っているか（問 18）

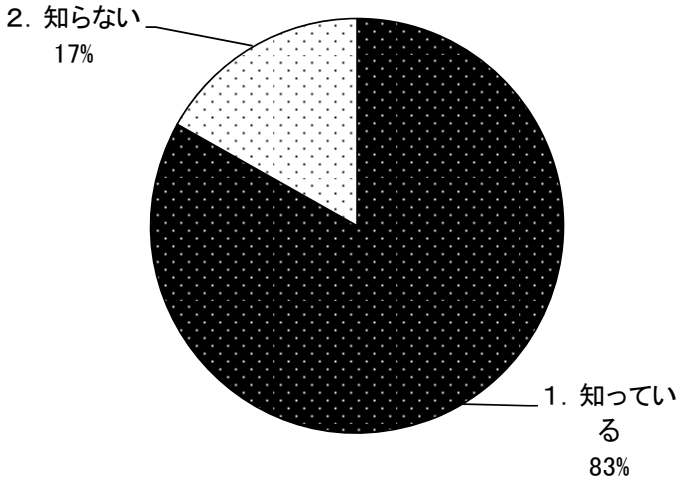

【回答対象】経営事項審査制度を「知って」おり、結果の公表を「知っている」回答者

問 19：建設企業選定の際、経営事項審査の結果を利用している、または利用していたことがあるか

- 公表されていることを知っている層のうち、4 割弱の層が利用実績がない。

経営事項審査の結果が公表されていることを知っている回答者のうち、6 割強が経営事項審査の結果を利用している、または利用していたことがある、と回答したのに対し、公表を知っているがその結果を利用したことがない、と回答した回答者が 4 割弱存在する。

図表 2-28　建設企業選定の際、経営事項審査の結果を利用している、
または利用していたことがあるか（問 19）

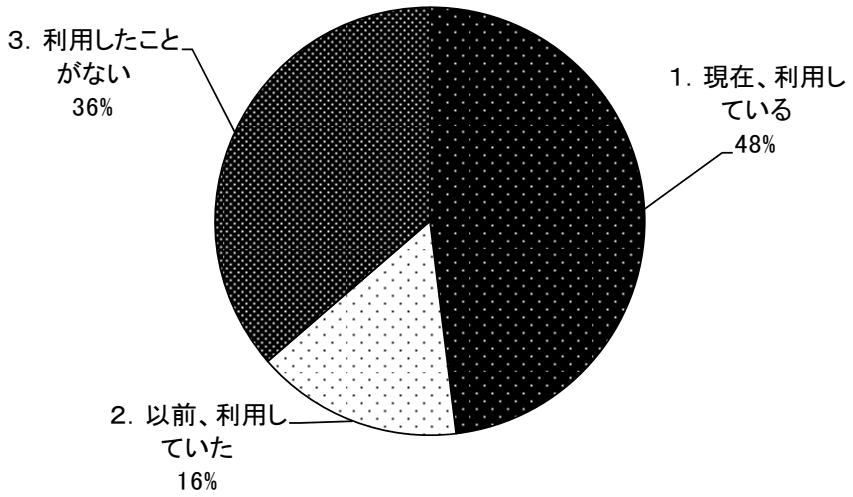

【回答対象】経営事項審査の結果の公表を「知って」おり、「現在、利用している」、「以前、利用していた」回答者

問 20：経営事項審査の結果をどのようにして入手している／入手していたか

- ＣＩＩＣのウェブサイトからの入手が 6 割弱。
- 建設企業から直接提出を受けている企業が 3 割。

経営事項審査の結果を入手する際、ＣＩＩＣのウェブサイトから入手している回答者が 6 割弱を占めており、ウェブサイトの認知度は高い。

また、工事の発注先である建設企業から直接提出を受けている回答者が 3 割存在する。

図表 2-29　経営事項審査制度の結果をどのようにして入手している／入手していたか（問 20）

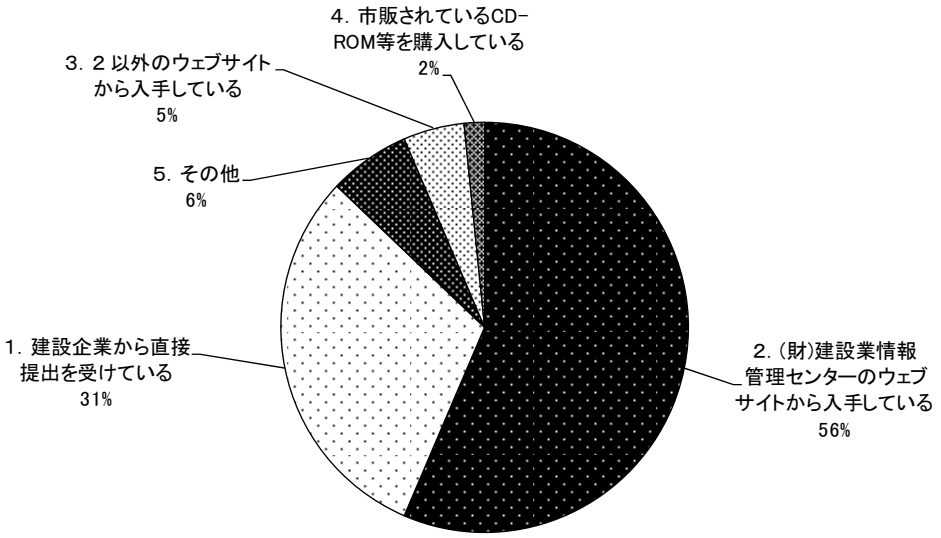

【回答対象】経営事項審査の結果の公表を「知って」おり、「現在、利用している」、「以前、利用していた」回答者

問 22：経営事項審査の結果を利用したきっかけ

- 業界団体、設計事務所等、建設に直接関係する情報源から、という回答が多い。
- その他、取引先、金融機関等の利害関係者から、また、インターネットで調べた、信用調査データの一環として、という回答もあった。

建設企業選定の際、業界団体や設計事務所等、建設に直接関係している情報源から、経営事項審査の結果の有用性を紹介され、実際に利用してみたと回答した回答者が多い。

また、商売上の取引先や金融機関からの情報で、経営事項審査の結果を利用し始めた、という回答が 3 割。その他、企業選定の際の参考となる情報がないか調べていたところ、インターネットを通して経営事項審査制度の存在を知り、結果の有用性を確認した上で使い始めた等の回答もあった。

図表 2-30　経営事項審査の結果を利用したきっかけ（問 22）

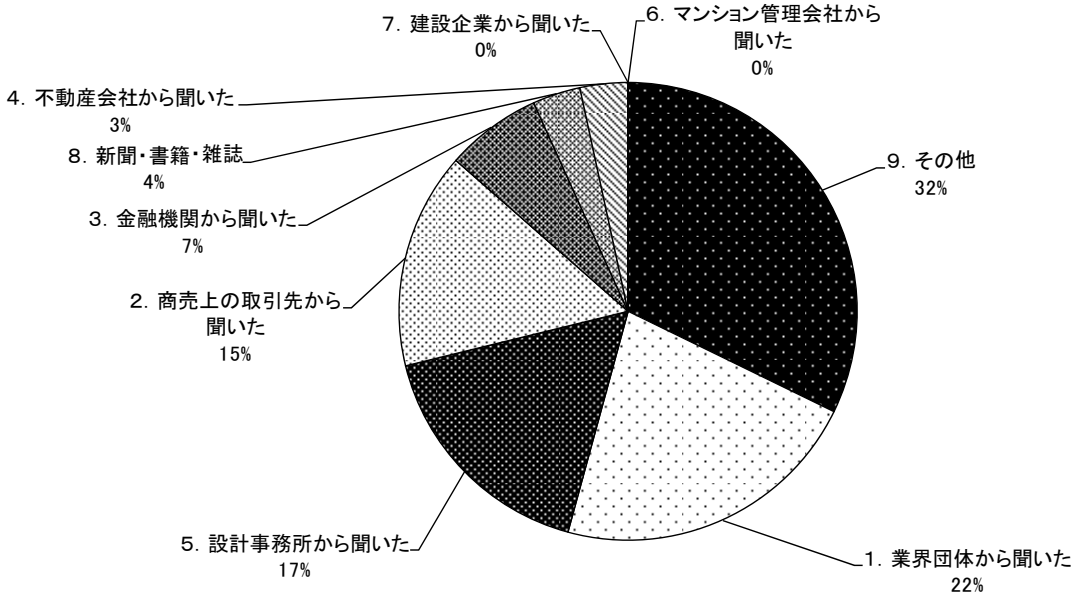

【回答対象】経営事項審査の結果の公表を「知って」おり、「現在、利用している」、「以前、利用していた」回答者

問 24：建設企業の選定に経営事項審査の結果を利用している／利用していた理由

- 統一された評価方法で複数企業を評価できる、不適格業者を排除できるとの理由が 6 割。
- ウェブサイトから無料で入手できる、という理由での利用が 1 割。

民間工事における建設企業の選定においては、通常様々な要因が絡み合い、同一の基準で各企業を比較することが難しい。そこで、今回の回答に表れているように、各項目が点数化されていて明確でありこれらの指標を使って複数の企業を同じ尺度で評価できるため、経営事項審査の結果を利用している場合が多く存在すると考えられる。

また、これだけの情報をウェブサイトから無料で入手できるため、経営事項審査の結果を利用している、との回答も 1 割あった。

図表 2-31　経営事項審査の結果を利用している／利用していた理由（問 24）

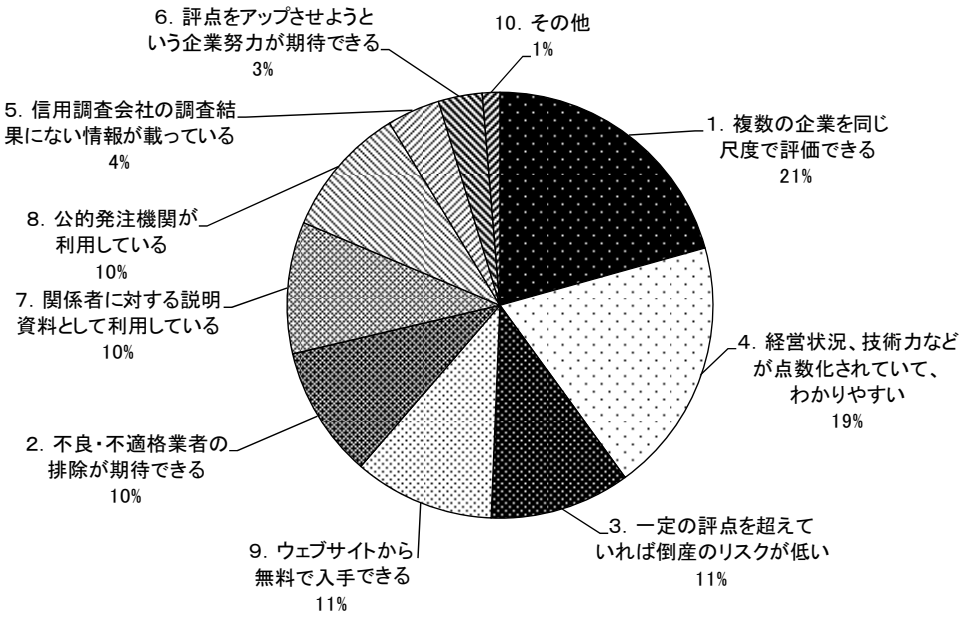

【回答対象】経営事項審査の結果の公表を「知って」おり、「現在、利用している」、「以前、利用していた」回答者

問 25：経営事項審査の結果の中で、利用している／利用していた項目

- 総合評定値、経営状況分析、技術者数、工事種類別年間平均元請完成工事高及び自己資本額・利益額の順に重要視されている。

経営事項審査の結果に表示されている指標の中でも、総合評定値を利用している、という回答が多かった。

図表 2-32　経営事項審査の結果の中で、利用している／利用していた項目（問 25）

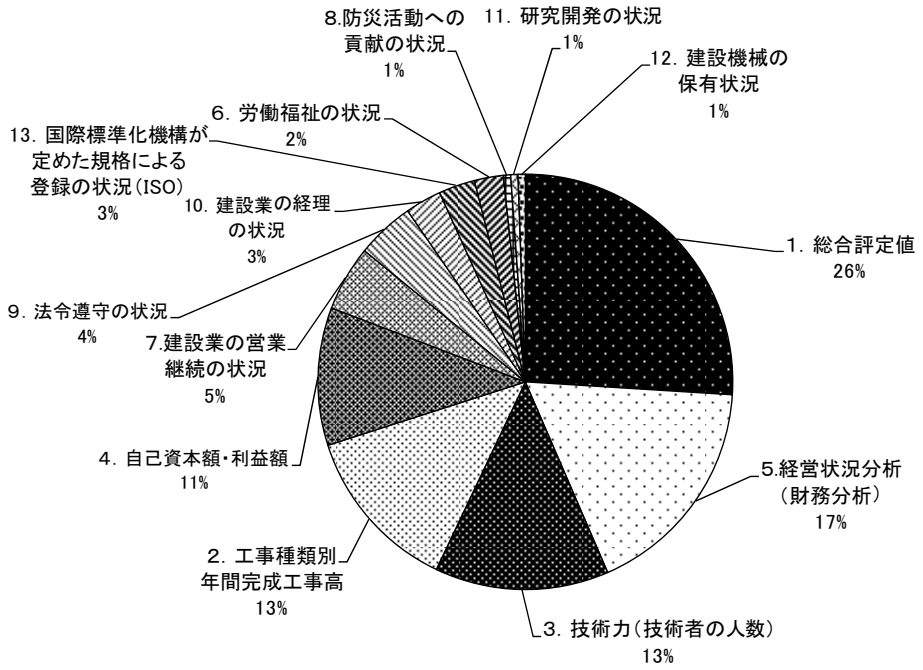

【回答対象】経営事項審査の結果の公表を「知って」おり、「現在、利用している」、「以前、利用していた」回答者

問 26：経営事項審査の結果を利用して、どの程度満足しているか

- 9 割が満足しているが、やや不満の層も 1 割弱。

経営事項審査の結果を「現在利用している」、または「以前利用していた」回答者のうち、9 割がその結果利用に満足している。

図表 2-33　経営事項審査の結果を利用して、どの程度満足しているか（問 26）

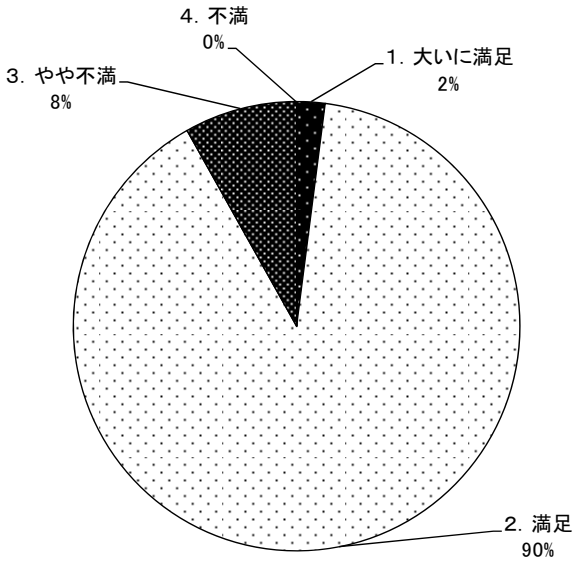

【回答対象】経営事項審査の結果の公表を「知って」おり、「現在、利用している」、「以前、利用していた」回答者のうち、利用に「大いに満足」、「満足」と回答した回答者

問 27：満足している中で、要望事項があるとすればどのようなことか

- 審査結果表示方法の改善要望が 2 割、ＣＩＩＣのウェブサイト掲載内容の充実希望が 1 割。

経営事項審査の結果の利用に「大いに満足」または「満足」と回答した回答者について、要望事項を聞いたところ、経営事項審査の結果の表示方法を改善してほしい、との回答が 2 割、ＣＩＩＣのウェブサイトに掲載されている内容の充実を希望する、との回答が 1 割であった。

これらについては、経営事項審査の内容自体の改善を求めるものではなく、あくまで結果の表示方法改善及びウェブサイト内容の充実を希望するものとなっている。

図表 2-34　満足している中で、要望事項があるとすればどのようなことか（問 27）

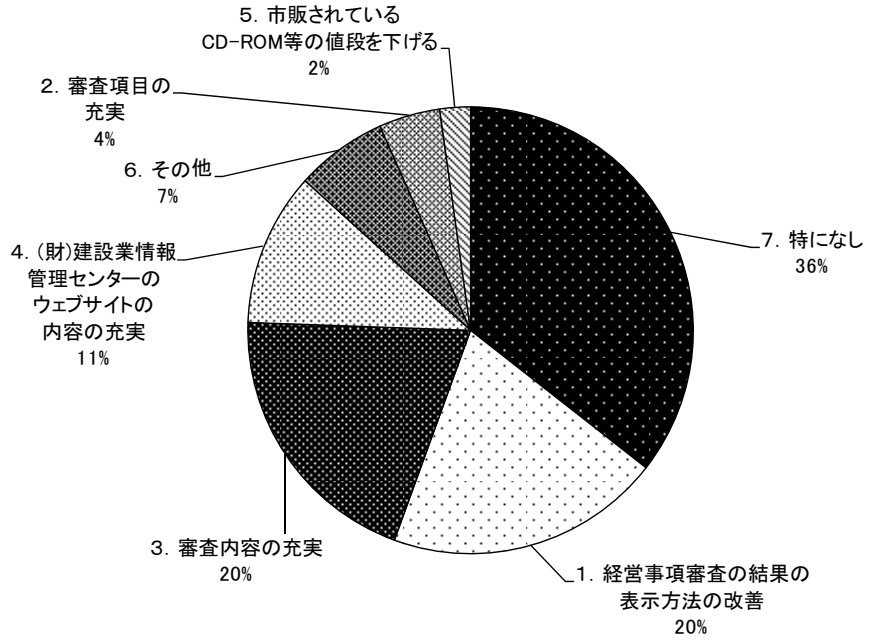

【回答対象】経営事項審査の結果の公表を「知って」おり、「現在、利用している」、「以前、利用していた」回答者のうち、利用に「やや不満」、「不満」と回答した回答者

問 28：要望事項はどのようなことか

- 審査内容の充実を求める声が多い。
- 審査結果表示方法の改善要望、ＣＩＩＣのウェブサイト内容の充実希望もあり。

経営事項審査の結果に「やや不満」または「不満」と回答した回答者に対し、要望事項を聞いたところ、審査内容の充実を求める声が最も多かったものの、結果に「満足している」回答者と同様に、経営事項の審査の結果の表示方法の改善、及びＣＩＩＣのウェブサイトの内容の充実を、要望として挙げている回答者が 1 割ずつであった。

図表 2-35　要望事項はどのようなことか（問 28）

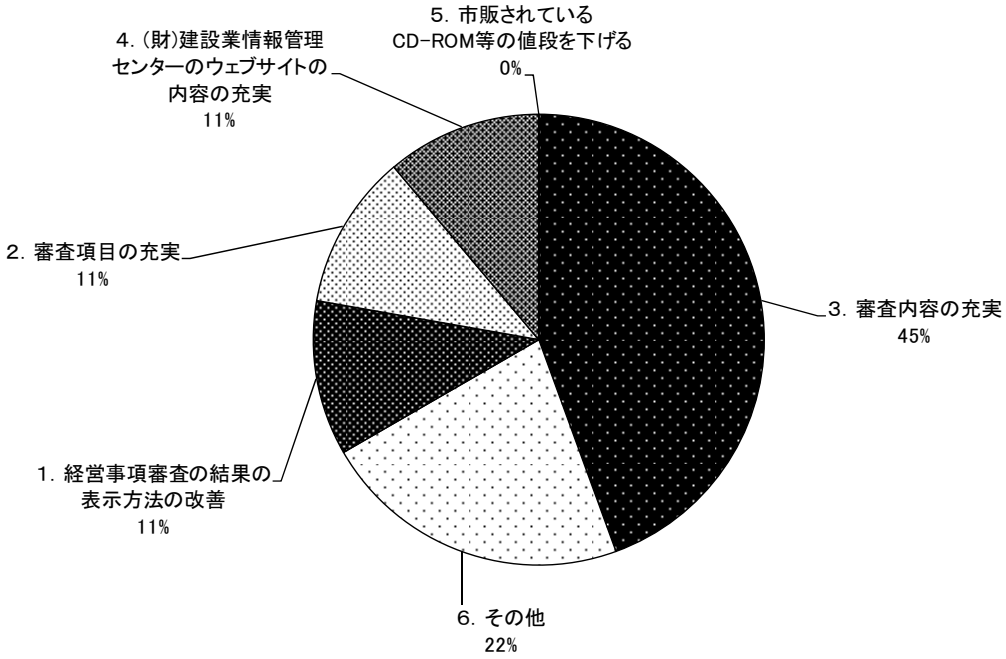

【回答対象】経営事項審査の結果の公表を「知って」おり、「以前、利用していた」回答者

問 29：経営事項審査の結果は、いつ頃まで利用していたか

- 回答者のほぼ 5 割が、直近まで利用していたと回答。
- 残りの 5 割が、数年前まで利用していたと回答。

経営事項審査の結果を「以前、利用していた」（現在は利用していない）とした回答者について、いつ頃まで利用していたのか聞いたところ、「平成 22～23 年頃まで」と「平成 18～21 年頃まで」がそれぞれ 5 割であり、それ以前まで、という回答はゼロであった。利用しなくなった理由は、問 30 で後程検証するが、主に、最後に利用した年以降、工事の発注が無いことによるものと考えられ、利用価値の低下を理由としたものではないと考えられる。

図表 2-36　経営事項審査の結果は、いつ頃まで利用していたか（問 29）

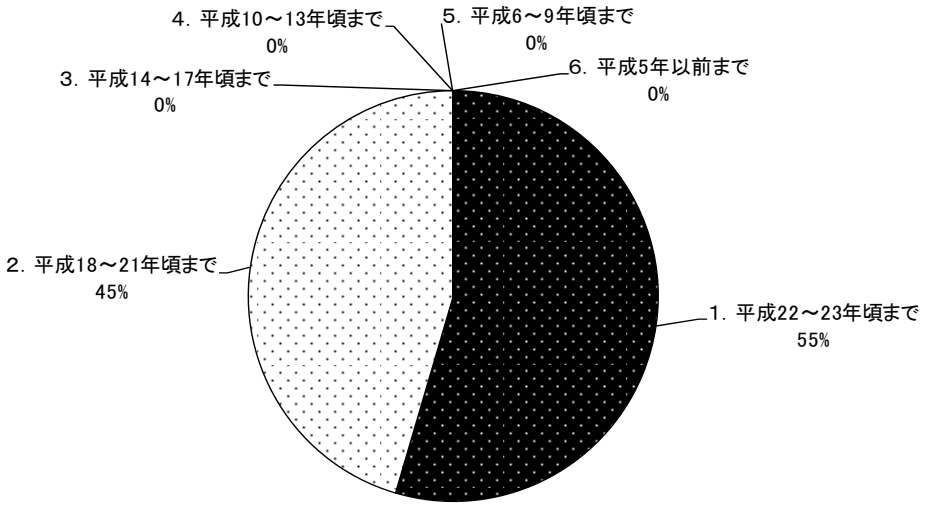

【回答対象】経営事項審査の結果の公表を「知って」おり、「以前、利用していた」回答者

問 30：経営事項審査の結果を利用しなくなった理由

- 現在、必要とする機会（発注を予定している工事）が無いためとの回答が多い。

経営事項審査の結果を、以前は利用していたが今は利用していないと回答した回答者に対し、その理由を聞いたところ、現状で経営事項審査の結果を利用して企業を選定する機会が無い、つまり工事の発注自体がここ数年無いとの回答が多かった。そのため、利用しなくなった回答者の大部分については、今後工事の発注機会があれば、再び経営事項審査の結果を利用するものと考えられる。

その他、少数意見として、以下の意見があった。

・激動の時代においては、数か月単位で各企業の業績や実態が大きく変動するので、経営事項審査の結果だけではその企業の実態が追い切れないため。

・企業の健全度や実績は分かっても、実際のところは、工事責任者の力量によるところが大きいため、その会社の全体的な評点よりも、業界内での情報交換等により、評判が良い工事責任者がいる会社に頼む傾向がある。

【回答対象】①経営事項審査制度を「知らない」回答者
②知っているが、結果の公表を「知らない」回答者

問 31：今後、建設企業の選定に経営事項審査の結果を利用してみたいと思うか

- 5 割強が、「利用してみたいと思う」と回答。

アンケートに添付した、結果通知書のサンプルを見た上での回答である。

経営事項審査の結果通知書を見れば、5 割強が利用を考えるとの結果である。

図表 2-37　今後、建設企業の選定に経営事項審査の結果を利用してみたいと思うか（問 31）

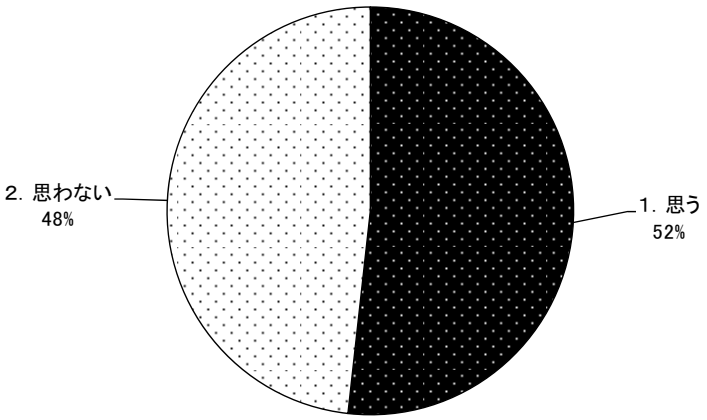

【回答対象】経営事項審査制度を「知らない」、または知っているが結果の公表を「知らない」回答者のうち、「今後利用してみたい」と回答した回答者について

問 32：利用してみたい項目

- 総合評定値、経営状況分析（財務分析）、技術力で 5 割を占める。

経営事項審査の結果を知らず、アンケートに添付した結果通知書のサンプルを確認した上で、今後経営事項審査の結果を利用してみたいと思う、と回答した回答者に対し、どの項目を利用してみたいか聞いた。

その結果、総合評定値、経営状況分析（財務分析）、技術力（技術者の人数）で回答数の 5 割となり、特に、他の情報源では取り難い、総合評定値及び技術力（技術者の人数）に対する興味が高い、という結果となった。

図表 2-38　利用してみたい項目（問 32）

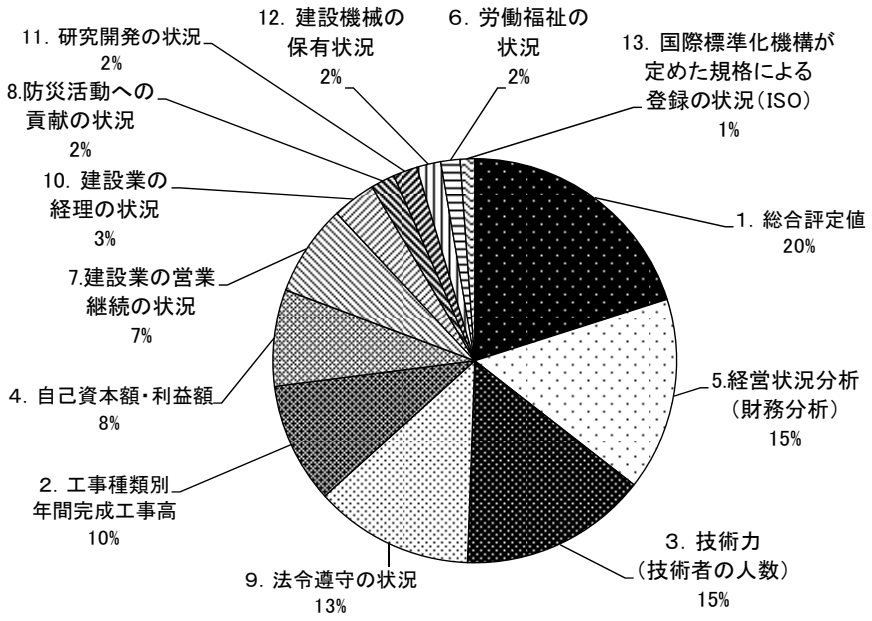

【回答対象】①経営事項審査の結果の公表を「知っている」が「利用したことがない」回答者
②経営事項審査制度を「知らない」、知っているが結果の公表を「知らない」回答者のうち、「今後利用してみたいと思わない」と回答した回答者

問 33：経営事項審査の結果を利用しない理由

- 現状の選定方法で満足している回答者が 5 割強。
- 審査結果の見方が分かりにくいとの回答も 1 割弱あり。

経営事項審査の結果を利用したことが無く、アンケートに添付した結果通知書のサンプルを確認した上で、今後経営事項審査の結果を利用してみたいと思わない、とした回答者に対し、利用しない理由を聞いた。その結果、現状の選定方法で満足している（そのため、新たな評価方法を導入しない）とした回答者が 5 割となった。

図表 2-39　経営事項審査の結果を利用しない理由（問 33）

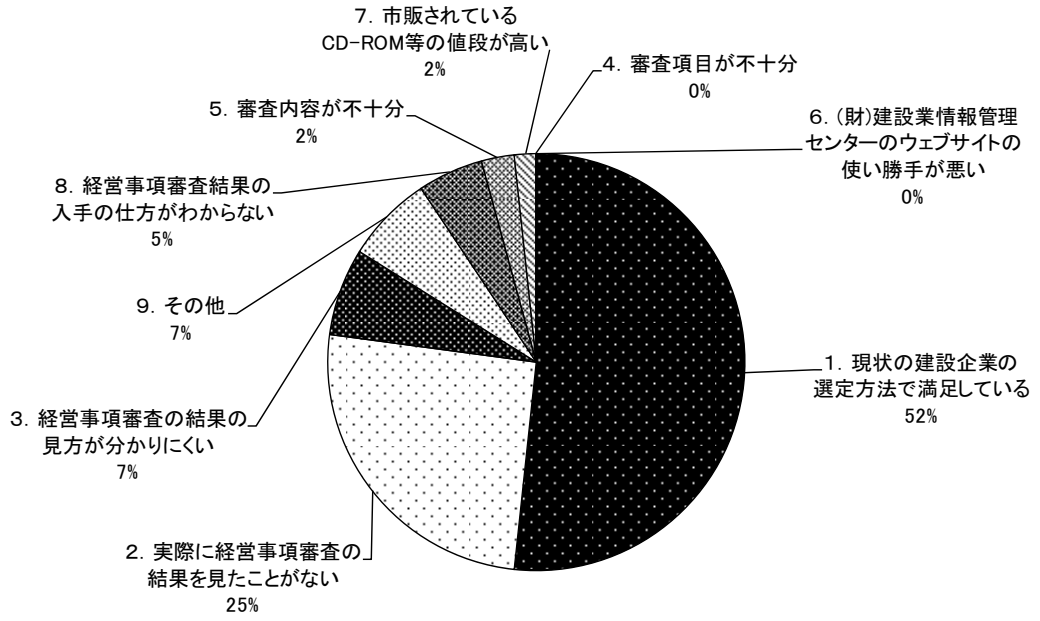

問 34：その他、経営事項審査の結果の公表方法等についての意見

- 地域における評価点の平均値等、判断基準をある程度示してはどうか。

経営事項審査の結果は、1 社単位での取得であり、建設企業の規模や、地域に応じた各項目の平均値が予め公表されていると、企業選定時に役立つ、という意見があった。

2.3　アンケート調査結果（クロス集計）

（１）資本金別（5000 万円未満 / 5000 万円以上～5 億円未満 / 5 億円以上）

問 8：建設企業の選定方法について

- 資本金が小さい回答者ほど、特命による発注形式をとる傾向がある。
- 資本金が 5 億円以上の回答者は、特命と競争見積を工事により使い分ける傾向がある。

複数企業の競争見積により発注先を決定する回答者の割合は、資本金の規模に拘わらず、5 割前後となっており、特命のみで工事を発注する回答者の割合は、資本金が少なくなるに従って増加している。

また、資本金が 5 億円以上の回答者は、ステークホルダーへの説明責任等を鑑みた結果か、特命のみで工事を発注している割合は非常に少ない。

図表 2-40　建設企業の選定方法について（問 8）

（資本金が「5000 万円未満」の回答者）

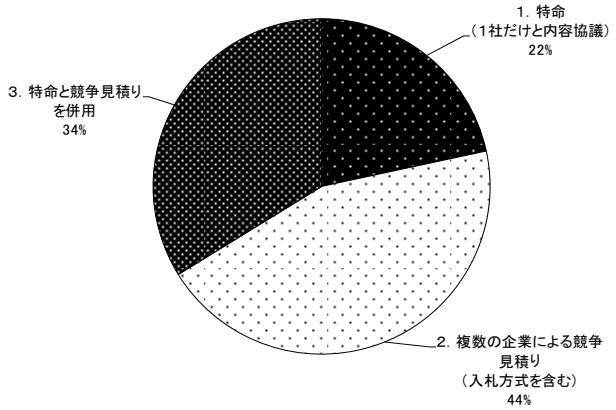

（資本金が「5000 万以上 5 億円未満」の回答者）

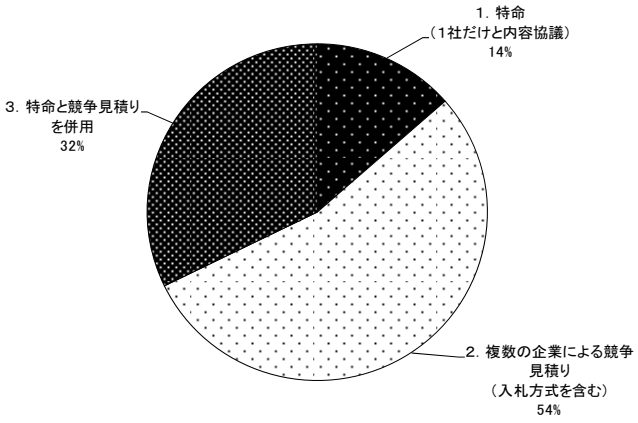

（資本金が「5 億円以上」の回答者）

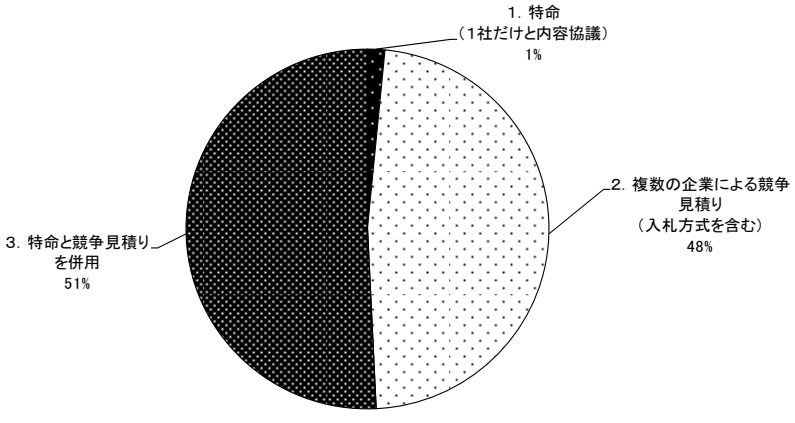

問 17：経営事項審査制度を知っているか

- 資本金が大きい回答者ほど、経営事項審査制度を知っている割合が高い。

資本金が大きい回答者ほど、経営事項審査制度を知っていると回答した回答者の割合が高くなっているが、これは、大規模な発注者は特命比率が低く競争見積により発注先を選定している比率が高いことから、企業選定の際の判断基準として、経営事項審査制度を活用している、または活用を検討したことがあるということを示していると考えられる。

図表 2-41　経営事項審査制度を知っているか（問 17）

（資本金が「5000 万円未満」の回答者）

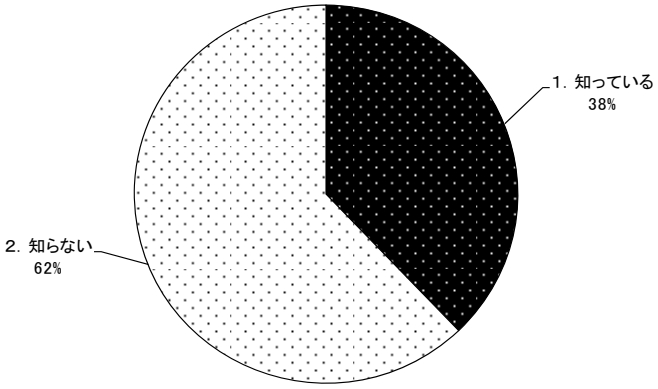

（資本金が「5000 万以上 5 億円未満」の回答者）

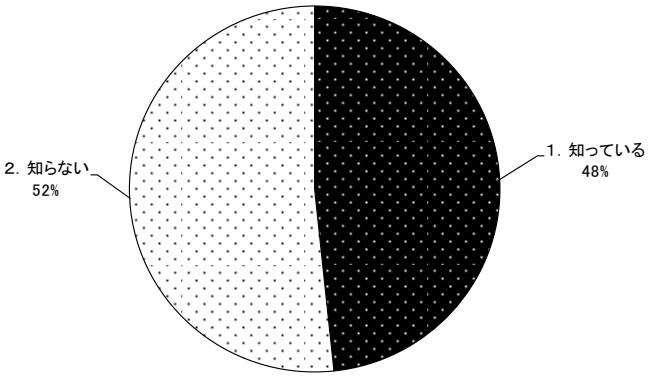

（資本金が「5 億円以上」の回答者）

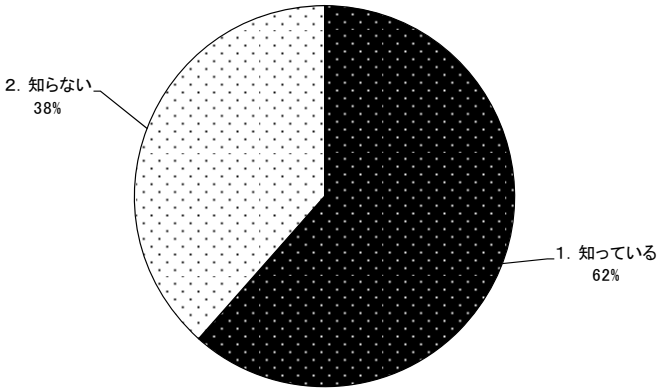

【回答対象】経営事項審査制度を「知って」おり、結果の公表を「知っている」回答者

問 19：建設企業選定の際、経営事項審査の結果を利用している、または利用していたことがあるか

- 資本金が大きい回答者は、「現在、利用している」割合が高い。
- その一方で、「利用したことがない」割合も高い。

資本金が大きい回答者は、「以前、利用していた」と回答する割合が 1 割弱と、特に低くなっている。一方、「現在、利用している」割合が高いことから、利用すると決めた後は継続して利用を続けている可能性が考えられる。ただし、「利用したことがない」と回答する割合も高い。

図表 2-42　建設企業選定の際、経営事項審査の結果を利用している、
または利用していたことがあるか（問 19）

（資本金が「5000 万円未満」の回答者）

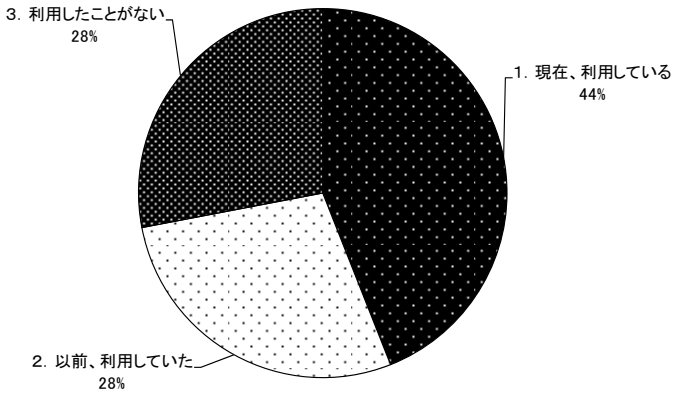

（資本金が「5000 万以上 5 億円未満」の回答者）

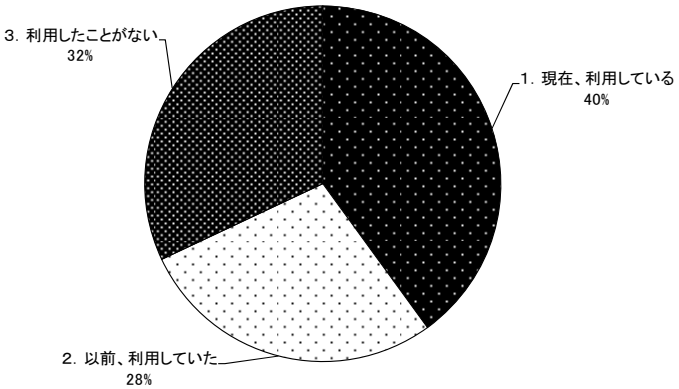

（資本金が「5 億円以上」の回答者）

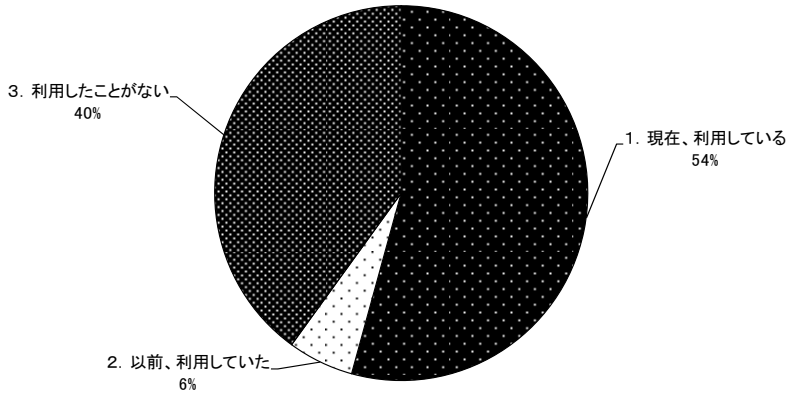

【回答対象】経営事項審査の結果の公表を「知って」おり、「現在、利用している」、「以前、利用していた」回答者

問 20：経営事項審査の結果をどのようにして入手している／入手していたか

- 資本金が大きい回答者ほど、ＣＩＩＣのウェブサイト経由で入手している比率が高い。

経営事項審査制度の結果をどのように入手しているかについては、全ての層で、5 割またはそれ以上がＣＩＩＣのウェブサイトを活用して入手しており、中でも、資本金が 5 億円以上の回答者はその比率が高い。

図表 2-43　経営事項審査制度の結果をどのようにして入手している／入手していたか（問 20）

（資本金が「5000 万円未満」の回答者）

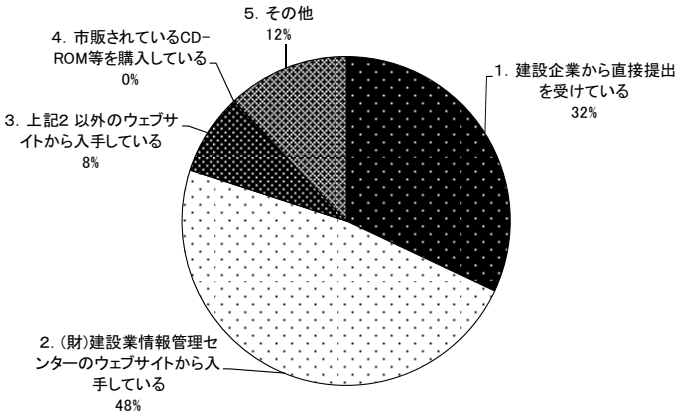

（資本金が「5000 万以上 5 億円未満」の回答者）

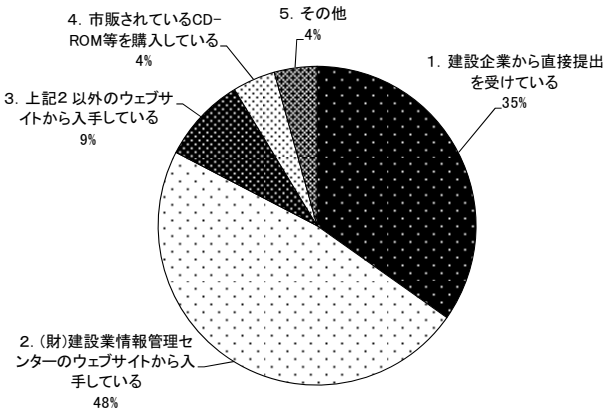

（資本金が「5 億円以上」の回答者）

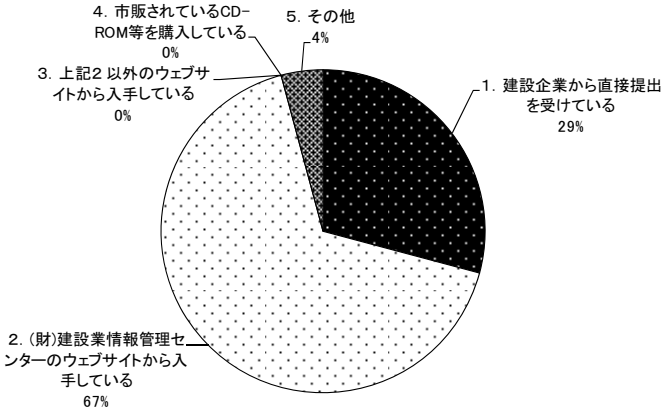

【回答対象】経営事項審査の結果の公表を「知って」おり、「現在、利用している」、「以前、利用していた」回答者

問 24：建設企業の選定に経営事項審査の結果を利用している／利用していた理由

- 資本金が小さい回答者ほど、各指標が点数化されていて分かりやすいため、と回答。
- 資本金が大きい回答者ほど、複数の企業を同じ尺度で評価できるため、と回答。

資本金が小さい回答者は、発注先を細部まで分析するのに割ける人員や時間が不足するため、各指標について明確に点数化されている経営事項審査制度の結果を利用している、と考えられる。

図表 2-44　経営事項審査の結果を利用している
／利用していた理由（問 24）

（資本金が「5000 万円未満」の回答者）

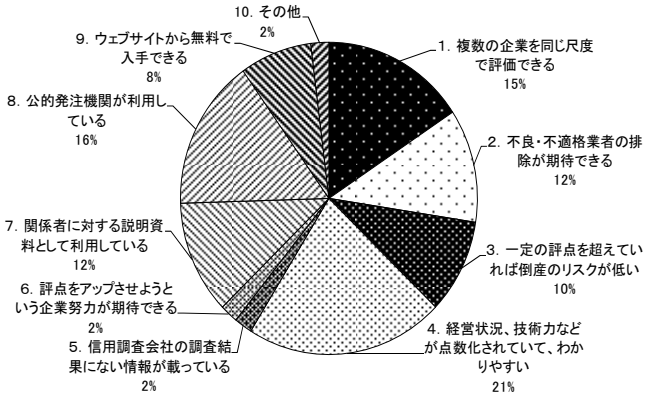

（資本金が「5000 万以上 5 億円未満」の回答者）

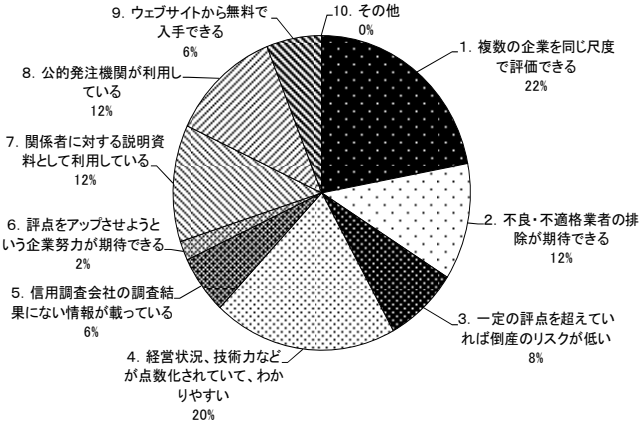

（資本金が「5 億円以上」の回答者）

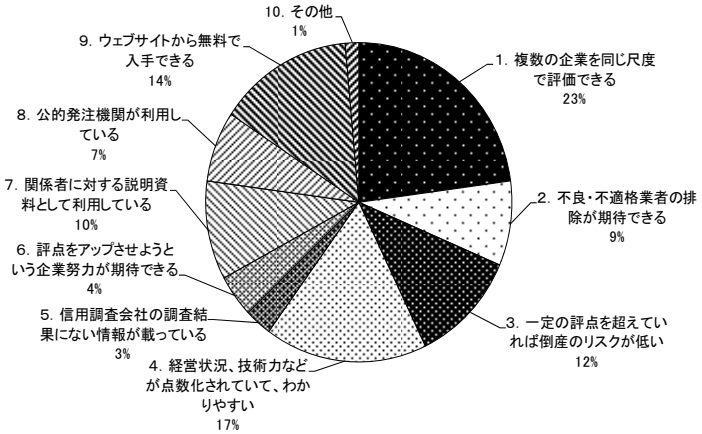

【回答対象】経営事項審査の結果の公表を「知って」おり、「現在、利用している」、「以前、利用していた」回答者

問 26：経営事項審査の結果を利用して、どの程度満足しているか

- 資本金が小さい回答者ほど、「やや不満」と回答した企業の比率が高い。

どの規模においてもほぼ 9 割の回答者が満足しているが、資本金が小さい回答者は、それ以外と比べ、経営事項審査の結果を利用して、「やや不満」に思っている割合が比較的高い。

図表 2-45　経営事項審査の結果を利用して、どの程度満足しているか（問 26）

（資本金が「5000 万円未満」の回答者）

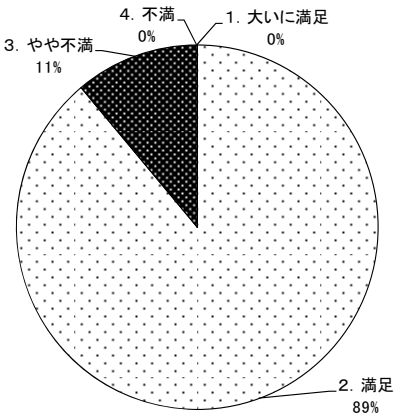

（資本金が「5000 万以上 5 億円未満」の回答者）

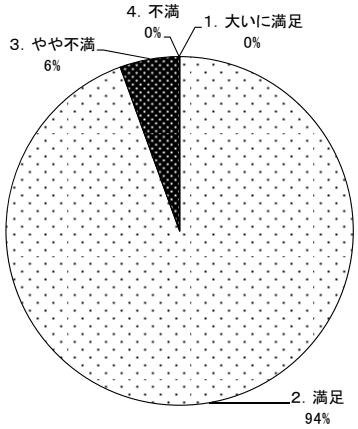

（資本金が「5 億円以上」の回答者）

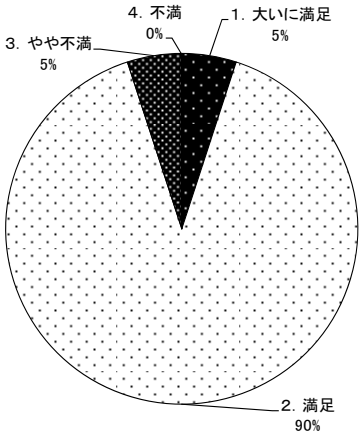

【回答対象】①経営事項審査制度を「知らない」回答者
②知っているが、結果の公表を「知らない」回答者

問 31：今後、建設企業の選定に経営事項審査の結果を利用してみたいと思うか

- 資本金が大きい回答者は、今後、建設企業の選定に経営事項審査の結果を利用してみたいと回答する割合が大きい。

資本金が大きい回答者が経営事項審査の結果を利用してみたいと回答している割合が大きく、建設企業の選定において、特命の割合が小さい結果と整合している。

図表 2-46　今後、建設企業の選定に経営事項審査の結果を利用してみたいと思うか（問 31）

（資本金が「5000 万円未満」の回答者）

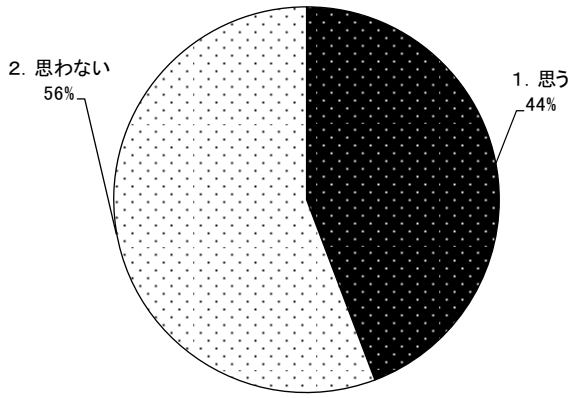

（資本金が「5000 万以上 5 億円未満」の回答者）

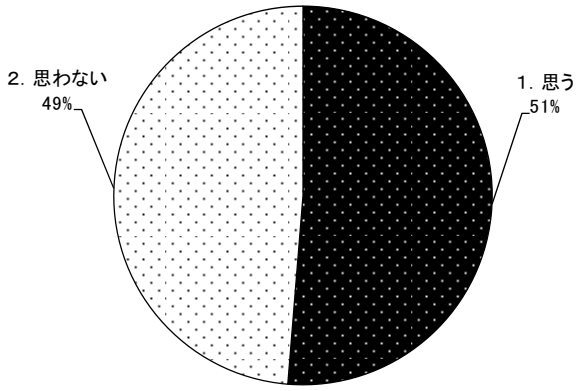

（資本金が「5 億円以上」の回答者）

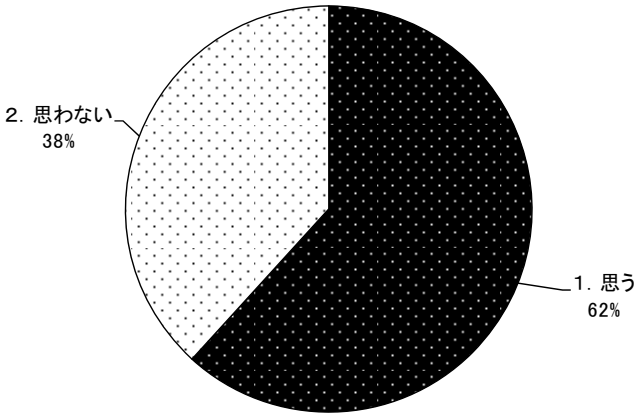

【回答対象】①経営事項審査の結果の公表を「知っている」が「利用したことがない」回答者
②経営事項審査制度を「知らない」、知っているが結果の公表を「知らない」企業のうち、「今後利用してみたいと思わない」と回答した回答者

問 33：経営事項審査の結果を利用しない理由

- どの資本金階層も現状の建設企業の選定方法で満足しているが最も多く、大半を占めている。

「現状の建設企業の選定方法で満足している」回答者は、資本金が「5000 万円未満」では 5 割強、資本金が「5000 万円以上 5 億円未満」では 4 割強、資本金が「5 億円未満」では 6 割弱となっている。

資本金が 5 億円未満の階層においては、経営事項審査の結果の見方が分かりにくいとの回答が 1 割あった。

図表 2-47　経営事項審査の結果を利用しない理由（問 33）

（資本金が「5000 万円未満」の回答者）

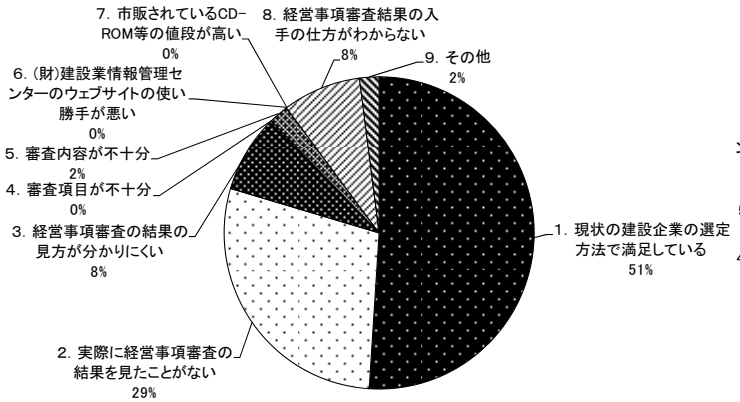

（資本金が「5000 万以上 5 億円未満」の回答者）

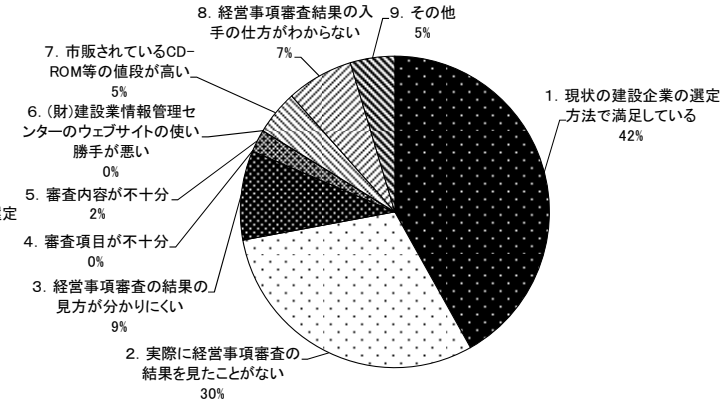

（資本金が「5 億円以上」の回答者）

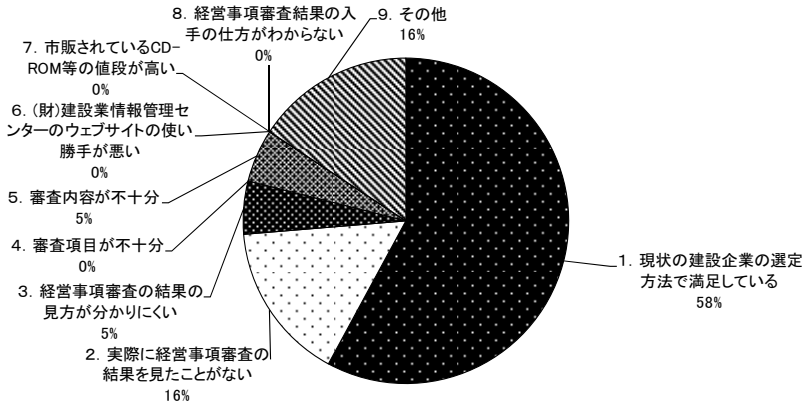

（２）発注件数別（1 年に 6 件以上 / 2～3 年に 1 件より少ない）

問 8：建設企業の選定方法について

> ➢ 建設工事の発注件数が多い回答者ほど、特命の占める割合が小さい。

どちらも特命のみの割合は最も小さくなっているが、建設工事を多く発注する回答者は、特命の割合が特に小さい。

図表 2-48　建設企業の選定方法について（問 8）

（建設工事の発注が「1 年に 6 件以上」の回答者）

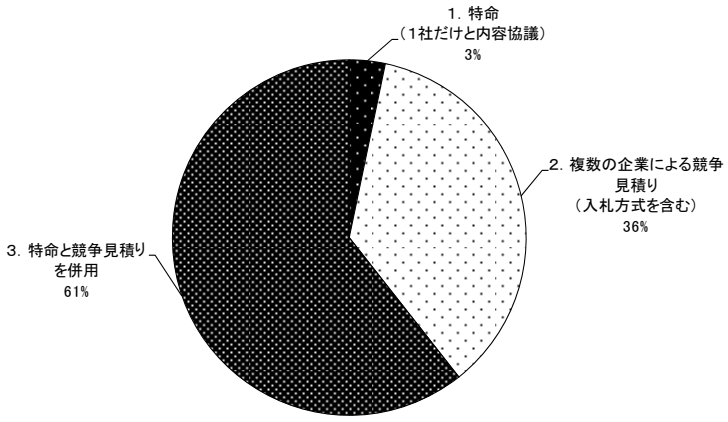

（「2～3 年に 1 件より少ない」回答者）

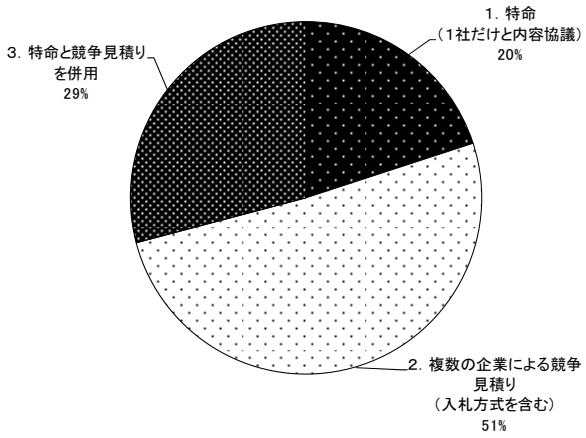

問 14：建設企業を選定する上で、入手できなかったが、入手できれば判断材料としたと思われる情報

- どちらも工事の事故歴についての割合が大きい。
- 建設工事の発注が多い企業は評判や法令遵守の情報を、建設工事の発注が少ない回答者は技術力の情報を入手できていない。

法令遵守についてはどちらの回答者も入手を望んでおり、経営事項審査の結果の利用は有用である。

技術力等に関しては、建設工事を多く発注する回答者は過去の事例や建設企業からの積極的な受注活動などにより、相応の情報を蓄積しているものと考えられる。

一方、建設工事の発注が少ない回答者は、技術力に関する情報が入手困難であると考えられる。

図表 2-49　建設企業を選定する上で、入手できなかったが、
入手できれば判断材料としたと思われる情報（問 14）

（建設工事の発注が「1 年に 6 件以上」の回答者）

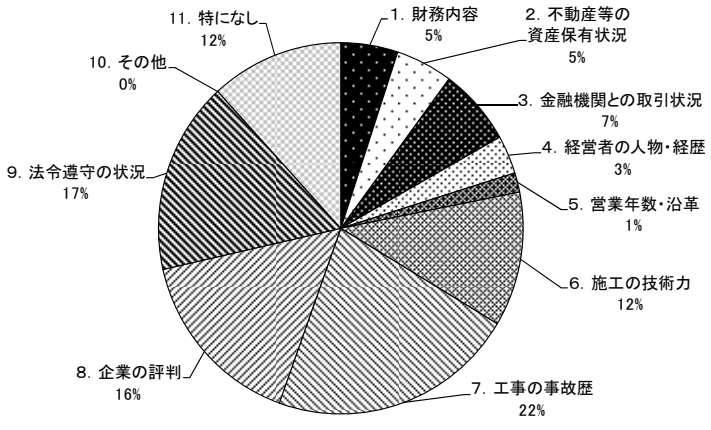

（「2～3 年に 1 件より少ない」回答者）

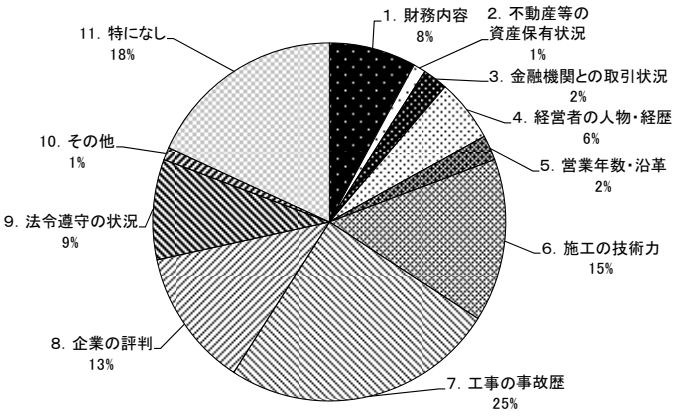

問 17：経営事項審査制度を知っているか

- 建設工事の発注件数が多い回答者ほど、経営事項審査制度を知っている割合が高い。

建設工事の発注件数が多い回答者ほど、経営事項審査制度を知っているとした回答者の割合が高く（1 年に 6 件以上：6 割強、2～3 年に 1 件より少ない：3 割強）なっている。これは、建設工事の発注が頻繁な回答者ほど競争見積による発注が多いことから、企業選定の際の判断基準として、経営事項審査制度を活用している、または活用を検討したことがあるということを示していると考えられる。

図表 2-50　経営事項審査制度を知っているか（問 17）

（建設工事の発注が「1 年に 6 件以上」の回答者）

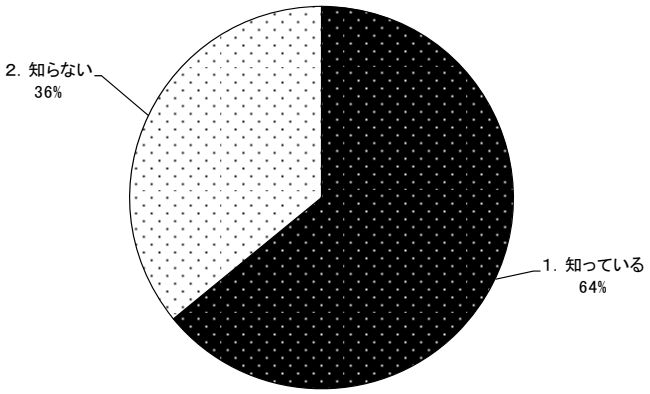

（「2～3 年に 1 件より少ない」回答者）

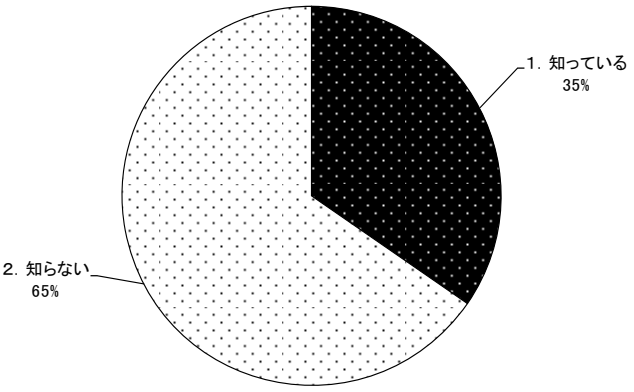

【回答対象】経営事項審査制度を「知って」おり、結果の公表を「知っている」回答者

問 19：建設企業選定の際、経営事項審査の結果を利用している、または利用していたことがあるか

- 建設工事の発注件数の違いで、それほどの差はみられない。

経営事項審査制度の認知度については､建設工事の発注件数が多い回答者が大きく上回っているが、結果の利用においては、建設工事の発注件数の違いではそれほどの差がみられなかった。発注件数が多い回答者において､「利用したことがない」と回答する割合が 3 割強となっている。

図表 2-51　建設企業選定の際、経営事項審査の結果を利用している、
または利用していたことがあるか（問 19）

（建設工事の発注が「1 年に 6 件以上」の回答者）

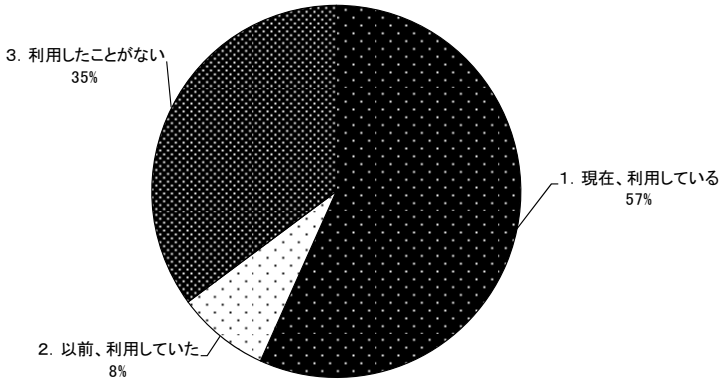

（「2～3 年に 1 件より少ない」回答者）

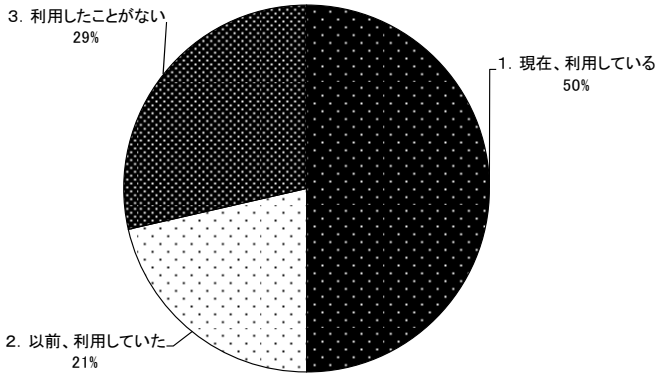

【回答対象】経営事項審査の結果の公表を「知って」おり、「現在、利用している」、「以前、利用していた」回答者

問 20：経営事項審査の結果をどのようにして入手している／入手していたか

- 建設工事の発注件数が多い回答者は、ＣＩＩＣのウェブサイトを多く利用している。
- 建設工事の発注が少ない回答者は、建設企業から直接提出を受けている場合が多い。

建設工事の発注件数が多い回答者は、経営事項審査制度の結果の入手にＣＩＩＣのウェブサイトを多く利用している（7 割強）。発注工事の多さから利用頻度も高く、時間と場所を選ばずに結果を入手できるウェブサイトの利用が多いものと考えられる。

また、建設工事の発注が 2～3 年に 1 件より少ない回答者においては、建設企業から直接提出を受けている場合が多く（4 割強）、ＣＩＩＣのウェブサイトからの入手と同程度となっている。

図表 2-52　経営事項審査制度の結果をどのようにして入手している
／入手していたか（問 20）

（建設工事の発注が「1 年に 6 件以上」の回答者）

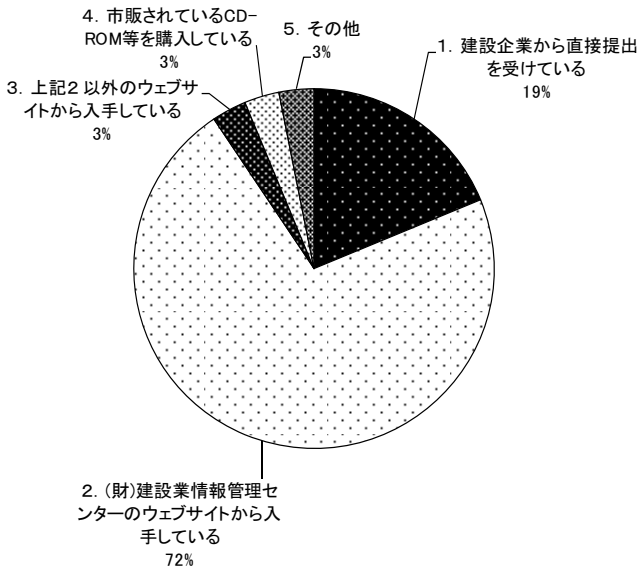

（「2～3 年に 1 件より少ない」回答者）

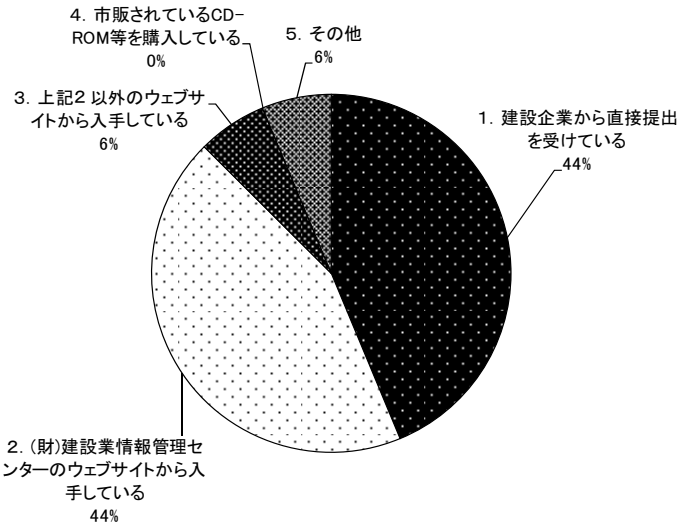

【回答対象】経営事項審査の結果の公表を「知って」おり、「現在、利用している」、「以前、利用していた」回答者

問 24：建設企業の選定に経営事項審査の結果を利用している／利用していた理由

- 発注件数が多い回答者は、各指標が点数化されていて分かりやすいため、と回答。
- 発注件数が少ない回答者は、公的なデータとしての信頼性に重点を置いている。

建設工事の発注件数が多い回答者は、複数の企業を同じ尺度で比較できることから、経営事項審査制度の結果の点数化を利用の理由に挙げている回答者が多い。

また、建設工事の発注が 2～3 年に 1 件より少ない回答者においては、公的発注機関が利用していることや関係者に対する説明資料を理由とする回答者が多く、公的なデータとしての信頼性に重点を置いていることがうかがえる。

図表 2-53　経営事項審査の結果を利用している
／利用していた理由（問 24）

（建設工事の発注が「1 年に 6 件以上」の回答者）

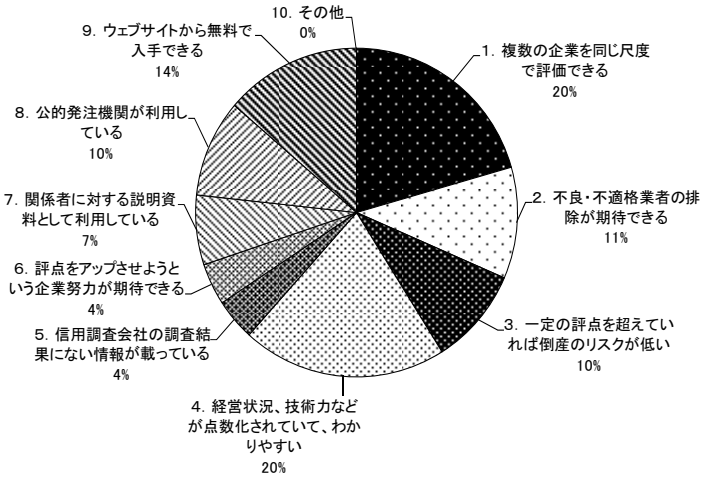

（「2～3 年に 1 件より少ない」回答者）

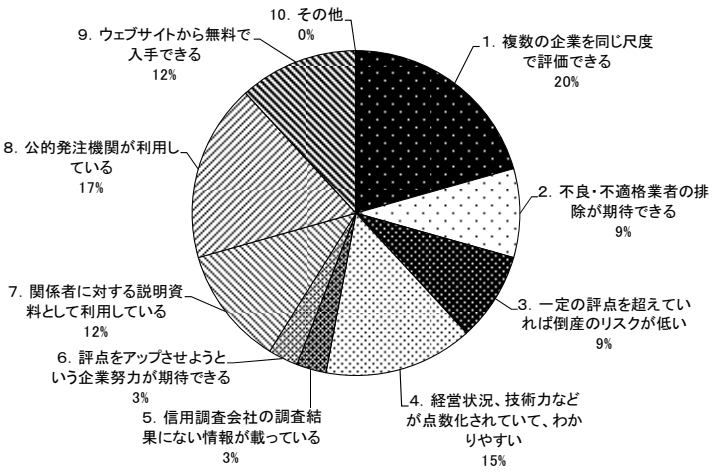

【回答対象】経営事項審査の結果の公表を「知って」おり、「現在、利用している」、「以前、利用していた」回答者

問 25：経営事項審査の結果の中で、利用している／利用していた項目

- 総合評定値を利用しているとの回答が最も多い。
- 発注件数の多い回答者の方が、経営状況分析を利用しているとの回答が多い。

発注件数にかかわらず、経営事項審査の結果の中で最も利用している項目は総合評定値であった。経営状況分析を利用しているとの回答は、発注件数が 2～3 年に 1 件より少ない回答者の 1 割強に対して、1 年に 6 件以上の回答者は 2 割弱と高くなっている。

図表 2-54　経営事項審査の結果の中で、利用している
／利用していた項目（問 25）

（建設工事の発注が「1 年に 6 件以上」の回答者）

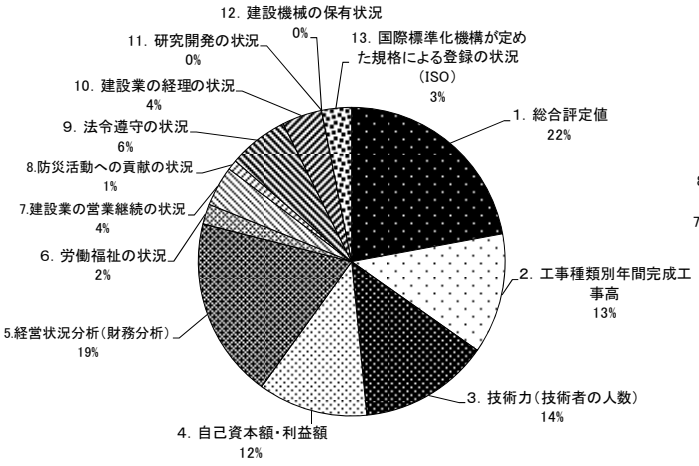

（「2～3 年に 1 件より少ない」回答者）

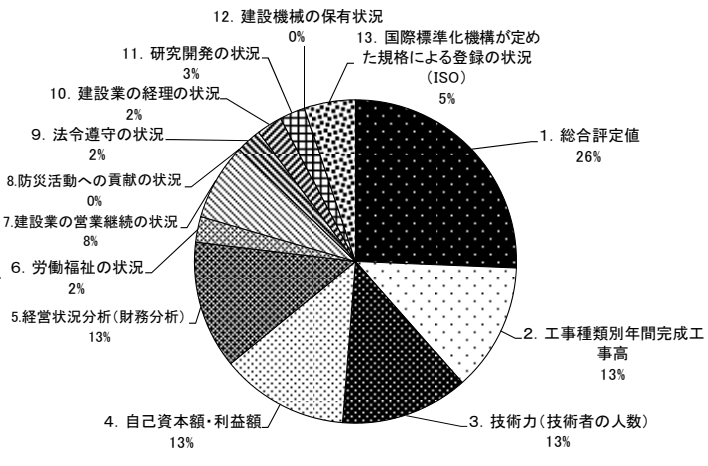

【回答対象】経営事項審査の結果の公表を「知って」おり、「現在、利用している」、「以前、利用していた」回答者

問 26：経営事項審査の結果を利用して、どの程度満足しているか

- 9 割前後の企業が経営事項審査の結果を利用して満足している。

発注件数が 1 年に 6 件以上の回答者の 9 割弱、2～3 年に 1 件より少ない回答者の 9 割が経営事項審査の結果を利用して満足していると回答している。

図表 2-55　経営事項審査の結果を利用して、どの程度満足しているか（問 26）

（建設工事の発注が「1 年に 6 件以上」の回答者）

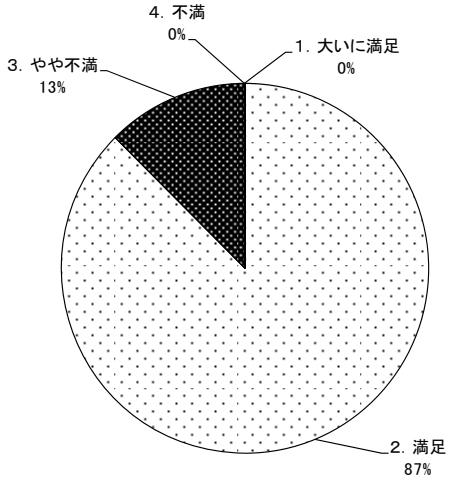

（「2～3 年に 1 件より少ない」回答者）

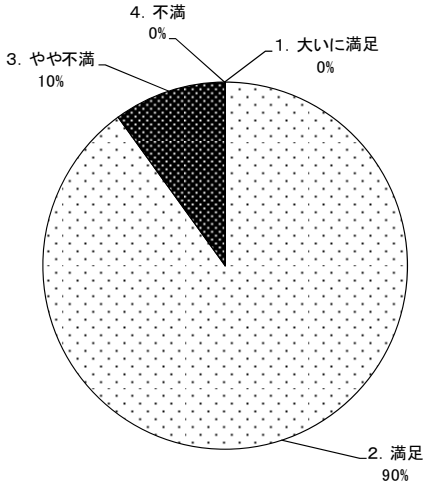

【回答対象】①経営事項審査制度を「知らない」回答者
②知っているが、結果の公表を「知らない」回答者

問 31：今後、建設企業の選定に経営事項審査の結果を利用してみたいと思うか

- 発注件数の多い回答者の 5 割が、今後、建設企業の選定に経営事項審査の結果を利用してみたいと回答している。

発注件数が 1 年に 6 件以上の企業の 5 割、2～3 年に 1 件より少ない回答者でも 5 割弱が、今後、建設企業の選定に経営事項審査の結果を利用してみたいと回答している。

図表 2-56　今後、建設企業の選定に経営事項審査の結果を利用してみたいと思うか（問 31）

（建設工事の発注が「1 年に 6 件以上」の回答者）

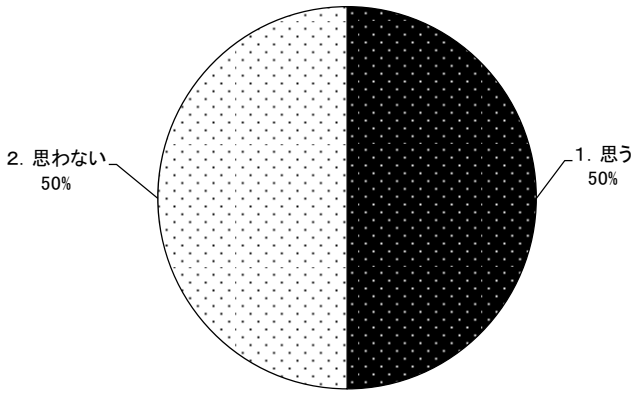

（「2～3 年に 1 件より少ない」回答者）

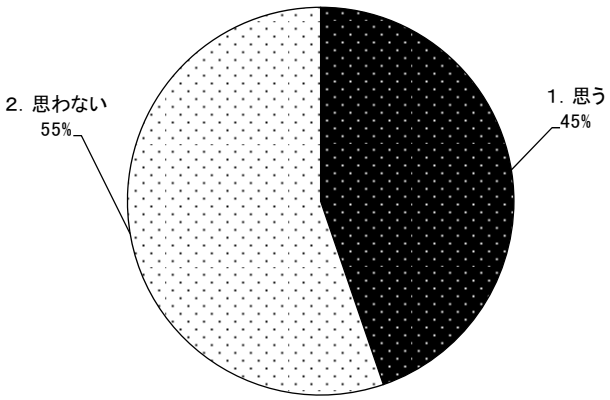

【回答対象】①経営事項審査の結果の公表を「知っている」が「利用したことがない」回答者
②経営事項審査制度を「知らない」、知っているが結果の公表を「知らない」回答者のうち、「今後利用してみたいと思わない」と回答した回答者

問 33：経営事項審査の結果を利用しない理由

- 発注件数にかかわらず、現状の建設企業の選定方法で満足しているとの回答が 5 割。
- 経営事項審査の結果の見方が分かりにくいとの回答が 1 割弱あった。

経営事項審査の結果を利用しない理由としては、現状の建設企業の選定方法で満足しているとの回答が最も多く、5 割であった。実際に経営事項審査の結果を見たことがないとの回答が次に多く、経営事項審査の結果の見方が分かりにくいとの回答も 1 割弱あった。

図表 2-57　経営事項審査の結果を利用しない理由（問 33）

（建設工事の発注が「1 年に 6 件以上」の回答者）

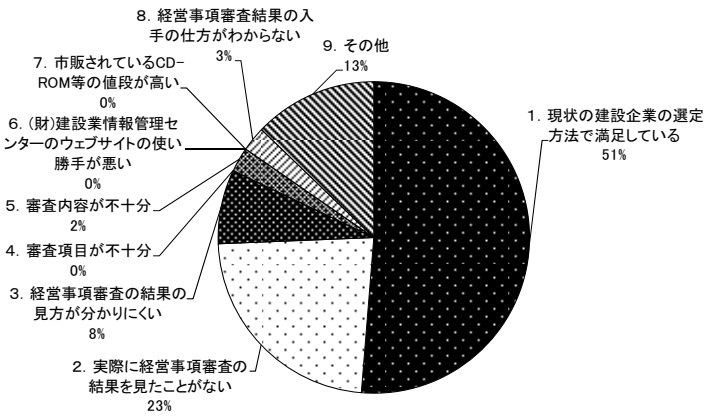

（「2～3 年に 1 件より少ない」回答者）

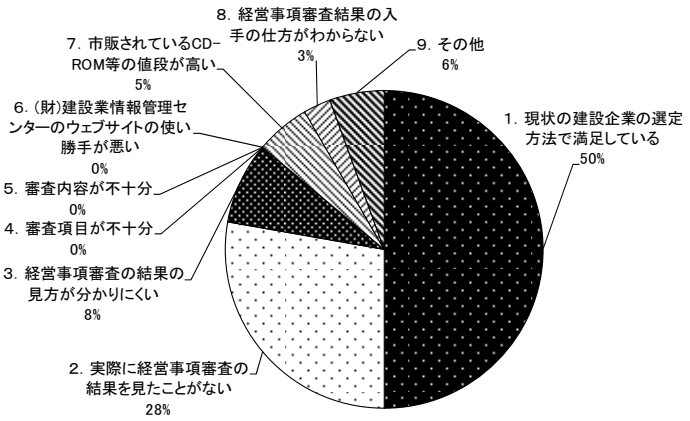

（３）経営事項審査結果の利用別（利用しているまたはしていた / 利用していない）

問 8：建設企業の選定方法について

> ➢ 経営事項審査の結果を利用している（または利用していた）回答者は、そうでない回答者と比べ、競争見積を行う、または特命と競争見積を併用する傾向がある。

経営事項審査の結果を利用している（または利用していた）回答者は、競争見積を行う回答者が 5 割弱、特命と競争見積を併用する回答者が 5 割弱、両者を合わせると 9 割強となり、回答のほとんどを占める。複数の建設企業から施工者を選定するにあたり、より多くの情報を求める中で、経営事項審査の結果を利用していることが考えられる。

一方、経営事項審査の結果を利用していない回答者は、特命で発注を行う場合が 2 割弱となっている。しかし一方で、競争見積を行う回答者が 4 割弱、特命と競争見積を併用する回答者が 5 割弱存在している。

図表 2-58　建設企業の選定方法について（問 8）

経営事項審査の結果を利用している、
または利用していたと回答した回答者

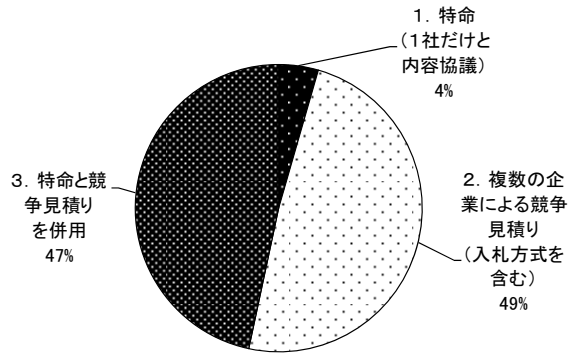

経営事項審査の結果を利用して
いないと回答した回答者

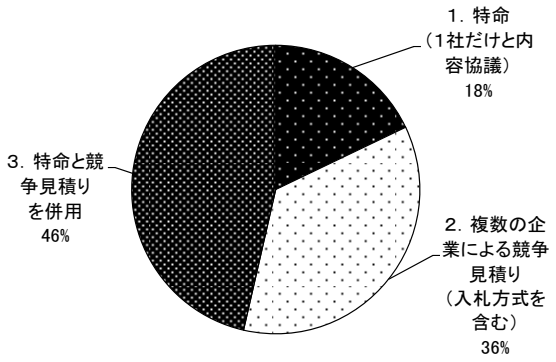

問 12：建設企業を選定する上で重要視していること

- 経営事項審査の結果を利用している（または利用していた）回答者は、そうでない回答者と比べ、様々な要素に関心がある。
- 特に、建設企業自体の能力、知名度や健全度を重要視する傾向にある。

経営事項審査の結果を利用している（または利用していた）回答者は、経営事項審査の結果を利用していない回答者に比べ、建設企業を選定する際、多くの要素を重要視する傾向にある。その中でも、特に、建設企業自体の能力（技術力・安全対策・アフターケア）、知名度や健全度（規模・財務内容・不正行為・評判・社会貢献）を重要視する傾向にある。

図表 2-59　建設企業を選定する上で重要視していること（問 12）

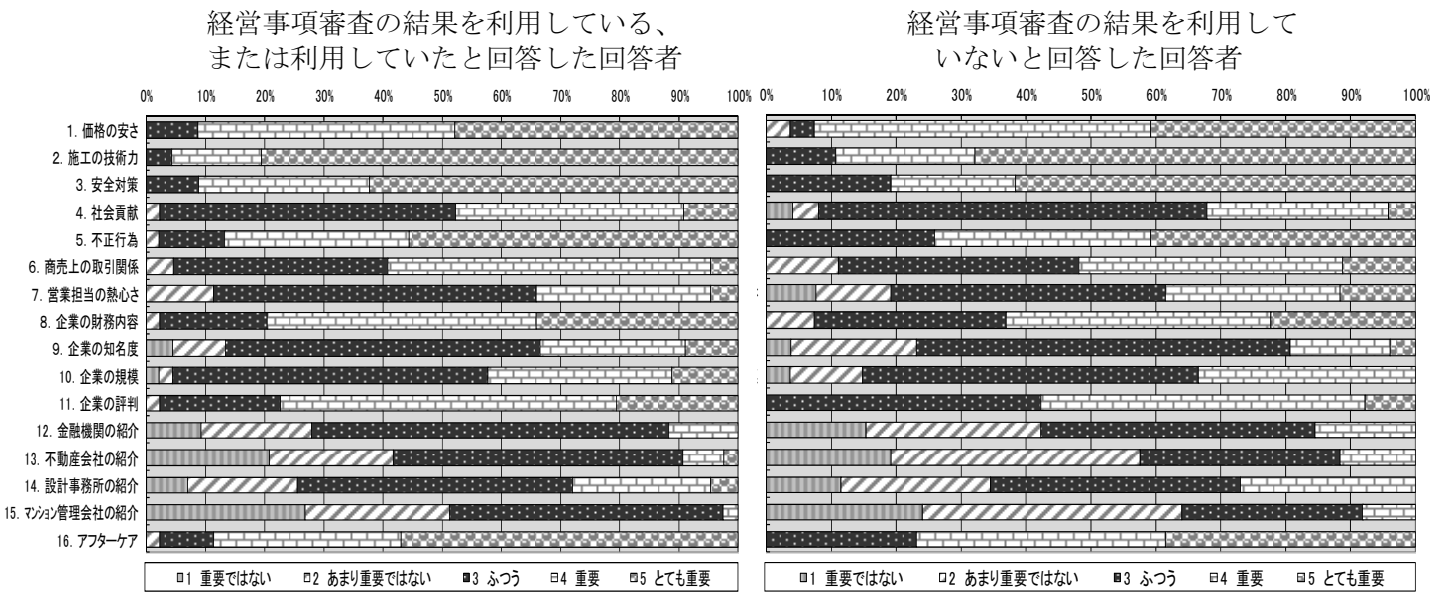

図表 2-60　4. 重要と 5. とても重要の全体に占める割合（問 12）

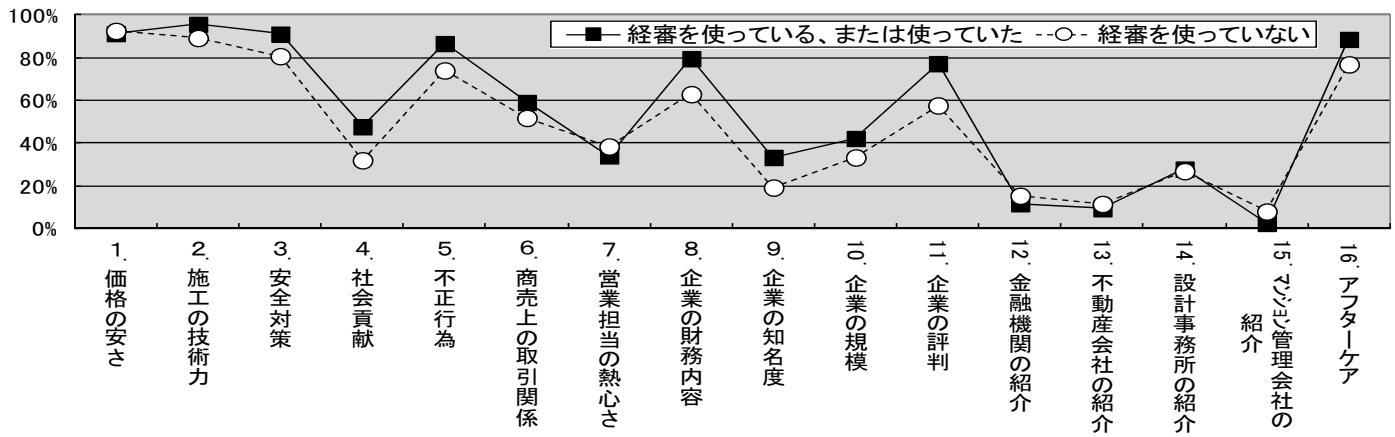

問 14：建設企業を選定する上で、入手できなかったが、入手できれば判断材料としたと思われる情報

- 経営事項審査の結果を利用している（または利用していた）回答者は、工事の事故歴や企業の評判等、経営事項審査の結果に無い情報をより多く望む傾向あり。

経営事項審査の結果を利用している（または利用していた）回答者は、経営事項審査の結果を利用していない回答者に比べ、工事の事故歴や企業の評判等、経営事項審査の結果に無い情報をより多く望む傾向にある。

一方、経営事項審査の結果を利用していない回答者は、経営事項審査の結果で入手可能な施工の技術力を望む企業が多くなっている。

図表 2-61　建設企業を選定する上で、入手できなかったが、
入手できれば判断材料としたと思われる情報（問 14）

経営事項審査の結果を利用している、
または利用していたと回答した回答者

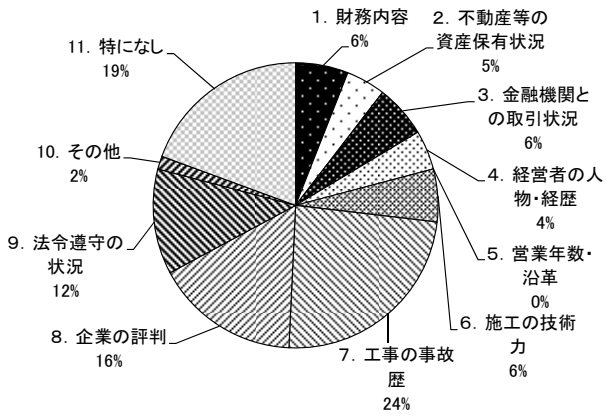

経営事項審査の結果を利用して
いないと回答した回答者

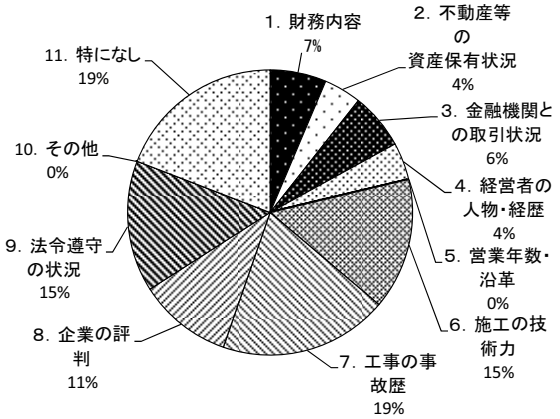

（４）経営事項審査の結果の利用別
（今後利用してみたい / 利用してみたいとは思わない）

問 8：建設企業の選定方法について

> ➢ 経営事項審査の結果を利用してみたいと回答した回答者は、そうでない回答者と比べ、複数の企業による競争見積を採用する傾向がある。

経営事項審査の結果を利用してみたいと回答した回答者は、そうでない回答者と比べ、複数の建設企業による競争見積を行う傾向にある。

一方、経営事項審査の結果を利用してみたいと思わない回答者は、特命で発注を行う場合が 2 割強となっており、それらの回答者にとっては、従来から決まった施工会社がいるため、経営事項審査の結果の利用を必要としていないものと考えられる。

図表 2-62　建設企業の選定方法について（問 8）

今後、経営事項審査の結果を利用してみたいと回答した回答者

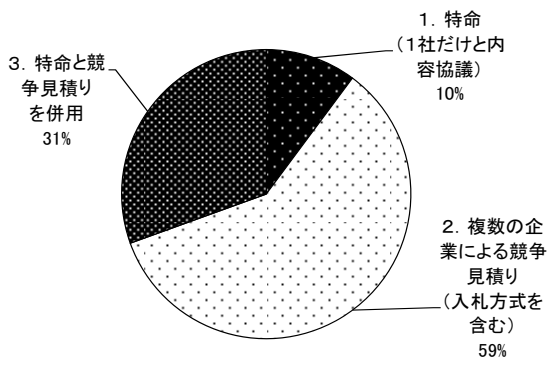

経営事項審査の結果を利用してみたいと思わないと回答した回答者

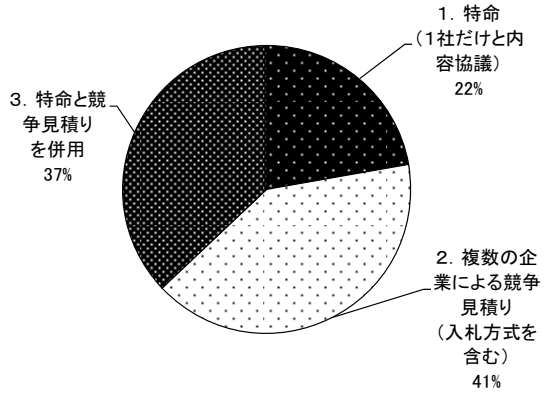

問 12：建設企業を選定する上で重要視していること

> ➢ 経営事項審査の結果を利用してみたいと回答した回答者は、そうでない回答者と比べ、経営事項審査の結果に表示されている項目を重要視する傾向がある。

経営事項審査の結果を利用してみたいと回答した回答者は、そうでない回答者に比べ、建設企業を選定する際、財務内容や企業の規模等の経営事項審査の結果に表示されている項目を重要視する傾向がある。

図表 2-63　建設企業を選定する上で重要視していること（問 12）

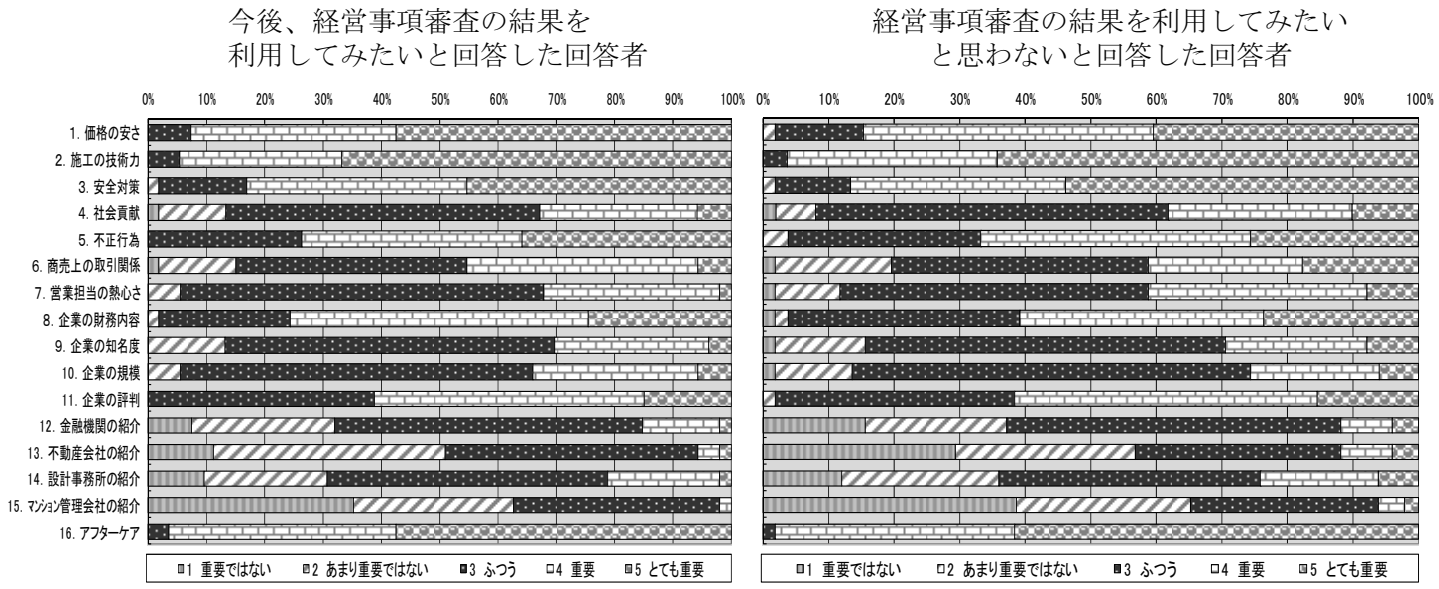

図表 2-64　4. 重要と 5. とても重要の全体に占める割合（問 12）

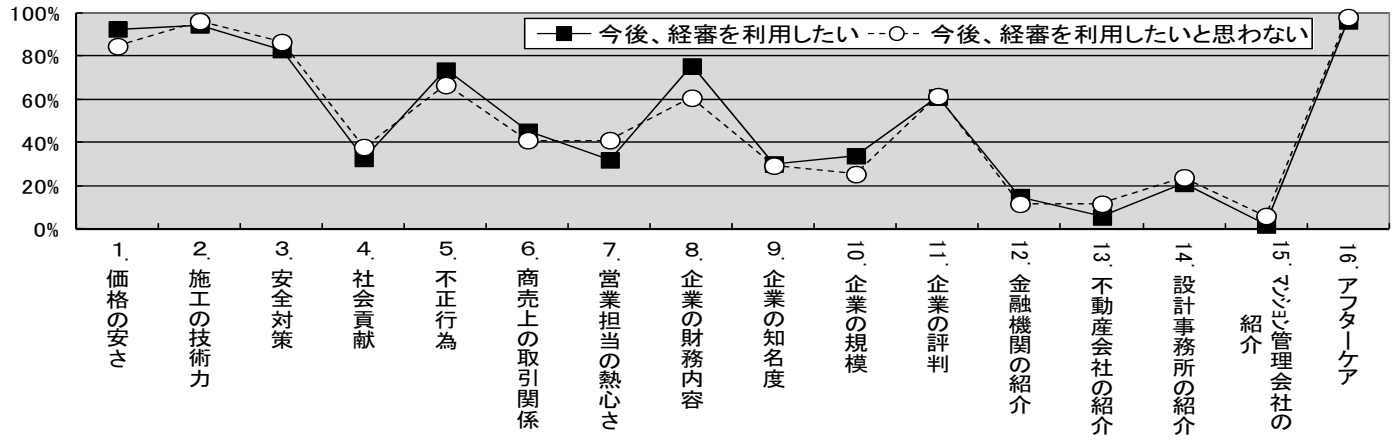

（５）経営事項審査の結果の入手先別
（ＣＩＩＣのウェブサイトから入手 / それ以外から入手）

【回答対象】経営事項審査の結果の公表を「知って」おり、「現在、利用している」、「以前、利用していた」回答者

問 26：経営事項審査の結果を利用して、どの程度満足しているか

- ＣＩＩＣのウェブサイトから入手している回答者は、それ以外から入手している回答者に比べて、やや不満を感じている。

経営事項審査の結果をＣＩＩＣのウェブサイトから入手している回答者は、それ以外から入手している回答者に比べて、やや不満を感じている（1 割強）。ＣＩＩＣのウェブサイト以外から入手している回答者のほとんどは、建設企業から直接提出を受けており、経営事項審査の結果の内容を理解した上で、提出を求めているものと考えられる。一方、ＣＩＩＣのウェブサイトから入手している回答者については、時間と場所を選ばずに結果を入手できるウェブサイトの利便さから、初めての利用者も多いものと考えられ、経営事項審査の結果の利用方法等が良く理解されていない可能性が高い。

図表 2-65　経営事項審査の結果を利用して、どの程度満足しているか（問 26）

ＣＩＩＣのウェブサイトから入手していると回答した回答者

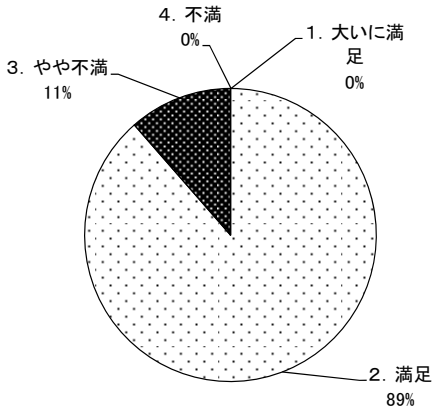

それ以外から入手していると回答した回答者

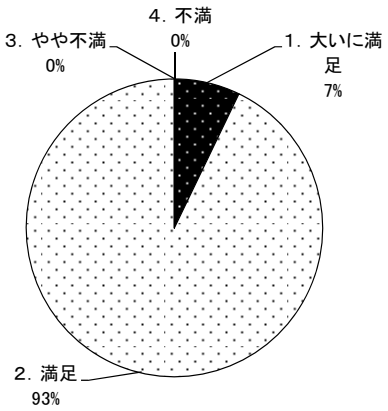

【回答対象】経営事項審査の結果の公表を「知って」おり、「現在、利用している」、「以前、利用していた」回答者のうち、利用に「大いに満足」、「満足」と回答した回答者

問 27：満足している中で、要望事項があるとすればどのようなことか

- ＣＩＩＣのウェブサイトから入手している回答者は、結果の表示方法の改善及びウェブサイトの内容充実を求めている層が多い。

経営事項審査の結果をＣＩＩＣのウェブサイトから入手している回答者は、結果の表示方法の改善（2 割強）及びウェブサイトの内容充実（2 割弱）を求めている層が多い。

図表 2-66　結果に満足している中で、要望事項があるとすればどのようなことか（問 27）

ＣＩＩＣのウェブサイトから入手していると回答した回答者

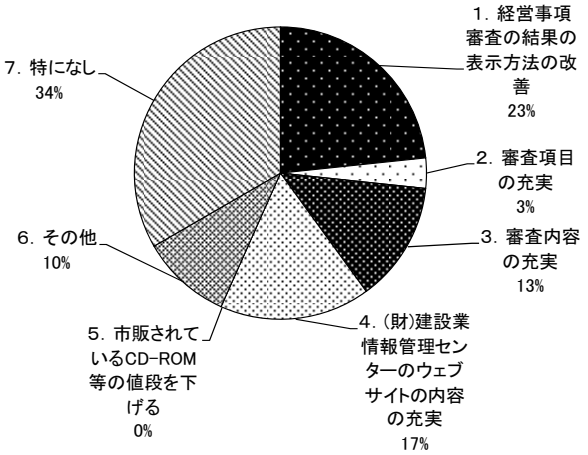

それ以外から入手しているると回答した回答者

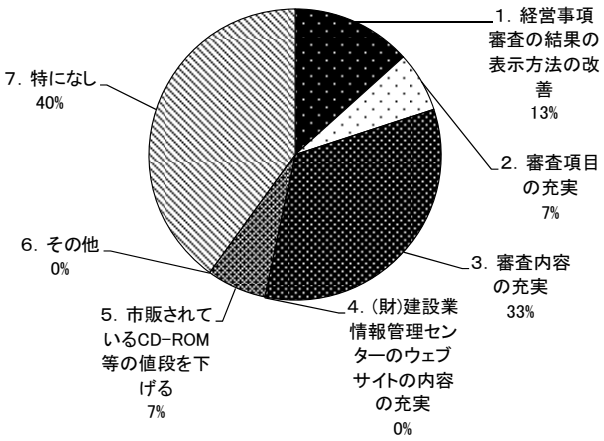

2.4　ヒアリング調査結果

（１）公益民間企業

Ⅰ）Ａ社（電力）

・経営事項審査の結果が公表され始めた頃（10～12 年前）から活用している。
・公的発注機関が利用しているという信頼性の高さが大きい。
・利用している評価項目は、総合評定値、工事種類別年間平均元請完成工事高、経営状況分析の 3 項目。工事種類別年間平均元請完成工事高は、当該企業がどの工種を得意としているかの参考としている。
・大規模工事においては、経営事項審査の結果の点数（総合評定値）を足切りラインとして利用し、不健全企業を排除している。ただし、技術的な問題で特命にする必要性や、経営事項審査の結果の点数では指名から外れる企業が出てしまう（地域に密着している企業なので諸事情がある様子）などの理由から、経営事項審査の結果の点数だけで判断している訳ではない。

Ⅱ）Ｂ社（ガス）

・企業評価においては、帝国データバンクと東京商工リサーチの資料をベースとしており、参考資料の一つとして、経営事項審査の結果を利用するケースはあるが、利用頻度は低い。
・取引先選定に関する社内規定では、経営事項審査の結果の利用は定められていない。あくまでも補助資料として利用している。これは、建設業以外の業種の企業も取引先に含まれるため、基準として一般化されていないためである。
・建設業においては、比較的小規模の企業を調査する際に、経営事項審査の結果を利用するケースが多い。主に参考対象としているのは、総合評定値と経営状況分析。

（２）建設会社

Ⅰ）Ｃ社

・入札で競争相手となる企業の分析に用いている。総合評価での入札で確実に勝つために、各評価項目の点数を時系列で詳細に比較、分析している。
・下請企業等、外注先は協力会傘下の企業を使うことが多いので、下請選定には利用していない。ただし、コスト競争が厳しくなってきている今、かつては 7 割の工事を協力会傘下企業に外注していたが、現在では 3 割に減少している。そのため、新たに取引する企業が増えてきており、企業の概略を知る上では有用であると認識している。

Ⅱ）Ｄ社

・建設企業間の取引の際には、経営事項審査の結果を利用することはない。従来の付き合い等から、各社は経営事項審査の結果以上の情報を既に持っており、それを基に判断している。
・民間発注者については、工事発注件数が多く発注に慣れている企業からは、経営事項審査の結果を求められることはそれほど多くない。企業独自の判断基準や従来からの実績等で判断していると思われる。しかし、工事発注の少ないマンション管理組合や個人等においては、ウェブサイトで公表されていることや点数化されていること等から利用の可能性は高いと思う。
・中小建設企業にとっては、経営事項審査の結果により公共工事入札への参加可否が決まるため、より重要なものであると考えられ、中には経営事項審査の結果の改善を経営方針などに掲げる企業も見受けられる。
・経営事項審査の結果の利用は、建設企業選定の際の「初期段階における篩（ふるい）」となるだけでなく、新規の建設企業を参入させる際の企業検索のツールの一つになるだろう。
・今後、経営事項審査の結果の利用を拡大するためには、評価項目ごとの検索や経年データの表示等、検索及び表示方法の改善が必要であると思う。

（３）建設会社を調査・審査する機関

Ⅰ）Ｅ社（損害保険会社）

・主に、建設企業の経営目標達成状況に対するガバナンスとしての目的で、経営事項審査制度の結果を利用している。建設企業は、総合評価方式の評点向上を目標に掲げていることが多いという認識があり、技術力等を含めた総合的な評価方法として経営事項審査の結果の総合評定値を追っていくことが有用である。特に、会社の経営目標と経営事項審査の結果のトレンドが合致しているかが重要であると考えている。ただし、社内で独自の企業評価方法を持っており、そちらを優先して評価している。
・経営事項審査の結果利用については、その結果と倒産確率等を相関したデータがあると、審査機関としてはさらに利用の価値が高まると考えている。
・企業評価については、純粋な評価（倒産確率等）の他に、株主・社債債権者としての立場があり、また、建設業やエネルギー産業等を同一基準で評価する等の産業横断的な評価も行っているため、非常に複雑になっている。簡便な方法があれば良いと考えており、経営事項審査制度にも期待している。
・なお、審査する立場上、依頼があって初めて調査することが多い。そのため、財務諸表等の必要書類の入手に困ることはなく、あえて経営事項審査の結果のみを積極的に利用していることはないが、業種別の完成工事高が詳細に記載されている点は有用であると考えている。

第 3 章

アジア諸国における
建設企業評価の状況

3. アジア諸国における建設企業評価の状況

我が国の経営事項審査データの今後の活用策を検討するに当たり、アジア諸国における「建設企業の評価の手法とデータの整備状況」を調査し、我が国の経営事項審査データとの共通点、相違点等を把握し、今後の建設企業評価手法・データの活用における改善の可能性等について検討した。

3.1 シンガポールにおける建設企業評価の現状と手法

（１）建設業の許可（Licensing of Builders）「シンガポール政府・国家開発省・建築建設局（BCA)」

シンガポールにおいては、従来建設業許可に当たる制度は存在しなかった。しかし、建設現場の事故が多発したことが指摘されていたことに加え、地下鉄建設工事現場の開削部で大規模な崩落事故が発生したことが背景となり、「建設業の許可制度（ライセンス制度)」が導入された。この制度の検討は、2005 年頃から始められたが、2007 年頃には活発な建設市場の状況で頓挫し、2008 年 8 月になり許可制を導入する法律「改正建設管理法」(Building Control (Amendment) Act 2007) が成立し、2009 年 6 月より施行されている。

Ｉ）建設業許可制度の概要

許可制では、「総合建設業１」General Builder 1 (GB1)、「総合建設業２」General Builder 2 (GB2)、「特殊建設業」Specialist Builder (SB) の 3 種類のライセンスが設定されている。GB1 と GB2 は共に元請の許可であるが、施工可能工事規模により区分され、GB1 は制限なし、GB2 は 600 万シンガポール・ドル以下である。SB は、専門工事業であるが、対象となっている工種は、地盤掘削工事や鋼構造工事等の、地質・構造に関わる分野に限定されている。なお、GB は、SB の対象となる工事を実施する場合には、下請けに SB を入れなければならない。

「総合建設業１」	General Builder 1 (GB1)	制限なし
「総合建設業２」	General Builder 2 (GB2)	600 万 S$以下
「特殊建設業　」	Specialist Builder (SB)	

Ⅱ）建設業許可取得の条件

建設業の許可を受けようとする企業は、Approved Person（AP）と Technical Controller（TC）を配置せねばならない。AP とは、当地における「事業の経営責任者」であり、支店長や現地法人社長等が対象となる。学歴要件等は比較的緩く、学部等の制限もない。それに対して、TC は「技術面の責任者」であり、学歴要件として建設関係学科を卒業していることが求められている。特に、許可制導入の経緯から、SB の TC 要件は厳しく、建設関係学科の中でも、BCA が認定する機関（Recognised Institutions）が認証する土木関係（Civil Engineering）の学科を卒業していなければならない。日本の教育機関については、JABEE（日本技術者教育認定機構）が Recognised Institution とされており、JABEE により認証された教育機関・学科であれば TC の要件を満たすものとされている。

Ⅲ）建設業許可クラスの基準

建設業許可を取得するためには、クラスごとに一定の条件を満たさなければならない。一般建設業 GB においては、GB1 クラス１においては 30 万シンガポール・ドル以上の自己資本が必要であり、GB2 クラス２においては 25,000 シンガポール・ドル以上が必要である。また、特殊建設業 SB においては、25,000 シンガポール・ドル以上の自己資本が必要となっている。

(参考)

“Licensed Builders” 建設業許可制度

「建設管理法」Building Control (Amendment) Act 2007 に基づき、2009 年から許可制 (License) として実施。

この許可制度実施の背景には、建設企業における重大な事故発生を受け、施工能力の状況を発注者が把握できるよう、種別規模別に基準を設け、その基準を満たす企業のみにライセンスを与える手法をとっている。なお、各建設企業の取得ライセンスについては、BCA の WEB-SITE 上で公開されている。

○許可制度：建設業の能力増進のための制度、2009 年から許可制導入　(BCA 所管)

「３種類のライセンス」:

一般建設許可（クラス１、クラス２）General Builder 1(GB1)、２(GB２)

特殊建設許可　　SB(PW)

GB1,GB2 は、元請許可：GB1:制限なし、GB2:600 万シンガポール・ドル以下

GB は、SB 対象工事を実施するには、下請に SB をいれなければならない。

○許可取得の条件

(最低自己資本、責任管理者基準)

一般建設業 GB

最低自己資本：GB1 クラス１：30 万シンガポール・ドル以上、GB2 クラス２：25,000 シンガポール・ドル以上

責任管理者の配置：「経営責任者 Approved Person (AP)」、「技術管理者 Technical Controller(TC)」

(許可取得料金：　C1:1800 シンガポール・ドル、C2：1200 シンガポール・ドル、S：1500 シンガポール・ドル)

特殊建設業 SB

許可種類、PW、SB(GS)、SB(SI)、SB(SS)、SB(PC)、SB(PT)

最低自己資本：25,000 シンガポール・ドル

責任管理者の配置：「経営責任者 Approved Person (AP)」、「技術管理者 Technical Controller(TC)」

（２）公共事業参加に当たっての建設企業の評価手法

許可制の無かったシンガポールではあったが、政府発注工事参加に当たっての登録制度はあった。資本規模、施工能力等の基準に基づく、工事金額、工種ごとに分類された格付けを取得する必要がある。この評価は、シンガポール政府・国家開発省の建築建設局(BCA)が行う。各企業は、工種ごとに、財務状況、経営現場管理状況、過去実績、その他の必要条件の全ての項目において、別表で定められた基準を全て満たすグレードに位置付けることが可能となっている。この基準は、工種ごとに定められている。

「建設業者登録 Registration 制度」

“Registered Contractors”

Ｉ）企業評価に基づくグレードの決定

公共事業入札参加のための事前登録制度（一般建築、一般土木の場合）

公共事業に参加するためには、建設業者登録制度に基づき、事前に BCA に対して登録手続きを申請しなければならない。この事前登録は、主な工種６種類及びその他の工種の合計７工種で登録を受けている。

一般建設業　　Construction Workheads: CW
CW01(一般建築)　CW02(一般土木)

建設関連業　　Construction Related Workheads:　CR
CR01(Minor Construction Works)、･･･、CR18(Doors)

設備電気業　　Mechanical & Electrical Workheads : ME
ME01(Air-Conditioning, etc.)、･･･、ME15(Integrated Building Services)

維持管理業　　Maintenance Workheads: MW
MW02(Housekeeping, Cleaning, etc.) MW04

職能建設業（鉄筋、コンクリート等）Trade Heads :TR
TR01(Framework), ･･･,TR10(Ironmongery & Metalwork)

物品供給業　　Supply Heads : SY
SY01A(Essential Construction Materials)
SY01B(Ready-Mixed Concrete)、･･･、SY14

その他建設業　Regulatory Workheads :RW

RW01(Window Contractors)、･･･、RE02(L2) (Lift Contractors)

登録手続きにあたっては、申請企業の状況から、登録要件に従って格付けを行っている。登録要件基準としては、財務条件、過去の工事実績、事業管理状況、その他の要件で判断されている。

以下に、一般建築 CW01、一般土木 CW02 を例に登録の要件を示す。

財務条件に関しては、申請建設企業の自己資本額から格付けを行う。それぞれの基準以上の自己資本額が確認されれば、それぞれの格付けに位置付けられる。実績については、過去３年間の実績やシンガポール国内での実績等を申請ベースで確認をしている。事業管理要件としては、ランクに応じた技術資格者等の確保水準が詳細に決められている。その他の要件としては、大くくりのランクとしてA、B及びCランクごとに建設業許可の格付けと財務諸表の提出を求められ、また環境要件としてＩＳＯ保持等の環境対応水準の確保状況で判断されている。ただし、それぞれの要件で判断される格付けが異なる場合には、低い格付けが採用されることになる。

「一般建設業・登録要件（その１）」

格付け	財務条件 最低自己資本	実績 CW1　CW2 一般建設 土木	その他必要要件
A1	1500 万Sﾄﾞﾙ	1.5　億Sﾄﾞﾙ	①毎年財務諸表提出②CET 継続教育訓練資格提出 ③建設業許可 GB1, C1
A2	650	6,500 万Sﾄﾞﾙ	
B1	300	3,000	①毎年財務諸表提出 ②建設許可 GB1, C1
B2	100	1,000	
C1	30	300	GB2、C2
C2	10	100	
C3	2.5	10	

「一般建設業・登録要件（その２）」

格付け	管理	環境
	建築土木学位 技術資格者 RP/P/T minRP P T	環境対応(ISO 等)
A1	24 8	9001 14000
A2	12 4	9001 14000
B1	6 2	9001 14000(2013/7/1 までに)
B2	3 1	9001 14000(2013/7/1 までに)
C1	1 1	SMC(BCA による安全管理認証)
C2	1 or 2	SMC
C3	1	なし

「一般建設業・登録要件（その３）」

CW01	過去 3 年間の実績	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ 実績	Main Contracts	最低規模ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ
A1	1.5 億ﾄﾞﾙ	7,500 万ﾄﾞﾙ	1 億 1250 万ﾄﾞﾙ	3,750 万ﾄﾞﾙ
A2	6,500 万ﾄﾞﾙ	3,250	4,875	1,625
B1	3,000		2,250	750
B2	1,000		750	250
C1	300			
C2	100			
C3	10			

Ⅱ）グレードに基づく入札の基準

各企業は、工種ごとに決定されたグレードに基づき、入札可能な契約金額が定められている。評価の最も高い企業は、無制限に入札に参加できることとなっている。

入札基準 Tendering Limits

一般建設(CW01, CW02)							（単位：100 万 S ﾄﾞﾙ)
入札基準	A1	A2	B1	B2	C1	C2	C3
11/07/01-12/06/30	無制限	85.0	40.0	13.0	4.0	1.3	0.65

特殊建設(CR,ME,MW,SY)						（単位：100 万 S ﾄﾞﾙ)
入札基準	L6	L5	L4	L3	L2	L1
11/07/01-12/06/30	無制限	13.0	6.5	4.0	1.3	0.65

建設業者登録制度は、各企業を財務状況、実績、建設管理状況等を中心に評価し、７段階のグレードに位置付け、それぞれに相応する入札参加可能金額の制限を設定している。

（３）BCA による信用評価システム

BCA は、2010 年 1 月 1 日より「DP 情報グループ」と連携し、建設企業の財務的健全性を調査、評価する「BCA 信用評価格付けシステム」を実施した。BCA は、A1 から B1 に属する建設企業に対して、経営財務監査報告書の提出を求め、DP による評価により、信用格付け、DP1～DP8 までの格付けを行うこととなっている。（参考１，２）なお、この信用格付けは、シンガポールにおける 3,000 万シンガポール・ドル以上の公共事業入札時における、「PQM(Price-Quality Method)入札総合評価基準」の一部として活用されている。（参考３）この信用評価手法は、ムーディーズによる評価手法を基本とし、2010 年１月１日から、１８段階の詳細分類を採用している。(従来は８段階) なお、ＤＰとは、倒産確率(Probability of Default) である。

（４）建設業許可及び公共事業参加に当たっての建設企業評価手法の公表

建設業許可の状況や公共事業に当たっての建設企業の評価の結果については、BCA のホームページで企業ごとにその結果を公表しており、ウェブサイト上で検索可能である。ただし、審査により位置付けられたランク階層の情報が公表されているが、その詳細な数値は公表されていない。

3.2　韓国における建設企業評価の現状と手法

(1)　韓国における「公共事業入札システム」

韓国においては、公共部門で毎年約４０兆円、約３万件の工事の調達契約が行われているが、この調達関連業務の内、契約及び予算会計分野、執行分野の業務は、政府財政経済部所管の「調達事業に関する法律」及び「国家を当事者とする契約に関する法律」に基づき実施されている。この法令は、公共調達システムの細部内容まで規定されているが、特に 1961 年に調達庁（Public Procurement Service）が設置されて以来、事業の適性で効率的な実施と公正な契約が追求され、入札参加企業の適正な評価を実現するため、「事前審査制度」とその審査基準が整備されている。この事前審査制度を実行するに当たり、建設企業の評価手法と判断基準が示されている。

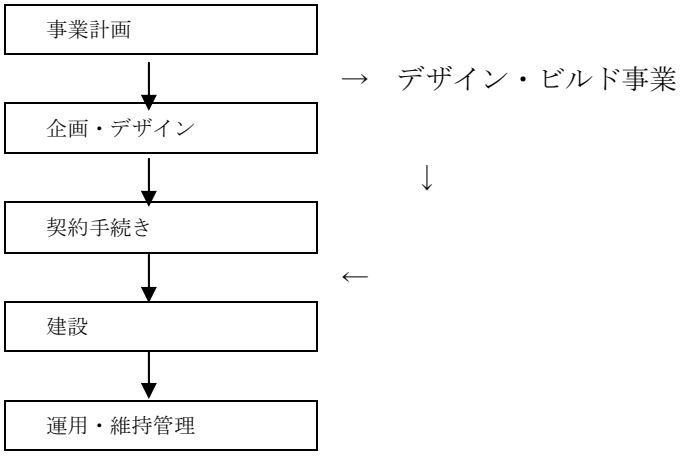

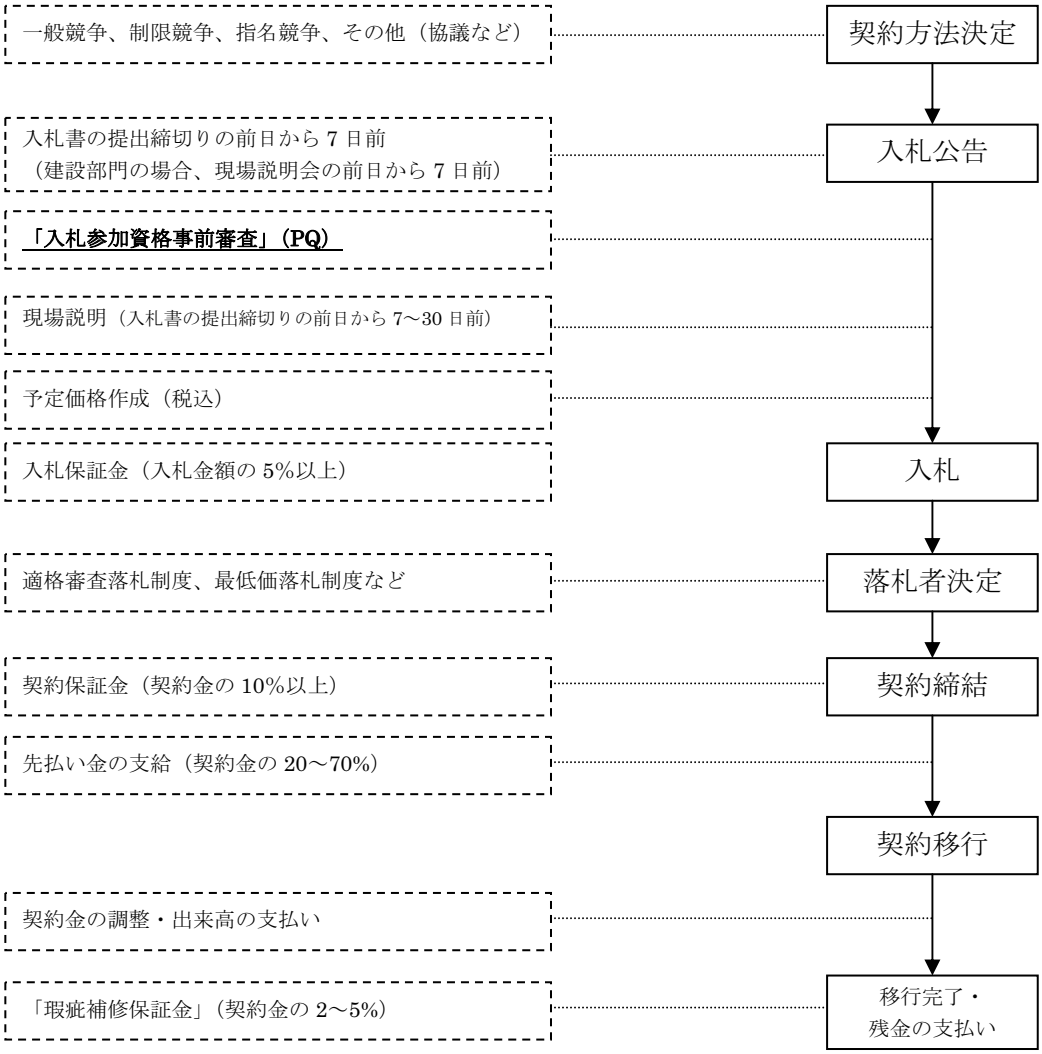
一般競争、制限競争、指名競争、その他（協議など）
契約方法決定
入札書の提出締切りの前日から 7 日前
（建設部門の場合、現場説明会の前日から 7 日前）
入札公告
「入札参加資格事前審査」（PQ）
現場説明（入札書の提出締切りの前日から 7～30 日前）
予定価格作成（税込）
入札保証金（入札金額の 5%以上）
入札
適格審査落札制度、最低価落札制度など
落札者決定
契約保証金（契約金の 10%以上）
契約締結
先払い金の支給（契約金の 20～70%）
契約移行
契約金の調整・出来高の支払い
「瑕疵補修保証金」（契約金の 2～5%）
移行完了・
残金の支払い

(2) 韓国における「入札参加資格事前審査」(PQ) 制度

Ⅰ) PQ 制度

韓国における「入札参加資格事前審査（Prequalification）」は、工事の施工品質を高め、瑕疵工事による社会的な被害損失を軽減することを目指し、施工経験と技術能力に富んだ健全な建設企業に入札参加資格を付与する制度である。

Ⅱ) 対象工事（一般工種①・②+高難易度工事③）

①「国が主体となる契約に関する法律施行令」第 42 条第 4 項によって落札者を決める工事

→ 100 億ウォン以上の最低価落札工事

②「国が主体となる契約に関する法律施行令」第 6 章と第 8 章に従う工事

→（第 6 章）下記の新規複合工種工事

ⅰ）総工事費 300 億ウォン以上の新規複合工種工事

ⅱ）総工事費 300 億ウォン未満の新規複合工種工事のうち、各中央所管長によって「代案入札」又は「一括入札」で執行したほうが有利であると認定される工事

（第 8 章）各中央所管長、あるいは契約担当官により、象徴性・記念性・芸術性などが必要であると認定されるか、難易度の高い技術が必要であると認定され、「実施設計・技術提案入札」、あるいは「基本設計・技術提案入札」方式で契約を結んだ工事

③「調達庁」の「入札参加資格事前審査基準」の第 3 条で規定した高難易度の工種が含まれた工事

→ⅰ）橋脚距離が 50m 以上であるか長さ 500m 以上である橋梁建設工事

ⅱ）他の建設工事と複合化されている橋梁建設工事の場合には、その規模が上記ⅰ）の条件を満たし、推定価格が 200 億ウォン以上の工事

ⅲ）200 億ウォン以上のトンネル工事

ⅳ）港湾・地下鉄・空港・ごみ焼却炉・排水処理場・下水終末処理場・観覧集会施設・展示施設工事

Ⅲ) 「入札参加資格事前審査」PQ 審査の申請資格

①一般工事及び高難易度工事→「調達庁」の「等級別有資格者名簿登録および運用基準」第 4 号で定める「**施工能力評価額**」[*2]に従う。

等級	「施工能力評価額」（土木・建築・土建）	工事規模	
		土木	建築
1	1100 億ウォン以上	1100 億ウォン以上	600 億ウォン以上
2	1100～390 億ウォン	1100～390 億ウォン	600～390 億ウォン
3	390～230 億ウォン	390～230 億ウォン	390～230 億ウォン
4	230～160 億ウォン	230～160 億ウォン	230～160 億ウォン

5	160～110 億ウォン	160～110 億ウォン	160～110 億ウォン
6	110～76 億ウォン	110～76 億ウォン	110～76 億ウォン

＊2 「***施工能力評価額***」：「国土海洋部」長官が、建設関連業者の施工実績、経営状態、技術能力および信認度を評価し、「各建設企業の施工能力」を「金額で換算したもの」である（「建設産業基本法」第 23 条）。毎年 7 月 31 日に更新される。設計、監理、施工（一般と専門）などの関連協会に委託されている。

＜評価方法＞

評価額＝実績評価額+経営評価額+技術能力評価額±信用度評価額

ⅰ）実績評価額＝最近 3 年間の平均工事実績の 75%

ⅱ）経営評価額＝実質資本金×経営評点×75%

ⅲ）技術能力評価額＝「技術能力生産額」+（退職共済納付金×10）+最近 3 年間の技術開発投資額

↓

前年度の同種業界の技術者一人当たりの平均生産額×保有技術者数×30/100

ⅳ）信用度評価額＝新技術指定、協力関係評価、不渡り、営業停止、災害率等の計算

②一般工種のうち、「調達庁施設工事実績による競争入札執行基準」第 2 条で定める実績競争入札対象に当たる場合には、その基準で定めている実績認定基準に該当する「実績保有者」とする。

実績競争入札対象	実績認定基準	評価基準
1）推定価格 100 億ウォン以上の工事であり、1,000 ㎡以上のクリーンルームが含まれた建築物（クリーンルームの清浄度は、Class M10,000 以上）	1,000 ㎡以上のクリーンルームが含まれた 3,000 ㎡以上の建築物 ※クリーンルームの清浄度が、Class M10,000 以上である場合に限って認定	当該工事規模 （最大規模：30,000 ㎡）
2）・・・	・・・	・・・
・・・・・	・・・	・・・
14）ケーブル埋設	当該工事と同一、あるいは上位電圧級であり、当該工事規模の 1/3 以上	当該工事規模 （最大規模：3,000m）

③新規複合工種工事の場合、発注者から要請があれば、「施工能力評価額」によって制限できる。

④その他の工事は、入札公告で定める。

Ⅳ） 審査基準および適格要件

PQ 制度は、PASS or FAIL 方式で運用する。経営状態部門と技術的工事履行能力部門に区分して審査する。まず第 1 段階で「経営状態部門」の審査を行い、合格したものを対象に「技術的工事履行能力部門」を評価し、総合評点が「90 点以上」となる場合に、当該企業が PASS となる。

（経営状態部門審査）

契約推定額が 300 億ウォン以上の場合、原則価格競争による入札制度が適用されることとなり、その参加資格の前提となる PQ 審査が行われている。なお、300 億ウォン未満の場合は、信用度ランクに応じた別の得点制度に基づき格付けが行われている。なお、この経営状況部門審査で、対象事業に対して適格となった場合に限り、技術的工事履行能力部門の審査を受けることになる。

①原則：「信用評価等級」で審査する。

②「信用情報の利用および保護に関する法律」第 4 条第 4 項第 1 号又は第 4 号の業務を行う信用情報業者が評価した「社債による信用評価等級」（あるいは「企業手形による信用評価等級」）、あるいは「企業信用評価等級」のうち、最も新たな等級を審査する。

③信用評価等級の適格要件

区分	推定価格が 1500 億ウォン以上の工事	推定価格が 1500 億ウォン未満～500 億ウォン以上の工事	推定価格が 500 億ウォン未満の工事
社債 Corporate Bond	BBB⁻（ただし、共同履行方式および分担履行方式の共同受給体代表者以外の構成員（以下、構成員と称する）はＢＢ⁰）以上	ＢＢ⁺（ただし、構成員はＢＢ⁰）以上	ＢＢ⁻（ただし、構成員はB⁺）以上
企業手形 CP	A3⁻(ただし、構成員はB⁺)以上	B⁺以上	Ｂ⁰（ただし、構成員はB⁻）以上
企業信用評価等級	BBB⁻(ただし、構成員はＢＢ⁰)に準ずる等級以上	ＢＢ⁺（ただし、構成員はＢＢ⁰）に準ずる等級以上	ＢＢ⁻（ただし、構成員はB⁺）に準ずる等級以上

※現在、「35 社の信用情報会社」が存在。（基準：2011 年 11 月）

（技術的工事履行能力部門）

①技術的工事履行能力部門は、施工経験分野・技術能力分野・施工評価結果分野・地域業者参与度分野・信用度分野を総合的に審査し、適格要件は評点 90 点以上である。

②各分野の配点項目や基準は、工種・落札方式・工事規模等によって異なり、例として地域業者参与配点制適用工事の表を示す。

例）地域業者参与貢献配点制適用工事（高難易度工種が含まれた工事であり、国家機関や広域自治団体が発注した最低価落札制度の対象工事に適用する）

審査項目	評価要素	配点	等級	評点
・施工経験評価（40 点）				
最近 10 年間、当該工事と同一種類の工事実績	金額（実績認定規模以上工事の竣工金の合計）：公共工事込み	30	別途基準あり	
最近 10 年間、当該工事と類似な種類の工事実績	金額（実績認定規模以上工事の竣工金の合計）：公共工事込み	22	別途基準あり	
最近 5 年間の実績	入札公告の際、該当業種を明記	10	別途基準あり	
・技術能力分野（45 点）				
該当工事の施工に必要な技術者保有状況(会社の保有人材で評価)	①当該の事前審査対象工事と同一、あるいは類似な種類の工事に 3 年以上従事した経歴技術者	16	別途基準あり	
	②一般技術者	8	別途基準あり	
	③施工支援技術者	4	別途基準あり	
新技術開発・活用実績	④新技術開発件数	3	A. 4 件以上 B. 2～3 件 C. 1 件	3 2 1
	⑤新技術活用実績（金額）	3	A. 150 億ウォン以上 B. 150～100 億ウォン以上 C. 100～1 億ウォン以上	3 2 1
その他として当該工事の施工に特に必要となる事項	⑥当該工事の同一（類似）実績以上のものの竣工期限の経過程度	3	A. 2 年以内の施工実績 B. 5 年以内の施工実績 C. 7 年以内の施工実績 D. 10 年以内の施工実績	3. 0 2. 5 2. 0 1. 5
最近年度の建設部門売上高に対する建設部門技術開発投資比率	⑦業者平均建設部門技術開発投資比率に対する該当業者の建設部門技術開発投資比率	8	A. 200%以上 B. 100%以上 C. 50%以上 D. 10%以上 E. 10%未満	8 7 6 5 4
・施工評価結果（10 点）				
施工評価結果	施工評価点数	10	A. 90 点以上 B. 85 点以上 C. 80 点以上 D. 75 点以上 E. 70 点以上	10 9 8 7 6
・地域業者参与貢献度（5 点）				
当該工事へ地域業者参与度	工事参与持ち前	5	A. 40%以上 B. 35%以上～40%未満 C. 30%以上～35%未満 D. 20%以上～30%未満 E. 10%以上～20%未満	5 4 3 2 1
・信用度（Trsutworthiness）度*2（±5 点）				

*2．信用度の評価

審査項目	評価要素	配点	等級	評点
施工業者としての誠実さ	①最近1年間「建設産業基本法」で定められた罰金以上の行政刑罰、営業停止、営業・免許・登録取消し処分、あるいは課徴金賦課処分を受けたも	-2	A.「建設産業基本法施行令」第80条の別表6により、営業停止、あるいは課徴金の選択ができるといった規定に従い、課徴金と処分を受けたことがあるもの B.罰金以上の行政刑罰（執行猶予含み)、営業停止（「建設産業基本法施行令」第80条別表6により、営業停止、又は課徴金の選択ができない場合の営業停止に限る。処分期間の満了後、1年間に適用)、営業・免許・登録取消し（抹消）処分を受けたことがあるもの。	-1 -2
下請関連事項	②最近1年間「国土海洋部長官」が、協力業者との関係を評価した結果、その実績が優れているもの	+3	A.評点95点以上のもの B.評点90点以上～95点未満のもの C.評点80点以上～90点未満のもの D.評点70点以上～80点未満のもの E.評点60点以上～70点未満のもの	+3.0 +2.0 +1.5 +1.0 +0.5
	③最近1年間「公正取引委員会」の委員長から、不公正請負取引行為による課徴金賦課処分を受けたことがあるもの	-3	A.課徴金賦課処分を受けたことがあるもの B. 課徴金賦課処分を2回受けたことがあるもの C. 課徴金賦課処分を3回以上受けたことがあるもの	-1 -2 -3
	④最近1年間「公正取引委員会」の委員長から、請負契約常習違反者の通報を受けたもの	-5	最近1年間「公正取引委員会」の委員長から、請負契約常習違反者の通報を受けたもの	-5
建設災害および制裁処分	⑤最近3年間「雇用労働部」の長官が算定した、換算災害率の加重平均が平均換算災害率の加重平均の以下であるもの	+2	A.平均換算災害率の0.25倍以下 B.平均換算災害率の0.40倍以下 C.平均換算災害率の0.55倍以下 D.平均換算災害率の0.70倍以下 E.平均換算災害率の0.85倍以下 F.平均換算災害率の1.0倍以下 G.平均換算災害率の1.0倍超過	+2.0 +1.7 +1.3 +1.0 +0.7 +0.3 0.0
	⑥最近1年間「産業安全保険法」第30条第3項に従う「産業安全保険管理費」の使用義務を違反し、目的外の使用金額が1000万ウォンを超過するか、使用内訳書を作成・保存していないもの	-1	A.過怠料処分を受けたことがあるもの B.過怠料処分を2回以上受けたことがあるもの	-0.5 -1.0
	⑦最近1年間「産業安全保険施行規則」別表の規定による産業災害発生報告義務違反件数が配分されたもの	-2	過怠料処分を受けた産業災害発生報告義務違反の1件につき、-0.2点を付与し、最大-2.0までに付与	-0.2/件
	⑧最近1年間環境関連法令による罰金以上の行政刑罰、営業停止、課徴金以上の処罰を受けたもの	-1	A. 1回以上を受けたもの B. 2回以上を受けたもの	-0.5 -1.0
グリーン建設関連の認証実績	⑨建築物のエネルギ効率認証等級	+1	A.1等級등급 B.2等級등급	+1.0 +0.5
	⑩グリーン建築物の認証等級	+1	A.最優秀 B.優秀	+1.0 +0.5
その他	⑪「国土海洋部」の長官が評価・通報した瑕疵罰点（最近2年間の建設業者別累計平均瑕疵罰点）	-5	A.1点以上～2点未満 B.2点以上～10点未満 C.10点以上～15点未満 D.15点以上～20点未満 E.20点以上	-0.2 -1.0 -2.0 -3.0 -5.0

V） 情報管理（審査情報の受付・結果通知）

「入札参加資格事前審査」は、「国家総合電子調達（G2B）システム」によって管理される。なお、「入札参加資格事前審査」の申請書類（下記の書類）が、G2B システムに既に登録され、有効である場合には、提出することを省略することが可能である。

・事前審査申請書
・共同請負体の現況表
・工種別同一、あるいは類似工事の実績明細書および自己評点
・建設技術者保有現況表
・「建設技術管理法」第 36 条による施工評価結果（証明書）、「建設技術管理法」第 18 条・「環境技術開発および支援に関する法律」第 7 条によって指定された新技術保有現況
・提出書類が韓国語以外の言語によって作成された場合には、韓国語への翻訳および翻訳保証書
・信認度項目の各評価要素の加点に関する証憑書類と、減点に関する原因の取り消し、あるいは効力停止・解除等を証憑する書類
・入札公告の際に要求した書類各 1 部

(3) まとめ

韓国では 1997 年に発生した幾つかの崩壊事故がきっかけとなり、監理制度の整備等が導入され、建設関連法制度強化の一環として PQ 制度が実施されている。その方法や対象、細部規定に関する批難や協議等を通じて次第に強化されつつある。

公共事業に参加するには、第一段階として、「施工能力評価額」を算出し、施工可能な工事規模が決まる「等級」を入手する必要がある。これに基づき工事事業ごとに、PQ 審査の申請が可能となる。「PQ 審査」においては、まず「経営状況審査」を受け、その条件を満たす者について、「施工技術能力審査」（信用力評価を含む）に移行することができ、その評価点数が「９０点以上」の場合入札が可能となる「PASS or FAIL 方式の審査」が実施されている。

3.3　ベトナムにおける建設企業評価の現状と手法

－建設事業参加に当たっての建設企業評価と事前資格審査－

ベトナムにおける建設企業評価と事前資格審査制度については、ベトナム政府建設省、VPREIT に対して調査を行った。

ベトナムにおいては、建設工事、公共事業を実施するに当たり、入札参加の建設企業を評価する基準について、法令により規定されている。入札法により、国が３０％以上支出する事業については、この法令に基づき入札手続きが行われるが、原則として入札参加にあたっては事前審査 PQ を通過した者にのみ､入札参加書類が送付されることになっている。また、建設法による建設企業の施工能力評価が行われており、この手続きによる格付けに基づき、施工可能な事業内容、規模等が定められている。これらの手続きの中で、一定の手続きにより、建設企業の評価を行うこととなるが、この手続きによる企業評価は各事業の発注者が行い、その評価の結果については、関係者に通知はされるが、第三者に対して公表することは行っていない。

(1)「入札法」による企業評価

ベトナムにおける公共事業については、「入札法」等の法令の基準を満たした建設企業が入札に参加できる。特に入札価格が 2000 億ドン以上の建設工事については、入札に先立ち事前評価ＰＱが実施され、この評価を通過しなければ入札に参加できない。このＰＱ評価の具体的な基準は、政令で定められ、技術的能力、経営財務能力、過去の実績の観点の基準を入札書類に記載することになっている。

「入札法」Law on Tendering (No.61-2005-QH11) (2006 年 4 月 1 日から施行)
(1996 年制定以来、6 回目の改正)
第 3 節第 32 条～、第 32 条第 1 項 : 入札参加者の「事前資格審査」Pre-qualification
政令 Decree on Tendering (N0.58-2008-ND-CP)
第 13 条、第 14 条：事前資格審査
①技術事項、②財務事項、③業務経験

(2)「建設法」による建設能力評価

ベトナムにおいて建設活動を行う場合には、「建設法」に基づく基準を満たす企業又は個人でなければならない。この法律は、建設活動に関する権利と義務について定められてい

るが、この法律に基づき建設活動を行える各企業の能力を、建設活動の経験、経営財務能力、設備及び経営管理能力について評価されている。

「建設法」Construction Law (No.16/2003/QH11)、(No.38/2009/QH12) で改正
「建設能力証明書」の内容
第 7 条による評価「建設活動の能力」(能力証明)

「建設投資法」(No.38/2009/QH12)(01-11-2009)による改正　第 7 条第 2 項及び第 3 項
建設活動能力を評価するに当たって、「格付け」を行う。この格付けは、①建設分野の経験、②経営財務能力、③保有設備、④経営マネジメント能力、を基本に評価される。個人の場合は、効率に基づく職業訓練組織による職能レベル証明で評価することとなっている。
なお、「入札法」及び「建設法」にもとづく建設企業の評価については、「入札法、建設法による建設企業選定に関する指示政令」に基づき実施されている。
「入札法、建設法による建設企業選定に関する指示政令」
Decree Guiding the Bidding Law and the Selection of Construction Contractors under the Construction Law (N0.85/2009/ND-CP, 10.15,2009)
政令第 3 章第 13～14 条
PQ: 事前資格審査
①技術事項、②財務事項、③業務経験

(3) その他の規定による企業評価

ベトナムにおいて投資活動を行う企業は、計画投資省が所管する法令「投資法」に基づく資格証を取得しなければならない。例えば外国企業が、国内で事業に投資する場合には、投資資格能力を保有していることを示す、認証機関が発行する「投資資格証」を取得しなければならない。
「投資法」Law on Investment (N0.59-2005-QH11)　12.25.2001
第 50 条　投資資格証 Investment Certificate
政令 Decree (No.108-2006-ND-CP)　9.22.2006
第 5 章：直接投資手続き
第 1 節：認証機関及び投資資格証の発行　第 37 条～第 41 条投資資格証明の内容
第 2 節：投資資格証
参考：「企業法」による業務登録
「企業法」Enterprise Law
業務登録資格証明→ Business Evaluation Certificate

(4) 民間企業による建設企業の評価

建設企業の評価については、金融機関による経営状況の調査が一般的である。金融格付け機関による評価が一般的であるが、この評価の対象は社債を発行する大規模企業に限られることとなる。なお、国が関与する「公的企業」について、現在国レベルで格付けの準備が進んでいると見られる。

(5) 建設企業評価の基準

以上の各法令に基づく、建設企業の施工能力評価は、技術、経営財務、過去の施工実績の観点で評価することは共通であり、これらの評価基準については具体的には定められておらず、現在財務省において制定に向けての準備が進められている。現状では、プロジェクトの事業主体が、それぞれ独自に評価判断しているのが現状である。

3.4 まとめ

建設事業を安全、適切な施工を確保するため、建設企業の経営状況、施工能力等の状況を適時適切に把握することは、調査を行ったアジア諸国では、共通の課題となっている。今回は、シンガポール、韓国、ベトナムの各国における建設企業の評価手法を調査した。

これらの国おける評価方法はそれぞれ独自の形式のものではあるが、これらには建設企業の経営状況、施工能力の状況を的確に、また公正公平に評価する共通の目的がある。

（1） シンガポール、韓国及びベトナムにおける建設企業評価手法の共通点と相違点

シンガポールにおいては、過去詳細な建設企業の評価手法は整備されていなかった。しかし、公共事業施工中の大規模な事故が、状況を一変させた。建設企業の評価を、他産業と同程度の情報で行うことは、社会的な負担とリスクをもたらすと考え、より厳格な評価と規制を行うことを決断したようである。このため、企業の経営状況を把握することはもとより、企業の「施工技術能力」を把握することが求められるとことなった。また、その他の国においても、建設施工中の事故防止の観点から様々な基準が設けられてきた。ベトナムにおいては、シンガポール、韓国とは発展度合いが違うこともあり、未だ具体的な手法が確立されていないが、大規模工事には外国企業参加の可能性が大きいことから、建設企業の能力評価整備を進めており、制度としては西欧先進国の制度に近い形で準備が進められている。

これらの３カ国における、建設企業評価の項目を類型化すれば、①経営状況、②技術能力、③施工実績の３項目に分けられ、程度の差はあるが、これらの項目が基本となっている。しかし、その制度実施手法については、相違点がある。また、我が国の経営事項審査制度と共通の目的を持つ「類似制度」ではあるが、その評価手法については、それぞれ独自の制度となっている。

（シンガポール）

シンガポールにおいては、提出される経営指標のみによる企業評価を補完するため、企業格付け企業「ＤＰ情報」に委託し、詳細な倒産確率のランク付けを行っている。これらの指標は、国によるランク付け上位企業（Ａ，Ｂランク）に求められており、17 段階の倒産確率ランクでの評価が示されることとなる。通常の提出資料による評価は定点的な判断となる。しかしながら、ＤＰ評価は、より即時的な評価と開示を実現するものである。日々刻々と変化する経営状況を把握する、これがシンガポールのＤＰ評価であろう。

（韓国）

韓国においては、ＰＱ審査の前段階として、「施工能力評価額」を提出し、入札参加可能事業規模を決める等級を示すこととなっている。この評価等級に沿って、ＰＱ審査を申請することになる。PQ 審査においては、第１段階で「経営状況の審査」が行われているが、この審査は「民間信用評価企業による信用度等級」により審査され、その等級に応じて審査が行われる。この審査に合格した者は、PQ の「施工技術能力審査」を受けることができ、①施工評価②技術能力評価③施工評価結果④地域業者参加度⑤信用度、の評価を合計し、９０点以上の評価点が得られた場合に限り、入札に参加できることになる。なお、このシステムは、建設企業の一般的な評価ではなく、事業プロジェクトごとに行われる企業評価であることに注意しなければならない。

アジア諸国における建設企業評価の特徴

	経営能力	施工能力	過去実績
シンガポール	経営指標、倒産確率 DP	技術者保有状況	情報資料
韓国	施工能力評価(経営評価額) PQ 経営状況審査	技術能力評価額 PQ 施工能力審査	実績評価額
ベトナム	経営信用評価		

(2)　建設企業評価に関する情報の公表公開について

各国における建設企業評価情報の公表については、現状では差がある。シンガポールにおいては、建設企業の評価結果を建築建設局(BCA)のウェブサイトに公開されており、企業検索を通じて常時評価結果を把握することができる。ただし、DP 評価については、DP に会員登録した場合に、その詳細評価を DP のウェブサイトから取得することが可能となっている。また、韓国においては、建設企業評価のデータは、調達庁において一元的に管理されている。このデータについては、常時公表されている状況にはないが、問合せベースで把握することが可能と考えられる。ベトナムにおいては、情報の取り扱いについては、未定の状況である。今後の公表の手法については、注目すべきである。

公表された資料は、どの程度活用されているかは、今回把握できてはいないが、利用可能な状況が整備され、また整備されつつあると見られる。また、内容は、我が国の経営審査制度のように詳細な点数までは公表されていないが、どの建設企業がどの階層等級にあり、どの程度の倒産の可能性があるかも含めた「経営状況の現状」を把握できる情報は公表され、入手可能な状況にあることは、広く一般に活用される条件を整えているといえよう。

(3)　今後の建設企業の評価と情報の活用について

一般的な企業評価については、世界的にみて、金融機関や格付け機関による経営力評価が活用されている。アジア諸国の調査から言えることは、これらの国では、建設企業については、経営状況に加え施工技術能力を含めた「総合評価」を求め整備してきたことであり、我が国の経営事項審査と同様の思想で、建設企業の総合的な評価が行われ、また情報が基本的には公表されている場合が多いということである。今後、これらの国で情報の公表手法がさらに改善され、一般利用が進めば新たな建設企業の総合評価システムに向かう可能性はあると考えられる。

第 4 章

本委員会のまとめと提言

4. 本委員会のまとめと提言

昭和 36 年に経営事項審査制度が実施されて以来、今日まで競争入札資格審査制度における客観性を判断する審査手法として、「経営事項審査制度」が整備され活用されてきた。この制度による建設企業のデータ数は 10 数万におよび、建設企業の経営力、技術力等を示す総合的なデータとなってきた。また、平成 10 年からは経営事項審査の結果情報が公表されたが、その結果、本来の目的以外に様々な目的に活用できる状況を作りだすこととなった。アンケート調査によれば、公表以来一定の期間を経て少しずつ認知されるに至っているとも推察され、また公表資料をもとに取りまとめられ出版されたデータベースが多数販売される状況となっている。今回、この経営事項審査の結果情報がどのように活用されているか、その利用に当たっての課題を含め調査を行った。

なお、この調査については、経営事項審査制度そのものの調査ではなく、「経営事項審査の結果資料」について、建設企業評価のデータとしての利用状況と利用意識について調査したものである。

経営事項審査の結果資料について、民間建設事業の発注者は、どのように利用しているのか意識調査を行った。発注者が建設企業を選定するに当たっては、特命による発注は減少し競争見積り及び併用による発注が増加しており、また他者の助言を必要としつつも自主的な判断を行う傾向にある。全般的に、競争を含む選定手法をとりつつあり、契約内容、費用等を総合的に判断し、従来の取引企業のみに依頼する傾向が薄れつつあると見られる。選定企業を判断する場合には、原則として「決算報告書」が基本情報として活用されているが、これを補完する他の情報が必要であり「経営事項審査の結果資料」は有効に活用されていることがわかった。施工能力については、取引実績や過去の工事実施実績を重視する企業が多かったが、これに次いで経営事項審査の結果資料が活用されており、判断基準としての客観的・公正な判断指標が求められている。なお、経営情報の中で、金融機関との取引状況、工事事故歴、法令遵守状況等については、「信用調査会社」の情報が活用されており、これらの情報への期待は大きいと考えられる。

経営事項審査の結果資料については、公表されていることを知らない企業も多数にのぼり、知っている者でもその約半数は「利用していない」状況にある。しかし、経営事項審査の結果資料は、複数企業を統一的に比較評価でき、特定企業を数値等で客観的に評価できるため、利用価値があると推察される。また、競争が増加する中、「経営リスクを補完できる資料」としての有用性は認められており、「経営事項審査の結果資料」に寄せられる期待は大きいといえる。ただし、ウェブサイト利用者においては、その表示方法改善やサイト内容の充実等を求める意見があり、また指標の平均値等のように建設企業を評価判断す

るための基本的資料を求める意見もある。資料の表示方法、ウェブサイト内容、資料の利用方法の周知等には検討の余地がある。今後、経営事項審査の結果資料を多くの企業が利用できる環境を整えるには、「公表方法の改善」を進めることや、技術者情報サイト等他の情報源へのアクセスが容易になるような「ネット上のリンクの工夫」を行うこと等、付加価値を伴う情報が提供できるよう、様々な取組を実施していく必要がある。

今回、アジア諸国の中で、シンガポール、韓国及びベトナムにおける建設企業の評価手法の現状を調査した。シンガポールでは、建設企業による重大事故発生を機に、建設業許可等のための建設企業評価制度が整えられてきた。この評価制度は、本来の目的に加え、業界全体の健全な発展のため自己評価手法としても整備されたものである。韓国においては、公共事業参加前の入札参加資格事前評価（ＰＱ）を受けることになるが、この中で建設企業の能力を点数化し一定基準以上の企業に参加資格を与えている。ベトナムにおいても、事前審査のため法令整備等が進められてきた。これらの国では、①経営状況、②施工技術状況、③過去の施工実績、の三要素について評価し、ランク付け、数値化を行っている。それぞれの手法は異なるものの、建設企業の能力が明確に把握できるよう制度を整えている。これらの情報については、基本的に公表されている場合にも、アクセスの容易さには相違があり、必ずしも一般的に容易な利用が可能な状況にあるとはいえない。

経営事項審査の結果資料については、その利用度は低いものの、徐々にではあるが、有効性・有用性について理解が深まりつつある。建設企業を適切に評価するには、経営状況だけでなく、技術施工能力、過去の施工実績等を含めた総合的判断が必要であり、「経営事項審査の結果資料」の総合指標としての重要性は認識されている。また、この資料は、経営状況に関して基本資料の補完的役割を担い、施工技術状況について各企業の公開情報に続き活用されている状況にあり、ウェブサイトの充実や発表方法の改善等で、その有効性はさらに高まると考えられる。今後、「経営事項審査の結果資料」については、総合的評価手法として、その他の手法にはないメリットを十分発揮し、利用されていくことが期待される。このためには、「ウェブサイト等の情報提供の工夫」、「使用しやすさの確保」、さらには「他の情報源へのリンクの確保」等の付加価値を伴う情報提供の仕組みについて、さらに継続的な検討を進めることが必要と考えられる。

【参考資料】

１．経営事項審査制度（改正の変遷）

1.　経営事項審査制度（改正の変遷）

経営事項審査制度は、昭和25年に中央建設業審議会の建議に基づき公共工事の入札参加資格審査の際の工事施工能力審査の手法として制度化された。その後、昭和36年の建設業法の改正により経営に関する客観的事項の審査が法制化され、従来の完成工事高に偏重した審査から、技術力・経営状況など建設業者としての総合力を重視する内容に転換した。

経営事項審査制度は、公共工事の発注における企業評価のいわば共通の物差しであり、企業経営の実際に与える影響も大きいため、その評価項目や基準については、社会経済情勢が変化する中でも評価の適正を欠かないよう、また、企業行動を歪めることのないよう、これまで数度の改正を経て現在に至っている。

（1）　昭和 63 年改正

昭和 62 年 1 月の中央建設業審議会第一次答申において、施工能力や資力信用に欠ける者を排除し、「技術と経営に優れた企業」を育成するという観点からは、審査内容、審査体制の両面とも必ずしも十分ではないという指摘がなされた。これを受けて、企業力を的確に評価するための審査内容の改善と、虚偽申請や粉飾等について十分なチェックを行うため、16 年ぶりに本格的な改正が行われた。

＜経営事項審査の主な改正内容＞

①審査内容の改善

完成工事高のウエイトが高く、技術力や健全性等が十分反映されていないとの答申の指摘をうけ、審査項目及び基準の改正が行われた。

②審査体制の充実

経営状況の分析については、公正中立な専門機関を指定し、より充実した審査を行うこととした。この専門機関には(財)建設業情報管理センターが指定され、昭和 62 年 7 月以降、公正かつ適切な経営状況分析を行っている。

なお、公益法人改革の一環として、平成 16 年 3 月から指定経営状況分析機関から国土交通大臣の審査を受けて登録された登録経営状況分析機関が行うこととなり、平成 23 年 3 月現在、9 つの経営状況分析機関が登録されている。

(2)　平成 6 年改正

平成 5 年に入り、公共工事をめぐる不祥事が相次いでおこり、公共工事の執行、ひいては公共事業そのものに対する国民の信頼が著しく損なわれるに至った。

この事態を重く見た中央建設業審議会は、公共工事の入札契約制度全般に亘る思い切った改革に着手することとし、「公共工事の入札・契約制度の改革について」を建議した。この中で経営事項審査については、次のような指摘がなされた。

（透明性・客観性の確保）
・誰が見ても分かりやすいものとなるよう総合評価の算定方法の見直しを行う。

（審査精度の向上）
・評価精度を高めるために、各評価項目のウエイトの見直し、技術者のカウント方法の改善等を行う。

（経営事項審査の義務付け）
・適正な公共工事の施工を確保するため、公共工事を施工しようとする建設業者は、予め、必ず経営事項審査を受けなければならないこととする。
・虚偽の記載等を行った場合についての罰則規定を設ける。

（外国企業の適正な評価）
・建設市場の国際化に対応し、国際的視点に立った企業評価の見直しを行う。

これを受けて、経営事項審査改正のための建設業法施行規則等の改正が行われた。また、建設企業に対する経営事項新審査の義務付け、虚偽記載への罰則の創設等を内容とする建設業法の改正が行われた。

＜経営事項審査の主な改正内容＞

①総合評点の算出式を分かりやすい式に変更し、ウエイト付けを見直し。

②工事の安全成績、労働福祉の状況について客観的事項として経営事項審査で評価。

③建設業経理事務士等の数を審査項目に追加。

④経営事項審査の合理化と審査事務の平準化等を図るため、審査基準日を従来の 10 月 1 日から各建設業者の決算日へ変更。

＜建設業法の主な改正内容＞

①経営事項審査の義務付け

②虚偽の記載に対する罰則の創設

③経営事項審査結果の公共発注者への通知

	改正前	平成６年６月改正
総合評定値	P= X1×（１＋1/70×X2+1/40×Y＋1/55×Z)	P= 0.35X1＋0.10×X2＋0.20Y＋0.20Z＋0.15W
経営状況分析	Y1：完工高経常利益率 Y2：総資本経常利益率 Y3：損益分岐点比率 Y4：流動比率 Y5：当座比率 Y6：運転資本保有月数 Y7：一人当たり売上高対数 Y8：一人当たり付加価値対数 Y9：一人当たり総資本対数 Y10：固定比率 Y11：自己資本比率 Y12：固定負債比率	Y1：完工高経常利益率 Y2：総資本経常利益率 Y3：損益分岐点比率 Y4：流動比率 Y5：当座比率 Y6：運転資本保有月数 Y7：一人当たり売上高対数 Y8：一人当たり付加価値対数 Y9：一人当たり総資本対数 Y10：固定比率 Y11：自己資本比率 Y12：固定負債比率
規模	X1：工事種類別年間平均完工高 X2：自己資本額 職員数	X1：工事種類別年間平均完工高 X2：自己資本額 職員数
技術力	Z：技術職員数 営業年数	Z：業種別技術職員数
その他		W：労働福祉の状況 工事の安全成績 営業年数 建設業経理事務士等の数

（下線部分が変更箇所）

（3）平成 10 年改正

建設投資が低迷している中での建設業者数の増加、財政構造改革の観点からの公共投資の抑制、国際化による競争の激化など、社会経済構造の変革が進む中で、建設市場は、かつてみられない大きな構造変化に直面していた。特に公共事業への依存度の高い中小・中堅建設業者にとって厳しい経営環境に直面しており、技術と経営に優れた企業が伸びられる透明で競争性の高い市場環境の整備を進めていくことが急務であった。

こうした中、平成 10 年の中央建設業審議会建議「建設市場の構造変化に対応した今後の建設業の目指すべき方向について」において、経営事項審査について、従来の規模の競争から技術力・経営力による競争を促す制度とする必要があると指摘された。また、入札・契約手続の透明性の一層の向上による公正さの確保、企業情報の開示や相互監視による虚偽申請の抑止力の活用といった観点から、公表することが適当であるとの指摘を受けた。

このことから、以下の改正を実施した。

＜経営事項審査の主な改正内容＞

①完成工事高の評点の比率を縮小し、経営状況分析の評点の比率を拡大。

②評価対象となる技術者資格の追加

③インターネット等による経営事項審査結果の公表開始

（4）平成 11 年改正

改正前の経営状況分析は昭和 63 年に採用され、当時の企業の実態をベースとして算定式が設定されていた。しかし建設業界を取り巻く経営環境の変化は著しく、特に公共事業への依存度の高い中小中堅建設業者や不良資産を抱えた大手ゼネコンは厳しい経営環境に直面していた。平成 9 年 7 月以降、受注の減少や不良資産の処理の遅れを原因として、大手ゼネコンの相次ぐ会社更生法の申し立てを始め建設業者の倒産が急増していった。

こうした状況の中で、経営状況分析の重要性が改めて指摘され、建設業者の実態や経営環境の変化を的確に反映しているかを検証することとなり、平成 9 年 10 月に経営状況分析見直し研究会が設置された。

この経営状況分析見直し研究会において、「有利子負債及び不良資産を表すデータが直接的に反映されていない」、「経審 12 指標について倒産した建設業者のデータで分析を行うと、生産性を表す指標に関しては倒産した建設業者の方がよい数値になっている」、といった問題点が指摘された。

また、同研究会により取りまとめられた見直しに関する結論は、平成 10 年 2 月の中央建設業審議会建議に反映され、同建議において、「現行の経営状況に関する１２の指標は昭

和 63 年に定められたもので、建設業者を取り巻く経済状況も大きく変わったことから、不良資産の反映等の観点も含めて、指標の妥当性等について検討を行い、早期に結論を得る必要がある。」と指摘された。

これを受けて、経営状況分析指標の見直しがすすめられ、従来の評価因子であった「生産性」に変わり、新たに「安定性」を設けることとなった。また、経営状況分析指標においても建設会社の経営状態が的確に反映されることを目指し、従来の 12 指標中 10 指標を見直した。これにより、経営状況分析の評点（Y）は、企業の「収益性」、「流動性」、「安定性」、「健全性」をみる 4 因子 12 指標により分析することとなった。

	改正前	平成１１年７月改正
総合評定値	P= 0.35X1＋0.10×X2＋0.20Y＋0.20Z＋0.15W	P= 0.35X1＋0.10×X2＋0.20Y＋0.20Z＋0.15W
経営状況分析	Y1: 売上高経常利益率 Y2: 総資本経常利益率 Y3: 損益分岐点比率 Y4: 流動比率 Y5: 当座比率 Y6: 運転資本保有月数 Y7: 一人当たり売上高対数 Y8: 一人当たり付加価値対数 Y9: 一人当たり総資本対数 Y10: 固定比率 Y11: 自己資本比率 Y12: 固定負債比率	Y1: 売上高営業利益率 Y2: 総資本経常利益率 Y3: キャッシュフロー対売上高比率 Y4: 必要運転資金月商倍率 Y5: 立て替え工事高比率 Y6: 受取勘定月商倍率 Y7: 有利子負債月商倍率 Y8: 純支払利息比率 Y9: 自己資本対固定資産比率 Y10: 長期固定適合比率 Y11: 自己資本比率 Y12: 付加価値対固定資産比率
規模	X1: 工事種類別年間平均完工高 X2: 自己資本額 職員数	X1: 工事種類別年間平均完工高 X2: 自己資本額 職員数
技術力	Z: 業種別技術職員数	Z: 業種別技術職員数
その他	W: 労働福祉の状況 工事の安全成績 営業年数 建設業経理事務士等の数	W: 労働福祉の状況 工事の安全成績 営業年数 建設業経理事務士等の数

（下線部分が変更箇所）

(5) 平成 14 年改正

平成 14 年には、完成工事高評点テーブルの見直しを行った。これは、建設投資の減少により、完成工事高の評点の平均点が制度設計時に想定した平均点（700 点）を下回っていたことに対応するためで、評点テーブルを引き上げ修正した。

また、企業年金制度の改正に伴う審査項目を改正し、確定拠出年金等を加点対象として追加した。

(6) 平成15年改正

平成15年には完成工事高評点テーブルの線形式化を行った。これは、従来の階段状の算定手法では、完成工事高が上がるに従って評点テーブルの刻みの幅が大きくなっていたことを改めたもので、これにより、厳しい状況の中、企業努力によって完成工事高を伸ばした会社がより的確に評価されるようになった。

(7) 平成18年改正

平成18年には、完成工事高評点テーブルの見直しを行った。建設投資の更なる減少により、完成工事高の評点の平均点が制度設計時に想定した平均点（700点）を下回っていたことに対応するためで、評点テーブルを引き上げ修正した。

また、防災に貢献する建設業者への加点措置として、国や地方公共団体等と防災協定を締結する建設業者について、W項目（その他社会性等）で加点評価することとなった。

(8) 平成 20 年改正

平成 18 年 6 月に設置された「建設産業政策研究会」の二次中間とりまとめにおいて、完工高、固定資産、有利子負債に関する項目に偏重しており、建設業を取り巻く社会経済情勢や建設業の経営の変化への対応の遅れが見られることや、虚偽申請が排除できていないなどの問題点が指摘された。こうした状況を踏まえ、中央建設業審議会において検討が行われ、経営事項審査の審査項目や基準、審査方法等が大幅に改正された。

＜経営事項審査の主な改正内容＞

①完工高、利益、資本ストックをバランス良く加味した規模評価（Ｘ1、Ｘ2）

・完工高（Ｘ１）のウエイトを0.35から0.25に、上限金額を2,000億円から1,000億円に引き下げ。

・X2の指標として、利益額（EBITDA）と自己資本額を評価。

完成工事高（X1）

	（改正前）		（改正後）
ウエイト	0.35	→	0.25
評点幅	580～2616	→	390～2268

自己資本及び平均利益額（X2）

	（改正前）		（改正後）
ウエイト	0.10	→	0.15
評点幅	118～954	→	454～2280
評価内容	自己資本額/完工高 職員数/完工高	→	自己資本額 利払前税引前償却前利益

②企業実態を的確に反映した経営状況評価（Y）

・負債抵抗力、収益性・効率性、財務健全性、絶対的力量を評価できる8指標による新たな評価体系。

・企業実態に即した評点分布となるよう（例：小規模企業において高すぎる評点が出ないようにする。）評点分布を見直し。

（改正後の経営状況分析 8 指標）

a:純支払利息比率	e:自己資本対固定資産比率
b:負債回転期間	f:自己資本比率
c:総資本売上総利益率	g:営業キャッシュフロー（絶対額）
d:売上高経常利益率	h:利益剰余金（絶対額）

③より的確な技術力評価（Z）

・元請のマネジメント能力を評価する観点から、新たに元請の完成工事高を評価。

・技術力（Z）のウエイトを引き上げ。

・法令に基づく制度化を前提に基幹技能者を優遇評価。

・1人の技術者を複数業種で重複カウントすることを2業種までに制限。

・技術職員数における激変緩和措置を廃止。

	（改正前）		（改正後）
ウエイト	0.20	→	0.25
評価内容	技術職員数	→	技術職員数 元請完工高

④社会的責任の果たし方によって差のつく評価

・労働福祉の状況や防災協定の締結、営業年数等について加点・減点の幅を拡大するとともに、W全体の評点を引き上げ。
・会計監査人の設置等、経理の信頼性向上の取組みを評価。
・法令遵守状況を評価対象に追加。

	（改正前）		（改正後）
ウエイト	0.15	→	0.15
評点幅	0～987	→	0～1750
評価内容	労働福祉の状況	→	労働福祉の状況
	建設業の営業年数		建設業の営業年数
	防災活動への貢献の状況		防災活動への貢献状況
	公認会計士等の数		建設業の経理に関する状況
	工事の安全成績		法令遵守の状況
			研究開発の状況

⑤虚偽申請防止の徹底

・経理の信頼性向上の取組（会計監査人の設置等）を評価（W）。
・虚偽申請を行った場合の営業停止期間を15日から30日に拡大。

⑥企業形態の多様化への的確な対応

・会社法上の大会社かつ有価証券報告書提出会社は、経営状況を連結決算で評価。
・一定の企業集団に属する連結子会社は、経営状況を連結財務諸表により評価。
その他の評価項目は、子会社の実際の数値で評価。

⑦その他

・経営事項審査のための提出書類を見直し、申請負担を軽減。

	改正前	平成２０年４月改正
総合評定値	P= 0.35X1＋0.10×X2＋0.20Y＋0.20Z＋0.15W	P= 0.25X1＋0.15×X2＋0.20Y＋0.25Z＋0.15W
経営状況分析	Y1：売上高経常利益率 Y2：総資本経常利益率 Y3：キャッシュフロー対売上高比率 Y4：必要運転資金月商倍率 Y5：立て替え工事高比率 Y6：受取勘定月商倍率 Y7：有利子負債月商倍率 Y8：純支払利息比率 Y9：自己資本対固定資産比率 Y10：長期固定適合比率 Y11：自己資本比率 Y12：付加価値対固定資産比率	Y1：純支払利息比率 Y2：負債回転期間 Y3：総資本売上総利益率 Y4：売上高経常利益率 Y5：自己資本対固定資産比率 Y6：自己資本比率 Y7：営業キャッシュフロー（絶対値） Y8：利益剰余金（絶対値）
規模	X1：工事種類別年間平均完工高 X2：自己資本額 職員数	X1：工事種類別年間平均完工高 X2：自己資本額 利払前税引前償却前利益
技術力	Z：業種別技術職員数	Z：業種別技術職員数 元請完成工事高
その他	W：労働福祉の状況 工事の安全成績 営業年数 公認会計士等の数 防災活動への貢献の状況	W：労働福祉の状況 営業年数 防災活動への貢献の状況 法令遵守の状況 建設業の経理に関する状況 研究開発の状況

（下線部分が変更箇所）

（9）平成 22 年改正

平成20年の改正では、建設市場の量的拡大が望めない中、完工高重視から企業実態を的確に反映した経営状況と技術力の評価を重視する評価体系へと大幅な見直しを行い、ペーパーカンパニーの過大評価の排除や虚偽申請防止対策にも一定の進捗があった。

近年の建設投資の減少とそれに伴う競争の激化等を踏まえ、経営事項審査制度については、公共工事における適正な企業評価を実施する観点から、従来にも増して企業実態をより適正に評価できる仕組みに改善していくことが重要である。

そのため、平成23年3月の国土交通省「入札契約制度の更なる改善」に基づき、中央建設業審議会において審査基準の改正について審議を行う（7月26日取りまとめ）とともに、虚偽申請防止対策の強化について検討が行われた。

そして、これらの審議・検討の結果を踏まえ、経営事項審査の審査基準について、ペーパーカンパニー対策など評価の適正化の観点、現下の社会経済情勢を踏まえた多様なニー

ズへの対応の観点から所要の改正を行うとともに、虚偽申請防止対策の強化のための運用面の改善を図ることとなった。

＜経営事項審査の改正内容＞

①工事種類別年間平均完成工事高（X1）の改正

・建設投資の減少を踏まえ、平均点が制度設計時の平均点700点となるよう評点テーブルを補正。

区分	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高		評点
1	1,000億円以上		2,268
2	800億円以上	1,000億円未満	112×(年間平均完成工事高)÷20,000,000＋1,708
3	600億円以上	800億円未満	99×(年間平均完成工事高)÷20,000,000＋1,760
4	500億円以上	600億円未満	86×(年間平均完成工事高)÷10,000,000＋1,541
5	400億円以上	500億円未満	88×(年間平均完成工事高)÷10,000,000＋11,53
6	300億円以上	400億円未満	87×(年間平均完成工事高)÷10,000,000＋1,535
7	250億円以上	300億円未満	74×(年間平均完成工事高)÷5,000,000＋1,352
8	200億円以上	250億円未満	74×(年間平均完成工事高)÷5,000,000＋1,352
9	150億円以上	200億円未満	75×(年間平均完成工事高)÷5,000,000＋1,348
10	120億円以上	150億円未満	63×(年間平均完成工事高)÷3,000,000＋1,258

既往の評点テーブルに
700/687.56を掛け合わせる

(例)改正後のX1評点テーブルの一部

区分	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高		評点
1	1,000億円以上		2,309
2	800億円以上	1,000億円未満	114×(年間平均完成工事高)÷20,000,000＋1,739
3	600億円以上	800億円未満	101×(年間平均完成工事高)÷20,000,000＋1,791
4	500億円以上	600億円未満	88×(年間平均完成工事高)÷10,000,000＋1,566
5	400億円以上	500億円未満	89×(年間平均完成工事高)÷10,000,000＋1,561
6	300億円以上	400億円未満	89×(年間平均完成工事高)÷10,000,000＋1,561
7	250億円以上	300億円未満	75×(年間平均完成工事高)÷5,000,000＋1,378
8	200億円以上	250億円未満	76×(年間平均完成工事高)÷5,000,000＋1,373
9	150億円以上	200億円未満	76×(年間平均完成工事高)÷5,000,000＋1,373
10	120億円以上	150億円未満	64×(年間平均完成工事高)÷3,000,000＋1,281

②技術力（Z）の改正

・技術者の名義借り等の不正を防止するため、評価対象とする技術者を「審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係のある者」に限定。

・高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者は、雇用期間が限定されていても評価対象に含める。

・元請完工高については、X1と同様に評点テーブルを補正。

③その他の項目（W）の改正

・債権カット等により地域の下請企業等に多大な負担を強いた再生企業（民事再生企業及び会社更生企業）について、減点措置を創設。

・ 地域防災への備えの観点から、建設機械の保有状況、ISOの取得状況を評価項目に追加。

＜運用の改善について＞

経営事項審査の公正性を確保するため、虚偽申請防止対策の強化について以下の運用面の改善を行うこととした。このことにより、審査行政庁（国及び都道府県）及び経営状況分析機関の確認事務がそれぞれ強化されるとともに、経営状況分析に係る異常値情報が審査行政庁に情報提供されるなど、連携強化が図られている。

① 経営状況分析機関が行う疑義項目チェックの再構築

各経営状況分析機関が実施している異常値確認のための疑義項目チェックについて、倒産企業や処分企業の最新の財務データ等を用いて指標や基準値の見直しを行う。また、一定の基準に該当する申請については、審査行政庁に直接情報提供する仕組みを創設する。

②審査行政庁が行う相関分析の見直し・強化

各審査行政庁が実施している完工高と技術職員数値の相関分析について、最新のデータに基づいて基準値の修正を行う。また、完工高が極端に大きい申請に加えて、新たに完工高に比べて技術職員数値が極端に高い（技術者の水増しの可能性がある）申請の抽出も開始するなど、運用を強化する。

③審査行政庁と経営状況分析機関との連携強化

各審査行政庁では、新たに経営状況分析機関から提供される情報も活用して適切に重点審査対象企業を選定し、証拠書類の追加徴収や原本確認、対面審査、立入等を効果的に行う。

【参考資料】

２．アンケート調査票

平成２３年９月２０日

「建設企業選定に関するアンケート調査について」

財団法人　建設経済研究所

謹啓　平素は当財団の活動にご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

当財団では、財団法人建設業情報管理センター及び財団法人建設業技術者センターからの委託を受け、民間企業における建設企業の選定・評価について調査しております。その中でも、特に「経営事項審査の結果の利用状況」について重点的に調査しております。

経営事項審査とは、公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者が必ず受けなければならない審査です。公共工事入札参加希望者選定手続きの透明性の一層の向上による公正さの確保、企業情報の開示や相互監視による虚偽申請の抑止力の活用といった観点から、平成１０年１２月から財団法人建設業情報管理センターのホームページ（http://www.ciic.or.jp/）にて審査の結果を公表しています。

本調査は、経営事項審査の結果が一般に公表されるようになってから１０年以上が経過した現在、民間発注者や金融機関等でどの程度の利用が見られ、また企業選定・評価業務の一助となっているのか等の現状を調査し、課題を把握することにより、利用範囲のさらなる拡大のための施策の方向性を探ることを目的に実施しています。

今回は、この本調査の趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

【問い合わせ先】
財団法人 建設経済研究所
担当：油谷、野田、三浦、河野
tel ：03-3433-5011
fax：03-3433-5239

建設企業選定に関するアンケート調査

（経営事項審査の結果データの活用状況について）

（財）建設業情報管理センター
（財）建設業技術者センター

貴団体名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

貴殿・貴社の所在する都道府県 ＿＿＿＿＿＿＿＿

ご回答者名と所属部署 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電 話 番 号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＊アンケートにお答えいただいた内容について不明な点等があった場合に、照会させていただくためのものです。
結果については、すべて統計処理を行います。

本アンケートは平成 23 年 10 月 21 日までに同封の封筒にてご返送下さい。

○記入上のお願い
・調査データは統計処理したうえで使用しますので、忌憚のないご意見をお聞かせ下さい。
・ご回答いただいた内容について不明な点があれば、問い合わさせていただくことがあります。

○お問い合わせ先

本調査は、（財）建設業情報管理センター、（財）建設業技術者センターからの委託調査として、（財）建設経済研究所が実施しております。

本調査に関するご質問等は、下記までご連絡くださいますようお願いいたします。

○注

本アンケートにおいて、「経営事項審査の結果」とは、別紙「経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書」をいいます。

【アンケートに関する問い合わせ先】
財団法人 建設経済研究所
担当：油谷、野田、三浦、河野
tel ：03-3433-5011
fax：03-3433-5239

【１】　貴社についてお伺いします。

問１　所在地について、該当するものに○をつけて下さい。

１．北海道	２．東北地方	３．関東地方	４．中部地方
５．近畿地方	６．中国地方	７．四国地方	８．九州・沖縄地方

問２　業種について、該当するものに○をつけて下さい。

１．個人
２．ディベロッパー（不動産会社　等）
３．その他 営利法人（株式会社、有限会社、合資会社、合名会社）
４．マンション管理組合（関連団体）
５．医療法人、宗教法人、社会福祉法人
６．公益法人
７．その他（　　）

問３　資本金額について、該当するものに○をつけて下さい。（個人、マンション管理組合（関連団体）の方は除く。）

１．1,000 万円未満	４．１億円以上　５億円未満
２．1,000 万円以上　5,000 万円未満	５．５億円以上
３．5,000 万円以上　１億円未満	

問４　平成２２年度の単体売上高について、該当するものに○をつけて下さい。
（12 月期決算を採用している企業については平成２２年の売上高）

１．50 億円未満	５．1,000 億円以上　2,000 億円未満
２．50 億円以上　100 億円未満	６．2,000 億円以上　5,000 億円未満
３．100 億円以上　500 億円未満	７．5,000 億円以上　１兆円未満
４．500 億円以上　1,000 億円未満	８．１兆円以上

問５　単体の従業員数について、該当するものに○をつけて下さい。

１．100 人未満	４．500 人以上　1,000 人未満
２．100 人以上　300 人未満	５．1,000 人以上
３．300 人以上　500 人未満	

問６　建設工事の発注件数について、該当するものに○をつけて下さい。

１．１年に 100 件以上	５．１年に１件程度
２．１年に 50 以上　100 件未満	６．２～３年に１件
３．１年に 6 件以上　50 件未満	７．６．より件数は少ない
４．１年に 2～5 件程度	

問７　平成２２年度の建設工事の全体発注金額について、該当するものに○をつけて下さい。

１．１億円未満	４．10 億円以上　50 億円未満
２．１億円以上　５億円未満	５．50 億円以上　100 億円未満
３．５億円以上　10 億円未満	６．100 億円以上

【２】　建設企業の選定についてお伺いします。

※マンション管理組合（関連団体）については貴団体のお考えについて回答をお願います。

問８　建設企業の選定方法について、該当するものに○をつけて下さい。＜○印は１つ＞

１．特命（１社だけと内容協議）
２．複数の企業による競争見積り（入札方式を含む）
３．特命と競争見積りを併用

問９　発注形態について、該当するものに○をつけて下さい。＜○印は１つ＞

１．設計・施工を一括発注	２．設計と施工を別々の企業に発注

問１０　建設企業選定において、自ら主体的に取り組んでいますか。該当するものに○をつけて下さい。＜○印は１つ＞

１．自ら主体的に取り組んでいる	２．自社以外の者に任せている （例：金融機関、不動産会社、設計事務所、ﾏﾝｼｮﾝ管理会社等）

問１１　工事を担当する建設企業を、どのようにしてお知りになりましたか。
＜該当するものすべてに○をつけて下さい＞

１．過去に工事を発注したことがある	８．不動産会社からの紹介
２．建設企業のウェブサイト	９．設計事務所からの紹介
３．建設企業による個別訪問	10．マンション管理会社からの紹介
４．新聞等の広告	11．地場の有力企業として有名
５．知人の紹介	12．当該建設企業に知人が勤めている
６．業界団体からの紹介	13．商売上の取引先だから
７．金融機関からの紹介	14．その他（　　）

問１２　建設企業を選定する上で、以下の項目をどの程度重要視していますか。
＜１～１６のそれぞれの項目について該当するものに○をつけて下さい＞

	5:とても重要	4:重要	3:ふつう	2:あまり重要でない	1:重要でない
１．価格の安さ	5	4	3	2	1
２．施工の技術力	5	4	3	2	1
３．安全対策	5	4	3	2	1
４．社会貢献	5	4	3	2	1
５．不正行為(指名停止、労働基準法違反等)	5	4	3	2	1
６．商売上の取引関係	5	4	3	2	1
７．営業担当の熱心さ	5	4	3	2	1
８．企業の財務内容	5	4	3	2	1
９．企業の知名度	5	4	3	2	1
10．企業の規模	5	4	3	2	1
11．企業の評判	5	4	3	2	1
12．金融機関の紹介	5	4	3	2	1
13．不動産会社の紹介	5	4	3	2	1
14．設計事務所の紹介	5	4	3	2	1
15．マンション管理会社の紹介	5	4	3	2	1
16．アフターケア	5	4	3	2	1

問１３　建設企業を選定する上で、どのような情報を入手されましたか。(A) の中から該当するものすべてに○をつけて下さい。また、(B) の中からその情報の入手方法として該当するものすべての番号を【　　】に記入して下さい。

(A)

１．財務内容	【　　】	７．工事の事故歴	【　　】
２．不動産等の資産保有状況	【　　】	８．企業の評判	【　　】
３．金融機関との取引状況	【　　】	９．法令遵守の状況	【　　】
４．経営者の人物・経歴	【　　】	10．その他（　　）	【　　】
５．営業年数・沿革	【　　】	11．特になし	
６．施工の技術力	【　　】		

(B)

①決算報告書	⑦経営者等との面談
②経営事項審査の結果	⑧建設企業のウェブサイトや営業案内書類
③信用調査会社の調査結果	⑨金融機関
④建設業許可簿　他	⑩他の建設企業
⑤不動産登記簿	⑪新聞・雑誌・書籍
⑥商業登記簿	⑫その他（　　）

問１４　建設企業を選定する上で、入手できなかったが、入手できれば判断材料としたと思われる情報はありますか。＜該当するものすべてに○をつけて下さい＞

１．財務内容	７．工事の事故歴
２．不動産等の資産保有状況	８．企業の評判
３．金融機関との取引状況	９．法令遵守の状況
４．経営者の人物・経歴	10．その他（　　）
５．営業年数・沿革	11．特になし
６．施工の技術力	

問１５　建設企業の技術力を評価する際に、何を参考としていますか。
＜該当するものすべてに○をつけて下さい＞

１．従来からの取引実績	５．工事の事故歴
２．技術者の資格や数	６．その他（　　）
３．工事成績評定点注１	７．技術力のみを対象とした評価は行っていない
４．施工実績注２	

注１ 国や自治体において公共工事の施工成績（評定点）を公表している場合がある。

注２ その企業が手掛けた代表的な工事

問１６　現在の建設企業の選定方法について、ご苦労されていることがあればお聞かせ下さい。

【３】　経営事項審査についてお伺いします

※マンション管理組合（関連団体）については貴団体のお考えについて回答をお願います。

経営事項審査とは、公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設企業が必ず受けなければならない審査です。公共工事の各発注機関は、客観的事項と主観的事項の審査結果を点数化し、順位付け、格付けをし、建設企業を選定しています。このうち客観的事項の審査が経営事項審査といわれる審査制度であり、この審査は「経営状況」と「経営規模、技術的能力、その他の客観的事項」について数値により評価するものです。

公共工事入札参加希望者選定手続きの透明性の一層の向上による公正さの確保、企業情報の開示や相互監視による 虚偽申請の抑止力の活用といった観点から、平成 10 年 7 月 1 日に申請された審査基準による経営事項審査の結果から公表することになり、財団法人建設業情報管理センター（ＣＩＩＣ）では、同年 12 月からホームページによる公表を実施しています。

公表している様式のサンプルについては、別紙をご覧下さい。

問１７　経営事項審査制度をご存じですか。＜○印は１つ＞

１．知っている
２．知らない　――――→　**問３１へ**

問１８　経営事項審査の審査結果が公表されていることをご存じですか。＜○印は１つ＞

１．知っている
２．知らない　――――→　**問３１へ**

問１９　建設企業を選定する際、経営事項審査の結果を利用している、または利用していたことがありますか。＜○印は１つ＞

１．現在、利用している
２．以前、利用していた
３．利用したことがない　――――→　**問３３へ**

※問１９で「１．現在、利用している」、「２．以前、利用していた」を選択された方にお伺いします。

問２０　経営事項審査の結果はどのようにして入手されていますか。＜該当するものすべてに○をつけて下さい＞

１．建設企業から直接提出を受けている
２．(財)建設業情報管理センターのウェブサイトから入手している
３．上記２ 以外のウェブサイトから入手している（サイト名：　　）
４．市販されている CD-ROM 等を購入している（購入先：　　）
５．その他（　　）

問２１　経営事項審査の結果の利用を始められたのは、いつ頃からでしょうか。（現在利用していない方もお答え下さい。）＜○印は１つ＞

１．平成２２年～平成２３年頃から
２．平成１８年～平成２１年頃から
３．平成１４年～平成１７年頃から
４．平成１０年～平成１３年頃から
５．平成　６年～平成　９年頃から
６．平成　５年以前から

問２２　経営事項審査の結果を利用したきっかけは何ですか。＜該当するものすべてに○をつけて下さい＞

１．業界団体から聞いた	６．マンション管理会社から聞いた
２．商売上の取引先から聞いた	７．建設企業から聞いた
３．金融機関から聞いた	８．新聞・書籍・雑誌
４．不動産会社から聞いた	９．その他（　　）
５．設計事務所から聞いた	

問２３　経営事項審査の結果をどのように利用していますか。＜該当するものすべてに○をつけて下さい＞

１．建設企業選定の「初期段階における篩（ふるい)」として利用
２．建設企業を決定する際の判断資料として利用

問２４　建設企業の選定に経営事項審査の結果を利用している／利用していた理由は何ですか。＜該当するものすべてに○をつけて下さい＞

１．複数の企業を同じ尺度で評価できる
２．不良・不適格業者の排除が期待できる
３．一定の評点を超えていれば倒産のリスクが低い
４．経営状況、技術力などが点数化されていて、わかりやすい
５．信用調査会社の調査結果にはない情報が載っている
６．評点をアップさせようという企業努力が期待できる
７．関係者に対する説明資料として利用している
８．公的発注機関が利用している
９．ウェブサイトから無料で入手できる
10．その他（　　）

問２５　経営事項審査の結果の中で、利用している／利用していた項目は何ですか。＜該当するものすべてに○をつけて下さい＞

※以下は経営事項審査の評点及び審査項目

１．総合評定値	６．労働福祉の状況	11．研究開発の状況
２．工事種類別年間完成工事高	７．建設業の営業継続の状況	12．建設機械の保有状況
３．技術力（技術者の人数）	８．防災活動への貢献の状況	13．国際標準化機構が定めた規格による登録の状況（IS0）
４．自己資本額・利益額	９．法令遵守の状況	
５．経営状況分析（財務分析）	10．建設業の経理の状況	

問２６　経営事項審査の結果を利用して、どの程度満足していらっしゃいますか。
＜○印は１つ＞

１．大いに満足	３．やや不満
２．満足	４．不満

※問２６で「１．大いに満足」、「２．満足」を選択された方にお伺いします。
問２７　満足されている中で、ご要望事項があるとすればどのようなことでしょうか。＜該当するものすべてに○をつけて下さい＞

１．経営事項審査の結果の表示方法の改善
２．審査項目の充実（例：工事表彰の項目が含まれていない）
３．審査内容の充実（例：技術力の項目の評価内容が不十分）
４．(財)建設業情報管理センターのウェブサイトの内容の充実
５．市販されている CD-ROM 等の値段を下げる
６．その他（　　）
７．特になし

※問２６で「３．やや不満」、「４．不満」を選択された方にお伺いします。
問２８　ご要望事項はどのようなことでしょうか。＜該当するものすべてに○をつけて下さい＞

１．経営事項審査の結果の表示方法の改善
２．審査項目の充実（例：工事表彰の項目が含まれていない）
３．審査内容の充実（例：技術力の項目の評価内容が不十分）
４．(財)建設業情報管理センターのウェブサイトの内容の充実
５．市販されている CD-ROM 等の値段を下げる
６．その他（　　）

※問１９で「２．以前、利用していた」を選択された方にお伺いします。
問２９　経営事項審査の結果は、いつ頃まで利用されていましたか。＜○印は１つ＞

１．平成２２年～平成２３年頃まで	４．平成１０年～平成１３年頃まで
２．平成１８年～平成２１年頃まで	５．平成　６年～平成　９年頃まで
３．平成１４年～平成１７年頃まで	６．平成　５年以前まで

問３０　経営事項審査の結果を利用されなくなった理由について、お教え下さい。

※問１７で「２．知らない」を選択された方、問１８で「２．知らない」を選択された方にお伺いします。

問３１　今後、建設企業の選定に経営事項審査の結果（別紙参照）を利用してみたいと思いますか。＜○印は１つ＞

１．思う
２．思わない――――→　**問３３へ**

※問３１で「１．思う」を選択された方にお伺いします。

問３２　利用してみたい項目は何ですか。＜該当するものすべてに○をつけて下さい＞

※以下は経営事項審査の評点及び審査項目

１．総合評定値	６．労働福祉の状況	11．研究開発の状況
２．工事種類別年間完成工事高	７．建設業の営業継続の状況	12．建設機械の保有状況
３．技術力（技術者の人数）	８．防災活動への貢献の状況	13．国際標準化機構が定めた規格による登録の状況（IS0）
４．自己資本額・利益額	９．法令遵守の状況	
５．経営状況分析（財務分析）	10．建設業の経理の状況	

※問１９で「３．利用したことがない」、問３１で「２．思わない」を選択された方にお伺いします。

問３３　経営事項審査の結果を利用されない理由は何ですか。
＜該当するものすべてに○をつけて下さい＞

１．現状の建設企業の選定方法で満足している
２．実際に経営事項審査の結果を見たことがない
３．経営事項審査の結果の見方が分かりにくい
４．審査項目が不十分（例：工事表彰の項目が含まれていない）
５．審査内容が不十分（例：技術力の項目の評価内容が不十分）
６．(財)建設業情報管理センターのウェブサイトの使い勝手が悪い
７．市販されている CD-ROM 等の値段が高い
８．経営事項審査結果の入手の仕方がわからない
９．その他（　　）

問３４　その他、経営事項審査の結果の公表方法等について、ご意見がありましたらお聞かせ下さい。

ご協力ありがとうございました。

経営規模等評価結果通知書
総合評定値通知書

〒 105-0000
東京都港区▲●町1-11-11

(サンプル)

国土交通大臣　00-0000000000 号
審査基準日　平成 22年 12月 31日

○×建設(株)

○×　太郎　殿

電話番号　03-0000-0000
市区町村コード　00001
資本金額　50,000
完成工事高／売上高（%）　100.0
行政庁記入欄

［金額単位：千円］

許可区分	建設工事の種類	総合評定値(P)	完成工事高 年平均	完成工事高 評点(X1)	元請完成工事高 年平均	技術職員数 一級	技術職員数 (講習受講)	技術職員数 基幹	技術職員数 二級	技術職員数 その他	評点(Z)
特	010 土木一式	1012	1,048,406	1015	1,037,378	17	(17)	0	8	1	1172
	011 プレストレストコンクリート	807	0	397	0						
	020 建築一式										
	030 大工										
	040 左官										
特	050 とび・土工・コンクリート	822	36,663	617	27,504	5	(5)	0	1	0	813
	051 法面処理	822	36,663	617	27,504						813
	060 石										
	070 屋根										
	080 電気										
	00 管										
	100 タイル・れんが・ブロック										
	110 鋼構造物										
	111 鋼橋上部										
特	120 鉄筋	874	64,558	667	64,558	10	(10)	0	4	0	971
特	130 ほ装	698	0	397	0	1	(1)	0	2	0	535
	140 しゅんせつ										
	150 板金										
	160 ガラス										
	170 塗装										
	180 防水										
	10 内装仕上										
	200 機械器具設置										
	210 熱絶縁										
	220 電気通信										
	230 造園										
特	240 さく井	698	0	397	0	1	(1)	0	1	0	535
	250 建具										
	260 水道施設										
	270 消防施設										
	280 清掃施設										
	その他		7,358		3,838						
	合計		1,156,984		1,133,279	17	(17)	0	8	1	

自己資本額及び利益額	数値	点数
自己資本額 (39)	614,190	869
利益額	22,054	653
評点 (X2)		761

その他の審査項目（社会性等）	数値等	点数
雇用保険加入の有無	有	
健康保険及び厚生年金保険加入の有無	有	
建設業退職金共済制度加入の有無	有	
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	有	
法定外労働災害補償制度加入の有無	有	
労働福祉の状況		45
営業年数	60年	
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	無	
建設業の営業継続の状況		60
防災協定の締結の有無	有	
防災活動への貢献の状況		15
営業停止処分の有無	無	
指示処分の有無	無	
法令遵守の状況		0
監査の受審状況	無	
公認会計士等の数	0	
二級登録経理試験合格者の数	1	
建設業の経理の状況		2
研究開発費	0	
研究開発の状況		0
建設機械の所有及びリース台数	6台	
建設機械の保有の状況		6
ＩＳＯ００１の登録の有無	無	
ＩＳＯ１４００１の登録の有無	無	
国際標準化機構が定めた規格による登録の状況		0
評点 (W)		1216

(参　考)

経営状況	決算	経営状況	決算
純支払利息比率	-0.069	自己資本対固定資産比率	144.293
負債回転期間	2.926	自己資本比率	68.500
総資本売上総利益率	21.244	営業キャッシュフロー	0.138
売上高経常利益率	1.188	利益剰余金	5.642
		評点 (Y)	841

科目	決算	科目	決算	科目	決算	科目	決算
固定資産	425,665	自己資本	614,190	売上総利益	190,341	経常利益	12,679
流動負債	269,253	総資本（当期）	890,697	受取利息配当金	777	営業ｷｬｯｼｭﾌﾛｰ(当期)	83,300
固定負債	7,217	総資本（前期）	901,221	支払利息	0	営業ｷｬｯｼｭﾌﾛｰ(前期)	-55,798
利益剰余金	564,109	売上高	1,133,851				

●「自己資本額」の欄に「*」がある場合には、自己資本額数値の算出において２期平均を採用した場合の評点または数値。
●「行政庁記入欄」については、当該建設業者の営業に関する事項、経営状況に関する事項で、特記すべきことがあれば適宜記載するものとする。

【参考資料】

３．アンケート集計結果（単純集計）

（1）属性について

問１　本社所在地について、該当するものに○をつけて下さい。

n=191

	回答件数	比率(%)
１．北海道	0	0.0%
２．東北地方	7	3.7%
３．関東地方	65	34.0%
４．中部地方	5	2.6%
５．近畿地方	99	51.8%
６．中国地方	3	1.6%
７．四国地方	0	0.0%
８．九州・沖縄地方	12	6.3%

問２　業種について、該当するものに○をつけて下さい。

n=184

	回答件数	比率(%)
１．個人	1	0.5%
２．ディベロッパー（不動産会社　等）	32	17.4%
３．その他 営利法人（株式会社、有限会社、合資会社、合名会社）	99	53.8%
４．マンション管理組合（関連団体）	2	1.1%
５．医療法人、宗教法人、社会福祉法人	23	12.5%
６．公益法人	6	3.3%
７．その他	21	11.4%

問３　資本金額について、該当するものに○をつけて下さい。（個人、マンション管理組合（関連団体）の方は除く）

n=168

	回答件数	比率(%)
１．1,000万円未満	14	8.3%
２．1,000万円以上　5,000万円未満	47	28.0%
３．5,000万円以上　1億円未満	25	14.9%
４．1億円以上　5億円未満	17	10.1%
５．5億円以上	65	38.7%

問 4　平成 22 年度の単体売上高について、該当するものに○をつけて下さい。（12 月期決算を採用している企業については平成 22 年の売上高）

n =178

	回答件数	比率(%)
1．50億円未満	97	54.5%
2．50億円以上　100億円未満	18	10.1%
3．100億円以上　500億円未満	30	16.9%
4．500億円以上　1,000億円未満	9	5.1%
5．1,000億円以上　2,000億円未満	8	4.5%
6．2,000億円以上　5,000億円未満	8	4.5%
7．5,000億円以上　1兆円未満	5	2.8%
8．1兆円以上	3	1.7%

問 5　単体の従業員数について、該当するものに○をつけて下さい。

n =183

	回答件数	比率(%)
1．100人未満	82	44.8%
2．100人以上　300人未満	41	22.4%
3．300人以上　500人未満	16	8.7%
4．500人以上　1,000人未満	10	5.5%
5．1,000人以上	34	18.6%

問 6　建設工事の発注件数について、該当するものに○をつけて下さい。

n =178

	回答件数	比率(%)
1．１年に100件以上	20	11.2%
2．１年に50以上　100件未満	9	5.1%
3．１年に6件以上　50件未満	28	15.7%
4．１年に2～5件程度	27	15.2%
5．１年に1件程度	16	9.0%
6．２～３年に1件	23	12.9%
7．６．より件数は少ない	55	30.9%

問 7　平成 22 年度の建設工事の全体発注金額について、該当するものに○をつけて下さい。

n=175

	回答件数	比率(%)
1．1億円未満	71	40.6%
2．1億円以上　5億円未満	36	20.6%
3．5億円以上　10億円未満	22	12.6%
4．10億円以上　50億円未満	25	14.3%
5．50億円以上　100億円未満	7	4.0%
6．100億円以上	14	8.0%

（2）建設企業の選定について

問 8　建設企業の選定方法について、該当するものに○をつけて下さい。＜○印は 1 つ＞

n =181

	回答件数	比率(%)
1．特命（1 社だけと内容協議）	25	13.8%
2．複数の企業による競争見積り（入札方式を含む）	86	47.5%
3．特命と競争見積りを併用	70	38.7%

問 9　発注形態について、該当するものに○をつけて下さい。＜○印は 1 つ＞

n =177

	回答件数	比率(%)
1．設計・施工を一括発注	61	34.5%
2．設計と施工を	116	65.5%

問 10　建設企業選定において、自ら主体的に取り組んでいますか。該当するものに○をつけて下さい。
＜○印は 1 つ＞

n =181

	回答件数	比率(%)
1．自ら主体的に	169	93.4%
2．自社以外の者に任せている（例：金融機関、不動産会社、設計事務所、ﾏﾝｼｮﾝ管理会社等）	12	6.6%

問 11　工事を担当する建設企業を、どのようにしてお知りになりましたか。＜該当するものすべてに○をつけて下さい＞

n =453

	回答件数	比率(%)
1．過去に工事を発注したことがある	141	31.1%
2．建設企業のウェブサイト	7	1.5%
3．建設企業による個別訪問	43	9.5%
4．新聞等の広告	2	0.4%
5．知人の紹介	30	6.6%
6．業界団体からの紹介	17	3.8%
7．金融機関からの紹介	40	8.8%
8．不動産会社からの紹介	19	4.2%
9．設計事務所からの紹介	56	12.4%
10．マンション管理会社からの紹介	2	0.4%
11．地場の有力企業として有名	44	9.7%
12．当該建設企業に知人が勤めている	5	1.1%
13．商売上の取引先だから	31	6.8%
14．その他	16	3.5%

問 12　建設企業を選定する上で、以下の項目をどの程度重要視していますか。＜１～１６の全ての項目について該当するものに○をつけて下さい＞

	回答件数					4:重要+5:とても重要の比率(%)
	1:重要でない	2:あまり重要でない	3:ふつう	4:重要	5:とても重要	
1．価格の安さ	0	2	16	74	83	89.7%
2．施工の技術力	0	0	10	44	123	94.4%
3．安全対策	0	2	23	54	93	85.5%
4．社会貢献	3	11	88	52	12	38.6%
5．不正行為	0	3	40	62	66	74.9%
6．商売上の取引関係	2	20	67	64	18	48.0%
7．営業担当の熱心さ	3	16	87	52	12	37.6%
8．企業の財務内容	1	5	45	72	48	70.2%
9．企業の知名度	4	23	92	41	11	30.4%
10．企業の規模	3	13	96	48	12	34.9%
11．企業の評判	0	2	58	85	27	65.1%
12．金融機関の紹介	20	39	89	18	3	12.4%
13．不動産会社の紹介	34	53	66	13	3	9.5%
14．設計事務所の紹介	18	38	73	34	6	23.7%
15．マンション管理会社の紹介	54	46	54	6	1	4.3%
16．アフターケア	0	1	13	61	97	91.9%

問 13　建設企業を選定する上で、どのような情報を入手されましたか。また、その情報の入手方法として該当するものすべて記入して下さい。

n=663

	決算報告書	経営事項審査の結果	信用調査会社の調査結果	建設業許可簿他	不動産登記簿	商業登記簿	経営者等との面談
1．財務内容	65	20	33	2	0	0	1
2．不動産等の資産保有状況	7	0	7	0	5	1	0
3．金融機関との取引状況	9	1	22	1	0	1	3
4．経営者の人物・経歴	1	0	16	1	0	0	24
5．営業年数・沿革	3	6	16	3	1	7	10
6．施工の技術力	0	18	8	6	0	2	15
7．工事の事故歴	1	4	13	4	0	0	4
8．企業の評判	0	0	18	0	0	0	4
9．法令遵守の状況	0	4	13	2	0	0	6
10．その他	0	0	0	1	0	1	7
合　計	86	53	146	20	6	12	74

	建設企業のｳｪﾌﾞｻｲﾄや営業案内書類	金融機関	他の建設企業	新聞・雑誌・書籍	その他	合計
1．財務内容	8	3	1	1	1	135
2．不動産等の資産保有状況	3	2	0	0	0	25
3．金融機関との取引状況	3	14	0	1	1	56
4．経営者の人物・経歴	6	0	0	2	1	51
5．営業年数・沿革	36	1	1	2	4	90
6．施工の技術力	38	1	17	3	14	122
7．工事の事故歴	4	1	5	4	1	41
8．企業の評判	14	9	23	8	9	85
9．法令遵守の状況	12	0	4	4	1	46
10．その他	2	0	0	0	1	12
合　計	126	31	51	25	33	663

問 14　建設企業を選定する上で、入手できなかったが、入手できれば判断材料としたと思われる情報はありますか。＜該当するものすべてに○をつけて下さい＞

n=304

	回答件数	比率(%)
1．財務内容	20	6.6%
2．不動産等の資産保有状況	9	3.0%
3．金融機関との取引状況	18	5.9%
4．経営者の人物・経歴	15	4.9%
5．営業年数・沿革	5	1.6%
6．施工の技術力	39	12.8%
7．工事の事故歴	66	21.7%
8．企業の評判	40	13.2%
9．法令遵守の状況	42	13.8%
10．その他	1	0.3%
11．特になし	49	16.1%

問 15　建設企業の技術力を評価する際に、何を参考としていますか。＜該当するものすべてに○をつけて下さい＞

n =365

	回答件数	比率(%)
１．従来からの取引実績	126	34.5%
２．技術者の資格や数	45	12.3%
３．工事成績評定点	30	8.2%
４．施工実績	120	32.9%
５．工事の事故歴	24	6.6%
６．その他	6	1.6%
７．技術力のみを対象とした評価は行っていない	14	3.8%

（3）経営事項審査について

問 17　経営事項審査制度をご存じですか。＜○印は 1 つ＞

n =181

	回答件数	比率(%)
1．知っている	89	49.2%
2．知らない	92	50.8%

（問 17 にて経営事項審査制度を「知っている」と回答した企業について）

問 18　経営事項審査の結果が公表されていることをご存じですか。＜○印は 1 つ＞

n =89

	回答件数	比率(%)
1．知っている	74	83.1%
2．知らない	15	16.9%

（問 18 にて経営事項審査の結果が公表されていることを「知っている」と回答した企業について）

問 19　建設企業を選定する際、経営事項審査の結果を利用している、または利用していたことがありますか。＜○印は 1 つ＞

n =77

	回答件数	比率(%)
1．現在、利用している	37	48.1%
2．以前、利用していた	12	15.6%
3．利用したことがない	28	36.4%

（以下、問 20～26 は、問 19 にて経営事項審査の結果を「現在、利用している」、「以前、利用していた」と回答した企業について）

問 20　経営事項審査の結果はどのようにして入手されていますか。＜該当するものすべてに○をつけて下さい＞

n =62

	回答件数	比率(%)
1．建設企業から直接提出を受けている	19	30.6%
2．(財)建設業情報管理センターのウェブサイトから入手している	35	56.5%
3．上記２ 以外のウェブサイトから入手している	3	4.8%
4．市販されているCD-ROM等を購入している	1	1.6%
5．その他	4	6.5%

問 21　経営事項審査の結果の利用を始められたのは、いつ頃からでしょうか。（現在利用していない方もお答え下さい。）＜○印は１つ＞

n =49

	回答件数	比率(%)
１．平成２２年～平成２３年頃から	8	16.3%
２．平成１８年～平成２１年頃から	12	24.5%
３．平成１４年～平成１７年頃から	15	30.6%
４．平成１０年～平成１３年頃から	3	6.1%
５．平成　６年～平成　９年頃から	2	4.1%
６．平成　５年以前から	9	18.4%

問 22　経営事項審査の結果を利用したきっかけは何ですか。＜該当するものすべてに○をつけて下さい＞

n =59

	回答件数	比率(%)
１．業界団体から聞いた	13	22.0%
２．商売上の取引先から聞いた	4	6.8%
３．金融機関から聞いた	2	3.4%
４．不動産会社から聞いた	0	0.0%
５．設計事務所から聞いた	10	16.9%
６．マンション管理会社から聞いた	0	0.0%
７．建設企業から聞いた	9	15.3%
８．新聞・書籍・雑誌	2	3.4%
９．その他	19	32.2%

問 23　経営事項審査の結果をどのように利用していますか。＜該当するものすべてに○をつけて下さい＞

n =59

	回答件数	比率(%)
１．建設企業選定の「初期段階における篩（ふるい）」として利用	31	52.5%
２．建設企業を決定する際の判断資料として利用	28	47.5%

問 24　建設企業の選定に経営事項審査の結果を利用している／利用していた理由は何ですか。＜該当するものすべてに○をつけて下さい＞

n=150

	回答件数	比率(%)
1．複数の企業を同じ尺度で評価できる	31	20.7%
2．不良・不適格業者の排除が期待できる	15	10.0%
3．一定の評点を超えていれば倒産のリスクが低い	16	10.7%
4．経営状況、技術力などが点数化されていて、わかりやすい	29	19.3%
5．信用調査会社の調査結果にない情報が載っている	6	4.0%
6．評点をアップさせようという企業努力が期待できる	5	3.3%
7．関係者に対する説明資料として利用している	15	10.0%
8．公的発注機関が利用している	15	10.0%
9．ウェブサイトから無料で入手できる	16	10.7%
10．その他	2	1.3%

問 25　経営事項審査の結果の中で、利用している／利用していた項目は何ですか。＜該当するものすべてに○をつけて下さい＞

n=177

	回答件数	比率(%)
1．総合評定値	46	26.0%
2．工事種類別年間完成工事高	23	13.0%
3．技術力（技術者の人数）	24	13.6%
4．自己資本額・利益額	19	10.7%
5．経営状況分析（財務分析）	31	17.5%
6．労働福祉の状況	4	2.3%
7．建設業の営業継続の状況	9	5.1%
8．防災活動への貢献の状況	1	0.6%
9．法令遵守の状況	8	4.5%
10．建設業の経理の状況	5	2.8%
11．研究開発の状況	1	0.6%
12．建設機械の保有状況	1	0.6%
13．国際標準化機構が定めた規格による登録の状況（ISO）	5	2.8%

問 26　経営事項審査の結果を利用して、どの程度満足していらっしゃいますか。＜○印は 1 つ＞

n=49

	回答件数	比率(%)
1．大いに満足	1	2.0%
2．満足	44	89.8%
3．やや不満	4	8.2%
4．不満	0	0.0%

（以下、問 27～28 は、問 26 にて経営事項審査の結果の利用に「大いに満足」、「満足」と回答した企業について）

問 27　満足されている中で、ご要望事項があるとすればどのようなことでしょうか。＜該当するものすべてに○をつけて下さい＞

n =45

	回答件数	比率(%)
1．経営事項審査の結果の表示方法の改善	9	20.0%
2．審査項目の充実	2	4.4%
3．審査内容の充実	9	20.0%
4．(財)建設業情報管理センターのウェブサイトの内容の充実	5	11.1%
5．市販されているCD-ROM等の値段を下げる	1	2.2%
6．その他	3	6.7%
7．特になし	16	35.6%

問 28　ご要望事項はどのようなことでしょうか。＜該当するものすべてに○をつけて下さい＞

n =9

	回答件数	比率(%)
1．経営事項審査の結果の表示方法の改善	1	11.1%
2．審査項目の充実	1	11.1%
3．審査内容の充実	4	44.4%
4．(財)建設業情報管理センターのウェブサイトの内容の充実	1	11.1%
5．市販されているCD-ROM等の値段を下げる	0	0.0%
6．その他	2	22.2%

（問 19 にて経営事項審査の結果を「以前、利用していた」と回答した企業について）

問 29　経営事項審査の結果は、いつ頃まで利用されていましたか。＜○印は１つ＞

n =11

	回答件数	比率(%)
1．平成22～23年頃まで	6	54.5%
2．平成18～21年頃まで	5	45.5%
3．平成14～17年頃まで	0	0.0%
4．平成10～13年頃まで	0	0.0%
5．平成6～9年頃まで	0	0.0%
6．平成5年以前まで	0	0.0%

（問 17 にて経営事項審査制度を「知らない」と回答した企業について）

問 31　今後、建設企業の選定に経営事項審査の結果（別紙参照）を利用してみたいと思いますか。

＜○印は 1 つ＞

n =114

	回答件数	比率(%)
1．思う	59	51.8%
2．思わない	55	48.2%

（問 31 にて経営事項審査の結果を利用してみたいと「思う」と回答した企業について）

問 32　利用してみたい項目は何ですか。＜該当するものすべてに○をつけて下さい＞

n =259

	回答件数	比率(%)
1．総合評定値	52	20.1%
2．工事種類別年間完成工事高	25	9.7%
3．技術力（技術者の人数）	39	15.1%
4．自己資本額・利益額	20	7.7%
5．経営状況分析（財務分析）	40	15.4%
6．労働福祉の状況	4	1.5%
7．建設業の営業継続の状況	19	7.3%
8．防災活動への貢献の状況	5	1.9%
9．法令遵守の状況	33	12.7%
10．建設業の経理の状況	9	3.5%
11．研究開発の状況	5	1.9%
12．建設機械の保有状況	5	1.9%
13．国際標準化機構が定めた規格による登録の状況（ISO）	3	1.2%

（問 19 にて経営事項審査の結果を「利用したことがない」と回答し、問 31 にて経営事項審査の結果を利用してみたいと「思わない」と回答した企業について）

問 33　経営事項審査の結果を利用されない理由は何ですか。＜該当するものすべてに○をつけて下さい＞

n =118

	回答件数	比率(%)
1．現状の建設企業の選定方法で満足している	61	51.7%
2．実際に経営事項審査の結果を見たことがない	30	25.4%
3．経営事項審査の結果の見方が分かりにくい	8	6.8%
4．審査項目が不十分	0	0.0%
5．審査内容が不十分	3	2.5%
6．(財)建設業情報管理センターのウェブサイトの使い勝手が悪い	0	0.0%
7．市販されているCD-ROM等の値段が高い	2	1.7%
8．経営事項審査結果の入手の仕方がわからない	6	5.1%
9．その他	8	6.8%

【参考資料】

４．平成 11 年実施
「民間工事における
建設業者選定基準等の
実態調査」の概要

平成 11 年実施「民間工事における建設業者選定基準等の実態調査」の概要

調査主体：建設省　建設経済局（現　国土交通省　土地・建設産業局）
調査機関：財団法人　建設経済研究所

Ⅰ）調査目的

本調査は、「民間企業等が建設工事を発注する際の建設業者選定基準」について実態調査を行なうことにより、建設業者の公正なる競争環境を整備する上での参考とするものである。

平成 10 年秋より「経営事項審査結果通知書」が公表され、これまで公共工事発注者向けであった経営事項審査は、民間の発注者においても利用することが可能となった。また、建設産業再生プログラムにおいては「特に、民間発注者やエンドユーザーである国民（＝消費者）に対しても、建設業者の的確な情報を開示することが必要であり、工事経歴、財務状況、技術者等の情報が広く提供され、多くの企業の中から、競争力のある企業を的確にかつ容易に評価・選択できることが、極めて重要である。」と指摘している。

今後、建設投資全体に対する「民間建設投資」の割合が増加していくことが予測される中、民間発注者が必要としている建設業者に関る情報は何か、公開された経営事項審査結果通知書の民間においての活用状況など、民間発注者におけるニーズ等を捉え、透明で公正なる建設市場を構築することは重要な課題である。

本業務は、この課題に取り組む上での基礎資料として、民間発注者に対する調査を行なうものである。

Ⅱ）調査対象

平成 11 年の 1 年間において、延べ床面積 400 ㎡以上の建設工事（建築）を発注（契約）した個人及び民間法人。

建設専門紙（建通新聞社）の民間工事情報より、約 3,000 の送付対象データを抽出した。

Ⅲ）調査項目

①発注工事情報：施工場所、金額、延べ床面積、発注形態
②基本情報：組織情報
③建設企業の選定：選定基準、利用情報、希望情報
④建設業法：一括下請負禁止の認知度、監理技術者の現場常駐規定の認知度、
⑤経営事項審査：認知度、活用有無、活用項目、活用意向
⑥下請会社の指定：指定有無、指定者
⑦工事の満足度

Ⅳ）調査方法

調査票を送付し、郵送にて回収した。

Ⅴ）回収状況

発送数	3,147 件
回収数	1,185 件
回収率	33.7%

Ⅵ）調査結果のまとめ

今回アンケートの結果により、民間建築工事の発注者の属性をみると、その多くは個人を含めた零細事業主であり（「個人事業主」だけで 35.8%。他方「資本金 5 億円以上」の大法人は全体の 10.7%に止まった)、かつ、工事の発注頻度も低いことがわかった（「2~3 年に 1 件よりは数は少ない」が 55%)。また、「設計と施工の一括発注」が約半数（47%）を占めており、民間建築工事の特色が浮き彫りになった。

このように、民間建築工事の発注者は、個人を含めた零細事業主が多くなっているが、建設事業を「自ら計画した」した者が 70%、「自ら情報を収集し、建設会社を決定」している者が 57.7%となっている。

また、建設会社を決定する上での判断基準についてみると、「価格の安さ」「施工の技術力」「アフターケア」を重要視する発注者が多くなっており、「営業担当者の熱心さ」「設計事務所の紹介」「金融機関の紹介」「不動産会社の紹介」はあまり重要視されていない。

しかし、「設計事務所」については、発注者が建設会社を決定する最終段階において、発注者の重要な相談先となっているのは、興味深い。さらに、昨今の大手ゼネコンの倒産や債権放棄要請の問題、中小建設会社の倒産増加の影響によるせいか「会社の風評」「会社の財務内容」も「価格の安さ」「施工の技術」「アフターケア」に次いで重要視されている。

他方、発注者が建設会社を決定する上で、実際に入手した情報をみると、「工事実績」「価格の妥当性」「財務内容」が多くなっているが、これら情報の入手先は「建設会社の担当者」「建設会社の会社案内」「知人」が圧倒的に多くなっており、民間工事発注者の情報収集力の限界を示すとともに情報の客観性に課題と疑問を残す結果となっている。また、建設会社を選定する上で、入手できなかったが、入手できれば活用した情報では「工事施工時の事故歴」がもっとも多くなっており、民間工事の発注者においては、工事の安全性に関する情報が十分に入手できていない状況がうかがわれる。

次に、建設業法の「一括下請負禁止」と「監理技術者の常駐制度」の認知度をみると、認知度はそれぞれ 70%、76%に止まっている。概して民間建設工事では「一括丸投げ工事」「疎漏、手抜

き工事」が少なくないとされているが、これらの原因の一つとして、発注者の建設業法に対する認知度が低いことが、挙げられるのではないだろうか。

また、経営事項審査の認知度をみると、認知度は 37.4%に止まっているが、知らない発注者の中には経営事項審査の活用を希望する者が多く（希望者の割合は 59.5%）、特に「総合評点」「技術力」「経営状況分析」「工事の安全成績」に対するニーズが高い。

平成 10 年秋より、経営事項審査は公表されているものの、民間建築工事の発注者の認知度及び利用状況は低く、今後、経営事項審査の制度及び利用方法の周知を検討する必要があると思われる。

下請会社（専門工事会社）の指定及び推薦についてみると、下請会社の指定を行なった発注者は全体の約 4 分の 1 であり、さらに、その内の約 4 分の 3 が自ら指定を行なっている。他の者の推薦によって指定したものの中では、「設計事務所」「商売上の取引先」が指定するケースが多くなっている。

そして、今回建設工事における満足度ついては、「大いに満足した」「満足した」が合わせて 8 割を超えており、発注者は概ね、建設会社の選定結果に満足している。また、「やや不満」と「不満」は合わせて 1 割程度となっているが、その理由の中では「施工状況の説明が十分でない」「工事コストの説明が十分でない」「契約内容の説明が十分でない」といった項目が多くなっており、いわゆる素人発注者が、建設会社担当者の説明不足に苦慮している状況もうかがえる。

最後に、一般的に、建築工事は多額の費用を要し、その所有も長期にわたる。このため、工事発注者の多くは、建築工事の計画及び建設会社の選定を慎重に行なっていると推測される。しかし、工事発注者は現下の請負契約制度の下では、請負契約後の解除権が制限されており、契約後は建設会社に対する立場は強いものではなくなり、また、情報収集力についても個人や中小企業のレベルでは限界がある。

このような状況の中で、建設会社を選定する上の一つの方策として、前にも指摘したとおり、経営事項審査を民間工事においても活用することは、意義深いことであると思われる。ただし、今回アンケート結果からもわかったように、経営事項審査制度の認知度は、現状では未だ低いことから、今後、経営事項審査の利用方法を含めた周知が課題として指摘できる。

建設事業は、発注者と建設会社の高度の信頼関係を必要とするが、今回アンケートの結果では、発注者の多くが建設会社の選定について、満足を得ていることがわかった。

しかし、一方では建設会社の選定結果について「やや不満」「不満」とする発注者も 1 割程度あり、これらの問題（不誠実な建設業者の是正）の制度面での解決も、今後の課題として残ったと言えよう。